



徳労発基 0702 第1号
令和3年7月2日

徳島地方最低賃金審議会
会長 関口 寛 殿

徳島労働局長 伊藤 浩之

徳島県最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、徳島県最低賃金(昭和55年徳島労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。



徳労発基 0702 第 2 号
令和 3 年 7 月 2 日

徳島地方最低賃金審議会
会長 関口 寛 殿

徳島労働局長 伊藤 浩之

徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金
の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和 3 年 6 月 2 日付けをもって、申出代表者全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（UA ゼンセン）徳島県支部支部長小合弘人から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金（平成 26 年徳島労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



徳労発基 0702 第3号
令和3年7月2日

徳島地方最低賃金審議会
会長 関口 寛 殿

徳島労働局長 伊藤 浩之

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和3年6月14日付けをもって、申出代表者ジェイテクト労働組合徳島支部支部長原内正敏及びJAM光洋シーリングテクノ労働組合執行委員長辻康晴から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



徳労発基 0702 第4号
令和3年7月2日

徳島地方最低賃金審議会
会長 関口 寛 殿

徳島労働局長 伊藤 浩之

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和3年6月11日付けをもって、申出代表者電機連合東四国地方協議会徳島地域協議会議長賀川健一から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



令和3年6月2日

徳島労働局

局長 伊藤浩之 殿

徳島市昭和町3丁目
全国繊維化学食品流通
一般労働組合同盟
徳島県支部 支部長

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意して、下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

徳島県において造作材・合板・建築用組立材料製造業を営む使用者に使用される労働者
695名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

徳島県において造作材・合板・建築用組立材料製造業を営む使用者に使用される労働者
ただし、次に掲げる者は除く

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇い入れ後6月未満の者であつて、技能習得中の者

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ 木材の結束、包装、箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務

(4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者

以上 650名

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

『徳島県造作材、合板、建築用組立材料製造業最低賃金』

4. 申し出の内容

上記 3 の最低賃金の改正の決定を求める

尚、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

6. 添付書類

(1) 合意書及び委任状

(2) 最低賃金改正の必要に関する決議

決議機関名	機関決定
UAゼンセン アルボレックス労働組合	115名
UAゼンセン 日新労働組合四国工場支部	77名

(3) 産業別最低賃金改正の必要に関する合意書

合意事業所名	労働協約
多田工業株式会社	61名
富士木材工業協同組合	25名
原井林業（株）	36名

(合 計) 314 名

(4) 企業間格差に関する賃金疎明資料

2021年 6月 14日

徳島労働局長 殿



〒771-1262 徳島県板野郡藍住町笠木字西野39
JAM光洋シーリングテクノ労働組合 徳島支部
支部長 原 内 正 敏

〒771-1262
徳島県板野郡藍住町笠木字西野39
JAM光洋シーリングテクノ労働組合
執行委員長 辻 康 晴
TEL・FAX 088-692-1225

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、徳島県はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

徳島県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される

労働者（ 4, 214 ）名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

徳島県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に挙げるものは除く

- 1) 18歳未満、又は、65歳以上の者
- 2) 雇い入れ後6ヵ月未満の者であつて、技能習得中の者
- 3) 次に挙げる業務に主として従事する者
 - イ、 清掃・片付け・その他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ、 玉軸受・ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務
- 4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械機器・理化学機械機器製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者

以上（ 3, 926 ）名

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。

尚、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

- 1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当確最低賃金の適用を受けるべき労働者の3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の決定を求めるものである。
- 2) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業における過当競争により、県内における賃金面での著しい格差がみられること。

6. 添付書類

【添付書類1】 徳島県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業事務所数と労働者の概況及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数

【添付書類2】 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任状

- イ. 四国化工機労働組合
- ロ. ジェイテクト労働組合徳島支部
- ハ. 光洋シーリングテクノ労働組合
- ニ. 全国一般労働組合ナカテツ支部

【添付書類3】 最低賃金の改正の必要性に関する決議書

- イ. 四国加工機労働組合
- ロ. ジェイテクト労働組合徳島支部
- ハ. 光洋シーリングテクノ労働組合
- ニ. 全国一般労働組合ナカテツ支部

[添付書類4] 新産業別最低賃金の改正の必要性に関する合意書

- イ. ジェイテクト労働組合徳島支部
- ロ. 光洋シーリングテクノ労働組合
- ハ. 全国一般労働組合ナカテツ支部

徳島県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
事業所数と労働者数の概数

(2020年現在)

1. 徳島県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製
造業の事業所数と労働者数の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具	4	1756 人

2. 1のうち最低賃金の改正の必要性に合意する者の内訳

NO	事業所名	組合名	合意する労働者数
1	四国化工機株式会社	四国化工機労働組合	350 人
2	(株) ジェイテクト 徳島工場	ジェイテクト労働組合 徳島支部	887 人
3	(株) ジェイテクト 徳島工場	ジェイテクトユニオン	2018年1月1日より 休止中
4	光洋シーリングテクノ 株式会社	光洋シーリングテクノ労 働組合	389 人
5	ナカテツ株式会社 徳島工場	全国一般労働組合 ナカテツ支部	130 人
合計	4 事業所	5 組合	1756 人



令和3年 6月 11日

徳島労働局長 伊藤 浩之 殿

徳島県板野郡松茂町豊久139-392
電機連合東四国地方協議会 徳島地域協議会

議長 賀川 健一

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金改正の決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

徳島県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

9619 名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

徳島県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

但し、次に掲げる者を除く。

- ① 18才未満または65才以上の者
- ② 雇い入れ後6ヶ月未満の者であって技能習得中の者
- ③ 清掃・片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ④ 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者
- ⑤ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又は巻線の業務に主として従事する者

9455 名

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の最低賃金改正の決定を求める。

尚、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

①申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

なお、賃金格差存在についての疎明資料は別添資料の通りである。

②申請産業は、徳島県において、雇用者数が約2割を占める主要産業であり、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

③情報化時代にあつて、申請産業は生産額・出荷額・雇用者数ともに増加傾向が予想され、企業間及び組織労働者と未組織労働者間等の賃金格差拡大が予想されること。

④賃金の最低額に関する合意労働者数

7706 名

⑤（最も低い）労働協約の場合

983円/時間

現在適用されている法定最低賃金額

888円/時間

6. 添付書類

①確認書（写）・・パナソニック（株）—パナソニックG労働組合連合会間

②最低賃金に関する協定書（写）・・株式会社大真空—大真空労働組合間

③確認書（写）・・PHC（株）—PHC労働組合間

④産業別最低賃金の申出に関する合意書及び委任状・日亜化学工業株式会社

⑤最低賃金の改正に必要性に関する決議書

7. 合意の効力の及ぶ労働者数

①賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の労働者数

徳島県商工労働部労働雇用課データより(令和2年6月現在)

事業所名	組合名	最低賃金に関する 労働協約の適用労働者
PHC株式会社	PHC労働組合 四国支部	227名
株式会社 大真空 徳島工場	大真空労働組合 徳島支部	99名
パナソニック株式会社 インダストリアルソリュー ーションズ社	パナソニック エナジー労働組合 徳島支部	502名
合 計		828名

②賃金の最低額に関する合意書の適用労働者数

日亜化学工業株式会社労働者数

6878 名

③総合計(合意の効力の及ぶ労働者数)

7706 名

令和３年６月２２日（火）１０：００～
於 厚生労働省 省議室（９階）

第 60 回中央最低賃金審議会

< 議 事 次 第 >

- 1 会長及び会長代理の選任について
- 2 令和３年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）
- 3 その他

< 資 料 一 覧 >

- 資料 No. 1 中央最低賃金審議会委員名簿
- 資料 No. 2 中央最低賃金審議会運営規程
- 資料 No. 3 令和３年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）（写）
- 資料 No. 4 経済財政運営と改革の基本方針 2021（関係部分抜粋）
- 資料 No. 5 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（関係部分抜粋）
- 資料 No. 6 目安に関する小委員会委員名簿（案）

以上

令和3年6月

中央最低賃金審議会委員名簿

(公益委員)

鹿 住 倫 世	専修大学商学部教授
権 丈 英 子	亜細亜大学副学長・経済学部教授
小 西 康 之	明治大学法学部教授
中 窪 裕 也	一橋大学大学院法学研究科特任教授
藤 村 博 之	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
松 浦 民 恵	法政大学キャリアデザイン学部教授

(労働者側委員)

伊 藤 彰 英	日本基幹産業労働組合連合会事務局次長
古 賀 友 晴	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働条件局部長
小 原 成 朗	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員
富 田 珠 代	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
永 井 幸 子	UAゼンセン常任中央執行委員(短時間組合員局長・政策サポートセンター長兼務)
平 野 覚	産業別労働組合 JAM 労働・調査グループ長

(使用者側委員)

大 下 英 和	日本商工会議所産業政策第二部長
佐久間 一 浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
志 賀 律 子	株式会社麻布タマヤ代表取締役
高 原 博	日本通運株式会社執行役員
新 田 秀 司	一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
堀 内 麻祐子	株式会社センショー代表取締役

(注) 掲載順は、五十音順である。

中央最低賃金審議会運営規程

第一条 中央最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、厚生労働大臣、六人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各一人以上を含む三人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により厚生労働大臣又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも三日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

第三条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第四条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）次項において同じ。）を利用する方法によつて会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第五条第二項及び第三項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病氣その他の事由によつて会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によつて長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第五条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第六条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規定は、小委員会等について準用する。

第八条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度厚生労働大臣に送付するものとする。

第九条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第十条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

この規程は、平成十三年一月三十一日から施行する。

この規程は、令和三年五月二十一日から施行する。



厚生労働省発基 0622 第 1 号
令和 3 年 6 月 22 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 田村 憲久

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安について、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

経済財政運営と改革の基本方針 2021

(令和3年6月18日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン**1. 経済の現状と課題****(当面の経済運営の課題)**

今後とも、感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起こす。その上で、世界経済の回復ペースが加速していることを踏まえ、デフレに決して戻さないとの強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく。雇用を確保しつつ成長分野への円滑な労働移動を促進するとともに、賃上げモメンタムを維持・拡大し、成長と雇用・所得拡大の好循環を目指したマクロ政策運営を行っていく。

同時に、感染症により厳しい影響を受けた女性や非正規雇用の方々、生活困窮者、孤独・孤立状態にあるの方々などへのきめ細かい支援を継続し、コロナ禍が格差の拡大・固定化につながらないように、目配りの効いた政策運営を行っていく。

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組**(1) 感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築**

(略)

ワクチンについて、感染症の発症を予防し、死亡者・重症者の発生をできる限り減らすため、医療従事者等への接種を進め、大規模接種も活用して、希望する高齢者への接種を本年7月末を念頭に完了させる。また、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指す。引き続き、効果的な治療法、国産治療薬の研究開発・実用化の支援及び国産ワクチンの研究開発体制・生産体制の強化を進めるとともに、新たな感染症に備え、国内のワクチン開発・生産体制の強化のため、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を着実に推進する。そのために必要な取組の財源を安定的に確保する。

(略)

(2) 経済好循環の加速・拡大

日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まずは感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事

業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。その上で、民需主導の自律的な経済回復の実現に向け、技術革新・イノベーションを起こしつつ、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に喚起しながら、新分野への展開等の事業者の前向きな取組や、人材への投資、成長分野への円滑な労働移動を強力に推進するなど守りから攻めの政策へと重心を移し、経済全体の生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の継続的な上昇を促す。世界経済が回復していく中で、国際経済連携を強化しつつ、中小企業の輸出や農水産物輸出の振興、インバウンドの再生、航空・空港・海事関連といった国際交通を支える企業の経営基盤強化等を通じて、外需を日本の成長に取り込んでいく。また、ワクチンの接種証明について、不当な差別につながらないこと等に留意しつつ、速やかに検討を進め、成案を得る。

事業者への支援については、感染拡大防止の局面では、引き続き、営業時間短縮要請等に応じる事業者に対する規模に応じた協力金のできる限り迅速な支給や当面本年末まで継続する政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等により事業継続を支える。また、特に深刻な影響を受けている事業者に対し、資本金性資金を通じた財務基盤の強化を着実に実行する。同時に、感染防止対策やテレワークを含む感染リスクの低いビジネスモデルへの転換を図る投資等の取組を重点的に支援するとともに、ポストコロナの新しい経済に対応する事業再構築やデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた企業の挑戦に対し、補助金や税制、金融支援の着実な実行を通じて強力に後押しする。感染状況が落ち着いている地域では、感染防止対策を徹底した上で、まずは県内観光の割引事業等の支援により、感染症により甚大な影響を受けた需要の回復を図る。

雇用と生活への支援として、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、在籍型出向を通じた雇用確保を支援する助成の活用促進やマッチング支援の強化、感染症の影響による離職者のトライアル雇用への助成等によるグリーン・デジタル、介護・障害福祉等の成長分野や人手不足分野への円滑な労働移動や、セーフティネットとしての求職者向けの支援、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育等の人的投資支援を強力に推進する。雇用保険について、これらの施策を適切に講じ、セーフティネット機能を十分に発揮できるよう、その財政運営の在り方を検討する。非正規雇用労働者など感染症のより厳しい影響を受け、生活に困窮する方々に対しては、住まいの確保を含め生活を下支えする重層的なセーフティネットによる支援に万全を期するとともに、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化等を通じ自立を支援する。女性を中心とする自殺者の増加に対するSNSを含むきめ細かい相談支援のほか、望まない孤独・孤立を抱える方々に対する民間団体等を通じた寄り添い型の支援を引き続き強力に後押しする。

引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。

(1) 地方への新たな人の流れの促進

地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。

関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

(2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、EC活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。

下請中小企業における労務費等の上昇を取引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額に関して必要な確認を行う措置を適切に講ずる。

(3) 賃上げを通じた経済の底上げ

民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績⁵²を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

また、本年 4 月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。

(4) 観光・インバウンドの再生

観光関連産業は約 900 万人が従事し、地方を支えている。我が国の自然、気候、文化、食といった魅力は失われておらず、観光立国実現に官民一丸で取り組む。

G o T o トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて取扱いを判断することとし、宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。ワーケーションや休暇取得促進等により旅行需要平準化を図り、混雑を低減させる。

観光客が戻るまでの時間を活用し、観光業や観光地の再生のため、宿泊施設や飲食、土産物店等の施設改修や廃屋撤去、経営力底上げやD X推進等による収益性・生産性向上、金融機関等と連携した宿泊施設再生、地方自治体等の観光施設への民間活力導入等に取り組む。

地域内の縦割りを超えた観光業と異業種の連携によるコンテンツ造成や、デジタル技術も活用した観光資源の磨き上げ、スノーリゾート整備や国立公園の滞在環境上質化、古民家等の歴史的資源の面的活用、文化観光拠点等の整備や三の丸尚蔵館の美術品等の地方展開等を進める。日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

多言語表記やバリアフリー、C I Q等の受入環境整備、観光地への交通の充実、上質なサービスを求める観光客誘致のための取組を進める。国内外の感染状況等を見極めながら、小規模分散型パッケージツアーの試行等により、安心・安全な旅行環境整備を目指す。

I R整備は、厳格なカジノ規制の実施を含め、所要の手続を着実に進める。

⁵² 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において「最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1%と引き上げられている。なお、2020 年は、0.1%の引上げとなった。

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

(基本的考え方)

「経済あつての財政」との考え方の下、引き続き、感染症の影響など経済状況に応じた機動的なマクロ経済運営を行うとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現、海外需要の取込み等を通じ、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す。それに向け、ワイズスペンディングの徹底と4つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP／PFIや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。あわせて応能負担の強化などの歳入改革を進めて行く。

第4章 当面の経済財政運営と令和4年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

政府は、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指す。

当面は、感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜く。さらに、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に呼び込みながら、人材への投資と円滑な労働移動を強力に進めることにより、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の自律的な成長軌道の実現につなげる。このため、令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

2. 令和4年度予算編成に向けた考え方

- ① 前述のように、感染症の影響等の経済状況に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うことにより、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図る。
- ② 団塊の世代の75歳入りも踏まえ、将来世代の不安を取り除くため、全世代型社会保障改革を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、社会保障関係費、一般歳出のうち非社会保障関係費、地方の歳出水準について、第3章で定める目安に沿った予算編成を行う。
- ③ グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分（メリハリ付け）を行う。
- ④ 歳出全般について、徹底したワイズスペンディングを実行するとともに、歳入面での応能負担を強化するなど、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していく。

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ
(令和3年6月18日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

成長戦略実行計画

第10章 足腰の強い中小企業の構築

1. 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

今後もコロナ禍の影響を受ける中小企業の事業継続の支援に万全を期すとともに、積極的に事業再構築に取り組む中小企業を支援するため、事業再構築補助金の不断の見直しを図る。

2. 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

中堅企業に成長し、海外で競争できる企業を増やすため、民間支援機関との連携により海外展開するまでの伴走支援を強化する。

中小企業の円滑な事業承継を後押しするとともに、中小企業が M&A の支援を適切に活用できる環境を整備する。具体的には、①事業承継・引継ぎ支援センターの強化や、②簡易な企業価値評価ツールの整備、③M&A 支援機関に係る登録制度や自主規制団体の設立など支援機関の適切な取組を促す仕組みの構築を図る。

ドイツのフラウンホーファー研究機構による強い中小企業群創出のモデルを参考に、既存の研究開発機関の機能強化の検討等を含め、意欲ある中小企業の支援態勢を検討する。

3. 大企業と中小企業との取引の適正化

(1) 下請取引の適正化

下請業者への取引価格のしわ寄せを防ぐため、監督体制を強化する。また、業界による自主行動計画の策定を加速するとともに、業界だけでなく、個別企業による取組強化についても、コーポレートガバナンスの改善の一環として促進する。

(2) 大企業と中小企業の連携促進

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言について、官民をあげて周知や働きかけを実施し、本年度中に 2,000 社の宣言を目指すとともに、宣言の拡大などを通じ、大企業と中小企業の連携強化を図っていく。

(3) 約束手形の利用の廃止

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて 60 日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

（４）系列を超えた取引拡大

電子受発注システムの標準化等を通じて、中小企業のみならず発注側企業等も含めたシステムの利用を促進し、中小企業・小規模事業者の系列を超えた取引拡大を促す。

４．地域の中小企業・小規模事業者等への支援

地域の中小企業、小規模事業者等は、地域の雇用のみならず、人口が特に減少している地域社会において地域を支える重要な機能を果たしている。これらの事業者の生産性向上を図りつつ、生活に不可欠な機能の確保を図るため、地方自治体と国が連携して、地域づくりの担い手の創出や、中小企業・小規模事業者等による地域コミュニティを支える取組を強化していく。

５．官民連携による経営支援の高度化

コロナ禍から立ち上がろうとする事業者が、適切な経営支援を受けられるよう、各地域で民間も含む支援機関のネットワークを構築するとともに、個々の支援機関の専門性等の見える化を図る。その一環として、身近な支援機関である中小企業診断士に求められる専門分野の見える化を進める。

成長戦略フォローアップ

はじめに

本成長戦略フォローアップにおいては、以下のとおり、成長戦略実行計画の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取組について記載するものとする。

4. 「人」への投資の強化

(3) 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

iv) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

(略)

③賃金

- ・ 民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考に、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績³を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

(略)

(6) 労働移動の円滑化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

i) 雇用の維持と労働移動の円滑化

- ・ 雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主

³ 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「最低賃金については、年率 3 %程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円とすることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1%と引上げられている。なお、2020 年は、0.1%の引上げとなった。

が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。

- ・労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。
- ・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とするとともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。
- ・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就職する場合に助成額の加算を行う。
- ・労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進する労働者協同組合法について、円滑な施行を図る。
- ・スタートアップの経営人材についてヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、2021年度は、スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援し、またその中で得られた知見や事例を成果として取りまとめて公表することで、民間市場で広く成果が活用され、スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を目指す。

9. 足腰の強い中小企業の構築

(1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援

- ・事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継・引継ぎのワンストップ支援が2021年4月から開始されたことを契機に、本センターの人材強化や域内外の民間事業者等との連携強化を行うとともに、2021年度及び2022年度に事業承継診断を抜本的に見直し、これを通じたプッシュ型事業承継支援や後継者不在の中小企業と他者とのマッチング等による事業承継・引継ぎの一体的な支援を強化する。
- ・法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の活用促進も含め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑な事業承継・引継ぎが進むよう、M&Aを含む事業承継について集中的な広報を実施する。
- ・2021年度から、定期的な情報交換や研修、優良事例の横展開等を通じて、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会を連携させ、スポンサー型再生を円滑に実施する体制を各地域に整備する。
- ・事業承継や事業引継ぎに伴う転廃業に必要な費用の支援に加え、M&Aを追求してもなお転廃業を選択せざるを得ない場合に早期に専門的な相談や支援が受けられるよう、専門機関等と連携しつつ、経営資源の引継ぎへの事業承継・引継ぎ支援センターによる切れ目のない支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援のため、中小企

業再生支援協議会において、窓口相談、既往債務に係る最長1年間の元金返済猶予要請、並びに既往債務に新規融資を含めた関係金融機関調整の上での資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスクスケジュール支援）を行う。

- ・ 中小企業再生支援協議会において、事業者の希望に応じて事業再生支援専門家を紹介する取組を2021年度中に開始する。また、事業再生支援体制の強化に向け、事業再生支援の専門家育成等を検討する。
- ・ 経営者保証に依存しない融資の促進を図るため、中小事業者や金融機関等に対する「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」等の周知を引き続き行う。また、金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等の活用や事業者の経営者保証に関するニーズに対する円滑な支援が実施できるように、事業承継・引継ぎ支援センター内の業務フローの見直し等を行い、事業承継・引継ぎ支援センターと外部機関等との連携を一層強化する。

ii) 事業再構築への支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中小企業の設備投資・IT導入・販路開拓等を支援する中小企業生産性革命推進事業について、生産性の向上に加え、感染拡大の抑制を図るビジネスについて重点的に支援を行う。このうち、ものづくり補助金においては付加価値額年率3.0%増、IT導入補助金においては、労働生産性年率3.0%増を達成する事業計画の策定を引き続き求める。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的に伴走支援を実施すること等を条件に信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」等により、中小企業者の経営支援等を進める。
- ・ 日本政策金融公庫等が、新分野展開、業態転換等に向けた設備投資の適用利率を引き下げ、事業再構築等に必要な資金繰りを支援する。
- ・ 地域金融機関と政府系金融機関、官民連携ファンド等において、資本金性劣後ローンの積極的な活用を含め資本金性資金の供給を推進する。
- ・ 引き続き、DBJの特定投資業務等を活用して、地域金融機関等との共同ファンド等を通じたノウハウの共有や人材育成等を行うとともに、事業承継ファンドへのLP出資等を行うことで、地域の中堅・中小企業の事業転換・事業承継等による成長を促進する。
- ・ 株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本金性資金の供給等を進める。
- ・ 地方の中堅企業等による都市部の若者人材の採用を促進するため、採用戦略の策定からデジタル求人ツールの活用、リモート面接の実施までの一連の採用プロセスにおける最適な手法を2021年に実証した上で、得られる結果も踏まえて、都市から地方への人材マッチング市場の拡大に向けた普及策を講ずる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域の中小企業・小規模事業者の成長・生産性向上と地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築の両立に向け、「先導的人材マッチング事業」を継続するほか、2020年度にトライアル実施している「事業者支援ノウハウ共有サイト」の本格稼働や、「Re:ing/SUM (Regional Banking Summit)」における地域金融機関の特徴的な事例の発掘等を通じて、事業者支援体制を強化する。
- ・ 買い物弱者対策や高齢者見守りなど、地域住民にとって必要不可欠なサービスを

持続的に提供するため、2021 年度中に地域内外の組織が連携する体制構築の検討を深めた上で、全国で新たに 10 程度の連携体制を構築するとともに、複数の地域に共通する地域・社会課題を抽出し、ビジネスの手法を活用してその解決を図る取組を促進する。

- ・事業者支援を全国でかつ同時に進めるため、関係省庁において AI や ICT を活用した能率的で効果的な支援の方法や業種等ごとの共通的で典型的な事業再生の手法等の研究を行う。
- ・地域の核となる企業・産業の育成を推進するため、地域金融機関による地域の創業・事業展開・事業承継の支援を促す。

(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 中堅・中小企業の海外展開支援

(販路開拓支援・人材・金融面の支援)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大のため海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、新輸出大国コンソーシアムや中小企業海外展開現地支援プラットフォームを通じて海外現地での支援を拡充する。
- ・デジタルマーケティング情報を踏まえた商品改良や EC サイト上での PR 手法の改善、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の海外 EC サイトに設置する「ジャパンモール」への出展や EC 事業者のニーズに沿った商品提案の支援などを通じて EC やオンライン商談などを活用する支援を強化する。
- ・中小企業の海外展開の成功率や取引の継続率の大幅な向上を図るため、JAPAN ブランド育成支援等事業により、現地の市場開拓に精通し支援ノウハウ・実績のある民間支援事業者との連携を前提とした中小企業の海外展開支援を行う。
- ・中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目的として、民間事業者による越境 EC 事業や SDGs 分野での新事業創出といった新たなビジネスモデルの実証を支援する。

(海外進出支援)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により海外現地での契約関係や労働関係でのトラブルが増加する中、国際的な人の往来が制限されていることから、在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進する。また、進出先国の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う。
- ・中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、株式会社日本貿易保険（NEXI）が 2021 年 1 月に開始した特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧を無料で提供するサービスを周知する。
- ・国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について 2021 年度中に結論を出すとともに、最先端の ICT を備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

ii) 規模拡大を通じた労働生産性の向上

- ・連携の在り方の見直しも含め、M&A 支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る。
- ・事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る。
- ・後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する。
- ・M&A を経営戦略の一部として捉え、M&A 後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A 後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を 2021 年度中に策定する。
- ・サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドの裾野の拡大に向けた取組を進める。
- ・中小企業を当事者とする M&A の譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&A に関する知識や経験が十分でない中小企業においても M&A 支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、2021 年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他の M&A 支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。
- ・2021 年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携した M&A 支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業が M&A に関する適切な支援を受けられる環境を整備する。
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と都道府県の公設試験研究機関（公設試）が適切な連携・役割分担の下で、中小・中堅企業等における生産性向上や企業間連携につながるデジタル化等を支援すべく、2020 年度に開始した産総研と公設試等の連携による中小・中堅企業等への IoT 活用に係る普及啓発・人材育成等の取組を一層推進する。

（３）大企業と中小企業との取引の適正化

i) 下請取引の適正化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討する。中小企業庁でも、2022 年度における下請検査官や下請取引Ｇメンの体制強化による中小企業の取引の実態に関する情報収集の強化を検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を法執行につなげる体制を強化する。
- ・改正下請振興法に基づく下請Ｇメンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる。

- ・改正下請振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る。

ii) 大企業と中小企業の連携促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iii) 約束手形の利用の廃止

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iv) 系列を超えた取引拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(4) 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・GoTo 商店街事業は、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。
- ・地域の持続的発展を促進するため、2021 年度に地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業により、中小事業者等が地方公共団体と連携しながら新たな需要の創出につながる魅力的な機能を導入するための実証支援を行う。

(5) 官民連携による経営支援の高度化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・各都道府県の「よろず支援拠点」において、中堅企業への成長を促すため、新たに民間も取り込んだ支援機関のネットワークを構築する。そのため、2021 年度に意欲のある中小企業に対する積極的な支援を行うモデル実証拠点を選定し、2022 年度以降、全国へ展開する。

(6) デジタル化を通じた生産性向上

- ・2021 年度中に AI の実装スキルを持つ人材 600 人の育成や中小企業との協働の仕方の検証をし、AI の実装スキルを持つ人材を介した企業の生産性向上の仕組みを確立するとともに地方大学等を通じて普及させる。
- ・「AI 導入ガイドブック」(外観検査・需要予測版)の普及を図るとともに、2021 年度中に「AI 導入ガイドブック」の新規テーマを検討し公表する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、中小企業でのテレワーク導入を促進

- するため、テレワークに資するソフトウェア・通信機器等の導入支援等を行う。
- ・地域未来牽引企業等の地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組みの整備や活動等の支援、デジタル人材の育成等を促進する。
 - ・中小企業庁の全ての行政手続を 2023 年度までに電子化し、中小企業施策の活用状況や施策活用結果など国が保有するデータを民間ビジネスに開放し、中小企業を支援する民間サービス市場の創出と活性化を目指す。
 - ・国が保有する補助金等のデータを民間に開放し中小企業を支援する民間サービスの創出を促すとともに、中小企業向けの経営支援の専門家や支援ビジネス事業者などを巻き込んだコミュニティ形成のため、中小企業の経営相談や新しいビジネスパートナーをオンライン上で見つけられる仕組みを 2022 年度までに構築する。

目安に関する小委員会委員名簿（案）

（公益委員）

鹿 住 倫 世

小 西 康 之

中 窪 裕 也

藤 村 博 之

（労働者側委員）

伊 藤 彰 英

小 原 成 朗

富 田 珠 代

永 井 幸 子

（使用者側委員）

大 下 英 和

佐久間 一 浩

高 原 博

新 田 秀 司

（注）名簿は五十音順である。

令和 3 年 6 月 22 日（火）
中央最低賃金審議会終了後
於 厚生労働省 省議室（9 階）

第 1 回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 主要統計資料

資料 No. 2 経済財政運営と改革の基本方針 2021（関係部分抜粋）

資料 No. 3 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（関係部分抜粋）

資料 No. 4 新型コロナウイルス感染症関係資料

資料 No. 5 今後の予定（案）

参考資料 No. 1 第 1 回目安制度の在り方に関する全員協議会における委員からの追加要望資料

参考資料 No. 2 諸外国の最低賃金の状況・報告書

参考資料 No. 3 最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理

以上

主 要 統 計 資 料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移（暦年・四半期・月）
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 . . . 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数 . . . 2
- 2 有効求人倍率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 3
 - (2) 年齢別常用求人倍率の推移（暦年、年齢別） . . . 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 6
 - ハ 初任給の上昇額・率の推移（年度、学歴別） . . . 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移①〔事業所規模30人以上〕（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 8
 - 賃金・労働時間指数の推移②〔事業所規模5～29人〕（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上・10～99人・5～9人）・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 10
 - ハ 月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））） . . . 11
- 4 春季賃上げ妥結状況
 - (1) 春季賃上げ妥結状況（令和3年）（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別）） . . . 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移 . . . 13
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和2年）

5	夏季賞与・一時金妥結状況（令和3年）（連合、経団連）	・・・14
6	消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月）	・・・15
7	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移（年度）	・・・16
8	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率（暦年）	・・・17
9	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・18
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計事業所規模30人以上）	・・・20
10	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、暦年・四半期）	・・・21
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・22
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・22
	(2) 法人企業統計による企業収益（資本金規模別、年度・四半期）	・・・25
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、暦年・四半期）	・・・26
11	法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・28

Ⅱ 都道府県統計資料編

1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・30
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・31
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・32

4	賃金・労働時間の実情と推移	
(1)	賃金	
	定期給与の推移〔事業所規模30人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・ 33
(2)	労働時間	
	常用労働者 1 人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模30人以上〕（ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別（暦年））	・・・ 34
5	消費者物価指数等の推移	
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・月）	・・・ 35
(2)	消費者物価地域差指数の推移（ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年）	・・・ 36
6	労働者数等の推移	
(1)	常用労働者数〔事業所規模 5 人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）	・・・ 37
(2)	雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）	・・・ 38
(3)	就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）	・・・ 39

Ⅲ 業務統計資料編

1	地域別最低賃金改定状況	
(1)	令和 2 年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 （ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額（引上げ額・率）・採決状況等）	・・・ 40
(2)	目安と改定額との関係の推移（ランク別・都道府県別、年度）	・・・ 41
(3)	効力発生年月日の推移（ランク別・都道府県別、年度）	・・・ 42
(4)	加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別、年度）	・・・ 43
(5)	最高額と最低額及び格差の推移（最高額・最低額・格差、年度）	・・・ 44
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移（ランク別・都道府県別、年度）	・・・ 45
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1)	監督指導結果の推移（暦年、法違反の状況・法違反事業所の認識状況等）	・・・ 46
(2)	業種別法違反の状況（令和 3 年 全国計） （業種別、地域別・特定最低賃金適用事業場別）	・・・ 47

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP（国内総生産）					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数（※） （月平均）		完全失業率 （※）
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	（億円）	（％）	（％）	（億円）	（％）	（27年=100）	（％）	（27年=100）	（％）	（件）	（％）	（万人）	（万人）	（％）
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	－	5,108,416	0.0	98.9	△ 2.8	94.8	△ 4.2	12,734	△ 4.4	<302>	<△32>	<4.6>
24 年	5,004,747	0.6	－	5,178,644	1.4	99.6	0.6	96.8	2.1	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3
25 年	5,087,006	1.6	－	5,282,481	2.0	99.2	△ 0.8	98.6	1.9	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
26 年	5,188,110	2.0	－	5,298,128	0.3	101.2	2.0	102.8	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
27 年	5,380,323	3.7	－	5,380,812	1.6	100.0	△ 1.2	100.0	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
28 年	5,443,646	1.2	－	5,421,374	0.8	100.0	0.0	98.5	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
29 年	5,530,730	1.6	－	5,512,200	1.7	103.1	3.1	102.3	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
30 年	5,561,896	0.6	－	5,543,005	0.6	104.2	1.1	103.1	0.8	8,235	△ 2.0	166	△ 24	2.4
令和元 年	5,598,267	0.7	－	5,543,741	0.0	101.1	△ 3.0	99.9	△ 3.1	8,383	1.8	162	△ 4	2.4
2 年	5,386,091	△ 3.8	－	5,285,238	△ 4.7	90.6	△ 10.4	87.1	△ 12.8	7,773	△ 7.3	191	29	2.8
平成 31 年 1～3 月	5,593,990	0.7	2.7	5,562,791	0.4	102.8	△ 2.1	101.6	△ 3.0	1,916	△ 6.1	165	△ 1	2.4
令和元 年 4～6 月	5,610,390	0.3	1.2	5,569,155	0.1	102.8	0.0	102.1	0.5	2,074	△ 1.6	168	△ 1	2.4
7～9 月	5,627,787	0.3	1.2	5,576,237	0.1	101.7	△ 1.1	100.2	△ 1.9	2,182	8.2	161	△ 7	2.3
10～12 月	5,561,975	△ 1.2	△ 4.6	5,469,995	△ 1.9	98.0	△ 3.6	95.6	△ 4.6	2,211	6.8	153	△ 10	2.2
令和 2 年 1～3 月	5,531,264	△ 0.6	△ 2.2	5,442,312	△ 0.5	98.0	0.0	94.6	△ 1.0	2,164	12.9	165	0	2.4
4～6 月	5,101,130	△ 7.8	△ 27.7	5,002,323	△ 8.1	81.5	△ 16.8	75.3	△ 20.4	1,837	△ 11.4	194	26	2.8
7～9 月	5,384,371	5.6	24.1	5,266,972	5.3	88.8	9.0	85.1	13.0	2,021	△ 7.4	204	43	3.0
10～12 月	5,515,762	2.4	10.1	5,415,121	2.8	93.9	5.7	92.6	8.8	1,751	△ 20.8	201	48	2.9
3 年 1～3 月	5,444,002	△ 1.3	△ 5.1	5,360,897	△ 1.0	96.6	2.9	95.6	3.2	1,554	△ 28.2	193	28	2.8
令和 3 年 1 月	－	－	－	－	－	96.9	3.1	95.7	3.2	474	△ 38.7	203	△ 7	2.9
2 月	－	－	－	－	－	95.6	△ 1.3	93.0	△ 2.8	446	△ 31.5	203	0	2.9
3 月	－	－	－	－	－	97.2	1.7	98.2	5.6	634	△ 14.3	180	△ 23	2.6
4 月	－	－	－	－	－	100.0	2.9	99.3	1.1	477	△ 35.8	194	14	2.8
5 月	－	－	－	－	－					472	50.3			
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

（注）国民経済計算及び鉱工業生産指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及び前期（月、四半期）比である。

なお、平成24年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数より推計した値である。

（※）完全失業者数及び完全失業率の〈括弧内〉の数値は補完的に推計した値（2015年国勢調査基準）である。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(27年=100)	(%)	(27年=100)	(%)	(27年=100)	(%)	(27年=100)	(%)	(%)	(27年=100)	(%)	(27年=100)	(%)	(%)
平成 23 年	1.05	0.65	95.4	△ 0.3	98.8	1.4	99.9	0.3	104.7	0.5	23.41	98.8	2.2	103.6	2.4	11.17
24 年	1.28	0.80	95.4	0.0	98.0	△ 0.8	98.9	△ 1.0	103.7	△ 1.0	24.10	98.1	△ 0.7	102.8	△ 0.8	10.08
25 年	1.46	0.93	95.8	0.5	99.2	1.2	98.9	△ 0.1	103.1	△ 0.6	24.37	98.0	△ 0.1	102.2	△ 0.6	10.30
26 年	1.66	1.09	99.0	3.3	102.4	3.2	100.0	1.1	101.0	△ 2.2	24.50	99.8	1.9	100.8	△ 1.5	10.40
27 年	1.80	1.20	100.0	1.0	100.0	△ 2.3	100.0	0.1	100.0	△ 0.9	25.40	100.0	0.2	100.0	△ 0.7	11.52
28 年	2.04	1.36	99.9	△ 0.1	96.5	△ 3.5	101.2	1.1	101.3	1.3	25.22	100.7	0.8	100.8	0.9	11.32
29 年	2.24	1.50	100.5	0.6	98.7	2.3	101.7	0.5	101.2	△ 0.1	25.09	102.0	1.3	101.5	0.7	10.78
30 年	2.39	1.61	101.7	1.2	101.3	2.6	102.9	1.2	101.2	0.0	25.09	103.5	1.5	101.8	0.3	10.16
令和 元 年	2.42	1.60	102.3	0.6	101.5	0.2	102.7	△ 0.2	100.4	△ 0.8	25.59	103.7	0.2	101.4	△ 0.4	10.27
2 年	1.95	1.18	102.3	0.0	100.3	△ 1.2	101.0	△ 1.7	98.7	△ 1.7	25.28	99.6	△ 4.0	97.4	△ 3.9	10.63
2 年 1～3 月	2.18	1.45	102.5	△ 0.3	101.8	△ 0.3	102.5	△ 0.5	99.9	△ 0.6	25.71	102.0	△ 1.8	99.4	△ 1.9	10.82
4～6 月	1.80	1.20	102.3	△ 0.3	99.3	△ 2.5	100.7	△ 1.8	98.4	△ 1.5	24.77	99.4	△ 2.5	97.1	△ 2.3	10.42
7～9 月	1.83	1.06	102.4	0.2	100.2	0.9	100.7	0.0	98.3	△ 0.1	25.17	99.2	△ 0.2	96.8	△ 0.3	10.53
10～12 月	2.00	1.04	101.8	△ 0.6	100.0	△ 0.2	100.7	0.0	99.2	0.9	25.45	100.0	0.8	98.5	1.8	10.73
3 年 1～3 月	1.97	1.10	102.1	0.3	101.5	1.5	102.4	1.7	100.3	1.1	25.23	102.8	2.8	100.7	2.2	10.85
令和 3 年 1 月	2.03	1.10	102.1	0.7	100.8	0.5	102.1	2.0	100.1	1.2	25.28	102.9	5.8	101.0	5.0	10.91
2 月	1.88	1.09	102.1	0.1	101.3	0.5	102.6	0.5	100.6	0.5	25.38	102.3	△ 0.6	100.3	△ 0.7	11.02
3 月	1.99	1.10	102.4	0.3	102.3	1.0	102.6	0.0	100.3	△ 0.3	25.04	103.2	0.9	100.9	0.6	10.63
4 月	1.82	1.09	101.9	△ 0.5	103.2	0.9	103.7	1.1	101.8	1.5	24.56	103.7	0.5	101.8	0.9	10.44
5 月			102.2	0.3	103.9	0.7										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

- (注) 1 職業安定業務統計、賃金指数の四半期別・月別の数値及び消費者物価指数の月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
- 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模30人以上の結果であり、平成24年以降は再集計された公表値、平成23年以前は時系列比較のための推計値である。毎月勤労統計調査の令和3年4月分の数値は速報値である。
- 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 国内企業物価指数の令和3年5月分の数値は速報値である。

2 有効求人倍率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位:倍)

区分	年	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	令和3年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全国		0.65	0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.10	1.09	1.10	1.09	
	Aランク	0.67	0.84	1.00	1.19	1.28	1.44	1.52	1.62	1.60	1.13	0.98	1.00	0.98	0.99	
	Bランク	0.67	0.78	0.87	1.05	1.17	1.32	1.51	1.63	1.60	1.15	1.07	1.08	1.11	1.14	
	Cランク	0.73	0.89	1.00	1.16	1.25	1.42	1.57	1.68	1.69	1.29	1.22	1.21	1.23	1.27	
	Dランク	0.61	0.73	0.85	0.97	1.08	1.23	1.38	1.47	1.45	1.16	1.12	1.13	1.16	1.19	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクにおける数値は、都道府県ごとの数値の単純平均である。
- 2 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 3 各ランクは、各年における適用ランクである。
- 4 各月の数値は季節調整値である。

(2) 年齢別常用求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	年齢計	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
平成22年	0.48	2.63	0.54	0.39	0.40	0.38	0.42	0.44	0.48	0.40	0.34	1.05
23年	0.59	3.32	0.70	0.50	0.51	0.46	0.47	0.53	0.59	0.53	0.38	1.15
24年	0.72	4.56	0.90	0.61	0.63	0.57	0.56	0.65	0.72	0.70	0.47	1.11
25年	0.83	5.29	1.04	0.71	0.73	0.67	0.63	0.72	0.82	0.83	0.58	1.07
26年	0.97	6.29	1.23	0.84	0.87	0.82	0.74	0.84	0.96	1.00	0.71	1.05
27年	1.08	7.12	1.38	0.95	0.98	0.93	0.83	0.91	1.03	1.11	0.79	1.04
28年	1.22	8.03	1.60	1.11	1.14	1.10	0.95	0.98	1.15	1.23	0.89	1.07
29年	1.35	8.76	1.81	1.27	1.30	1.27	1.10	1.06	1.25	1.34	0.97	1.06
30年	1.45	9.58	2.02	1.44	1.47	1.43	1.25	1.14	1.31	1.41	1.02	0.96
令和元年	1.45	9.83	2.06	1.47	1.52	1.49	1.32	1.15	1.28	1.39	0.98	0.86

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者、臨時・季節労働者を除き、常用的パートタイムを含んでいる。

2 令和2年4月以降、年齢別常用求人倍率が公表されなくなったため、令和元年までの数値を掲載している。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：％)

区分		年	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	令和3年			
										1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上		1.1	0.1	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	△ 0.7	△ 0.1	0.7	2.2
	500人以上		0.1	△ 0.2	0.5	0.0	4.1	△ 1.1	△ 1.5	0.5	0.2	1.1	3.4
	100～499人		0.4	0.1	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	△ 0.6	△ 0.7	0.1	0.5
	30～99人		1.1	△ 0.2	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	△ 2.4	△ 0.6	0.2	2.3
	5～29人		0.0	1.0	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	△ 1.7	△ 0.3	0.5	1.2
定期給与額	30人以上		0.3 (0.0)	0.5 (0.6)	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	0.0 (0.4)	△ 0.3 (0.3)	1.1 (1.5)	1.9 (1.3)
	500人以上		△ 0.8 (△ 1.2)	0.0 (△ 0.1)	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	0.5 (1.0)	0.0 (0.6)	1.7 (2.1)	2.1 (1.0)
	100～499人		△ 0.3 (△ 0.6)	0.4 (0.7)	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	△ 0.8 (△ 0.4)	△ 1.0 (△ 0.5)	△ 0.1 (0.2)	0.6 (0.1)
	30～99人		0.6 (0.5)	0.5 (0.3)	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	△ 0.2 (0.2)	△ 0.4 (0.3)	1.1 (1.6)	2.4 (2.1)
	5～29人		△ 0.3 (△ 0.4)	0.4 (0.2)	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.2 (0.4)	△ 0.3 (0.6)	△ 0.2 (0.4)	1.1 (1.0)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。
 3 （ ）内の数値は所定内給与額についての増減率である。
 4 令和3年4月分の数値は速報値である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

区分		年	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	令和3年			
												1月	2月	3月	4月
パートタイム労働者比率	30人以上		24.10	24.37	24.50	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.28	25.38	25.04	24.56
	500人以上		15.92	16.30	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	15.47	15.09	14.70
	100～499人		22.88	23.29	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.70	24.64	24.39	24.08
	30～99人		28.68	29.12	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.52	31.73	31.32	30.66
	5～29人		35.41	36.47	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.21	39.19	39.39	38.99

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 令和3年4月分の数値は速報値である。

ハ 初任給の上昇額・率の推移

上段：上昇額（単位：円） 下段：上昇率（単位：％）

区分 年度	高校卒				高専卒 (技術)	短大卒 (事務)	大学卒			大学院 (修士) 卒
	(事務・技術)			(現業)			(事務・技術)			
	一律	差あり					一律	差あり		
		基幹職	補助職					基幹職	補助職	
平成23年度	178	52	51	150	161	266	239	86	98	303
	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
24年度	140	161	91	72	91	125	207	232	30	176
	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
25年度	141	187	125	38	153	223	132	461	175	161
	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
26年度	702	569	544	736	842	655	806	601	464	787
	0.4	0.3	0.3	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4
27年度	1239	904	706	1151	1579	1342	1574	1933	1318	1875
	0.8	0.5	0.4	0.7	0.9	0.8	0.8	0.9	0.7	0.9
28年度	824	582	616	748	995	767	880	1263	631	1153
	0.5	0.3	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.6	0.3	0.5
29年度	1093	565	532	834	966	851	1109	1132	745	930
	0.7	0.3	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
30年度	1361	2618	2385	1386	1660	1493	1637	2171	1511	1707
	0.8	1.6	1.5	0.8	0.9	0.8	0.8	1.0	0.8	0.8
令和元年度	1670	1737	1641	1613	1490	1642	1544	1251	1041	1569
	1.0	1.0	1.0	1.0	0.8	0.9	0.7	0.6	0.6	0.7
2年度	1681	1098	1160	1443	1597	1202	1408	1608	1231	1498
	1.0	0.8	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7
3年度	553	100	183	625	692	514	537	443	452	463
	0.3	0.1	0.1	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

資料出所 労務行政研究所「労政時報」

- (注) 1 上昇額・率は、それぞれの調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給をもとに算出したものである。
2 調査対象は、東証第1部上場企業等である。
3 令和3年度は速報値である。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

年・期	指数（平成27年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①／②	前年比			
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成25年	99.4	△ 0.9	100.7	△ 1.3	98.7	0.4	266,860	136.9	1,949
26年	99.4	0.0	100.1	△ 0.5	99.3	0.5	268,881	136.3	1,973
27年	100.0	0.6	100.0	△ 0.1	100.0	0.7	265,540	135.8	1,955
28年	100.6	0.6	100.0	0.0	100.6	0.6	267,210	135.8	1,968
29年	101.2	0.6	99.9	△ 0.1	101.3	0.7	268,736	135.7	1,980
30年	101.9	0.7	99.3	△ 0.6	102.6	1.3	270,694	134.9	2,007
令和元年	102.0	0.1	97.2	△ 2.1	104.9	2.2	270,847	132.0	2,052
2年	102.1	0.1	95.5	△ 1.7	106.9	1.8	271,025	129.6	2,091
平成31年1～3月	101.0	0.0	94.6	△ 1.7	106.8	1.7	268,077	128.5	2,086
令和元年4～6月	102.3	0.1	98.1	△ 3.0	104.3	3.1	271,665	133.2	2,040
7～9月	102.2	0.1	97.7	△ 1.3	104.6	1.4	271,484	132.7	2,046
10～12月	102.5	0.1	98.5	△ 2.4	104.1	2.5	272,136	133.8	2,034
2年1～3月	101.4	0.4	94.2	△ 0.4	107.6	0.8	269,293	127.9	2,105
4～6月	102.1	△ 0.2	94.2	△ 4.0	108.4	3.8	271,250	127.9	2,121
7～9月	102.2	0.0	95.6	△ 2.1	106.9	2.1	271,292	129.7	2,092
10～12月	102.5	0.0	97.9	△ 0.6	104.7	0.6	272,270	133.0	2,047
3年1～3月	102.1	0.7	93.6	△ 0.6	109.1	1.3	271,181	127.2	2,132

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②〔事業所規模5～29人〕

年・期	指数（平成27年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①／②	前年比			
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成25年	100.2	△ 0.7	101.3	△ 1.5	98.9	0.8	207,560	132.0	1,572
26年	99.8	△ 0.4	100.6	△ 0.7	99.2	0.3	206,720	131.1	1,577
27年	100.0	0.2	100.0	△ 0.6	100.0	0.8	207,165	130.3	1,590
28年	100.2	0.2	98.9	△ 1.0	101.3	1.2	207,447	128.9	1,609
29年	100.9	0.7	98.3	△ 0.6	102.6	1.3	208,956	128.2	1,630
30年	100.4	△ 0.5	97.0	△ 1.3	103.5	0.8	207,902	126.4	1,645
令和元年	100.3	△ 0.1	94.7	△ 2.4	105.9	2.3	207,780	123.5	1,682
2年	101.1	0.8	92.8	△ 2.0	108.9	2.8	209,379	120.9	1,732
平成31年1～3月	98.8	△ 0.9	92.2	△ 2.4	107.2	1.5	204,581	120.2	1,702
令和元年4～6月	100.4	△ 0.7	95.4	△ 3.5	105.2	2.8	207,985	124.3	1,673
7～9月	100.9	0.6	95.1	△ 1.7	106.1	2.3	208,958	124.0	1,685
10～12月	101.1	0.7	96.1	△ 1.9	105.2	2.6	209,526	125.3	1,672
2年1～3月	100.0	1.2	91.9	△ 0.3	108.8	1.5	207,151	119.7	1,731
4～6月	101.3	0.9	91.3	△ 4.3	111.0	5.2	209,852	118.9	1,765
7～9月	101.3	0.4	93.1	△ 2.1	108.8	2.5	209,834	121.3	1,730
10～12月	101.7	0.6	94.9	△ 1.2	107.2	1.8	210,663	123.7	1,703
3年1～3月	100.5	0.5	90.1	△ 2.0	111.5	2.5	208,120	117.4	1,773

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
2 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。
3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比
	①	②	①／②		③	④	③／④		⑤	⑥	⑤／⑥	
	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
平成23年	296.8	166	1,788	△0.4	257.4	172	1,497	△1.3	253.9	174	1,459	△0.6
24年	297.7	165	1,804	0.9	258.2	172	1,501	0.3	255.5	174	1,468	0.6
25年	295.7	163	1,814	0.5	261.5	170	1,538	2.5	259.9	172	1,511	2.9
26年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
27年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
28年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
29年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
30年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和元年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2年	307.7	165	1,865	－	278.0	170	1,635	－	282.0	171	1,649	－

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者（平成16年以前はパートタイム労働者）とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成25年	136.9	△ 1.3	132.0	△ 1.5	12.4	2.7	16.4	4.2	8.0	4.6	10.6	△ 1.8
26年	136.3	△ 0.5	131.1	△ 0.7	12.8	3.9	17.5	6.9	8.5	6.5	11.2	5.4
27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
令和3年1月	124.1	△ 1.4	112.8	△ 1.9	11.0	△ 6.8	14.2	△ 4.0	6.7	△ 10.6	7.1	△ 16.5
2月	124.3	△ 2.7	117.7	△ 3.5	11.1	△ 8.3	15.0	△ 5.6	6.9	△ 12.7	8.3	△ 17.0
3月	133.1	2.2	121.6	△ 0.4	12.0	0.9	15.7	△ 0.7	7.5	△ 5.0	8.3	△ 9.8
4月	138.6	4.0	126.8	3.4	12.2	16.2	15.7	17.2	7.6	11.7	8.3	6.4

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
3 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。
2 令和3年4月分の数値は速報値である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和3年）

連合 第6回 回答集計結果(令和3年6月4日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	30歳
1,000人以上	173組合 668,944人 6,044円(6,467円) 2.02%(2.14%)	28組合 90,711人 2,607円(1,056円) 0.76%(0.32%)	26組合 112,803人 370円(785円) 0.13%(0.27%)
300～999人	322組合 174,949人 5,539円(5,620円) 2.06%(2.09%)	48組合 26,746人 1,523円(1,374円) 0.53%(0.48%)	43組合 22,397人 802円(2,288円) 0.33%(0.95%)
100～299人	499組合 91,046人 5,300円(5,350円) 2.05%(2.10%)	72組合 11,852人 768円(1,395円) 0.29%(0.52%)	74組合 12,138人 521円(1,064円) 0.22%(0.45%)
～99人	427組合 22,148人 4,797円(5,278円) 1.99%(2.18%)	83組合 3,874人 883円(850円) 0.36%(0.34%)	94組合 4,359人 739円(1,333円) 0.32%(0.57%)
規模計	1,421組合 957,087人 5,830円(6,188円) 2.03%(2.13%)	231組合 133,183人 1,189円(1,169円) 0.44%(0.43%)	237組合 151,697人 642円(1,340円) 0.27%(0.55%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和2年6月5日付 第6回回答集計結果。
2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。

連合(有期・短時間・契約等労働者) 第6回 回答集計結果(令和3年6月4日)

			単純平均	加重平均
時給	249組合 592,960人	賃上げ額	18.45円(25.18円)	21.24円(27.16円)
		平均時給	1,035.00円(1029.72円)	1,044.36円(1026.58円)
月給	79組合 18,889人	賃上げ額	3,991円(4,219円)	4,218円(6,339円)
		賃上げ率	1.86%(2.05%)	1.94%(3.03%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和2年6月5日付 第6回回答集計結果。

経団連(大手企業) 第1回集計(令和3年5月28日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
主要21業種 大手249社	89社 6,040円(7,297円) 1.82%(2.17%)

- (注) 1 原則として東証一部上場、従業員数500人以上の企業を対象。
2 136社(54.6%)の回答を把握したが、このうち47社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3 ()内の数値は、令和2年5月21日付第1回集計結果。

経団連(中小企業) 第1回集計(令和3年6月11日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
17業種 754社	212社 4,444円(4,471円) 1.72%(1.72%)

- (注) 1 従業員数500人未満の企業を対象。
2 224社(29.7%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3 了承、妥結を含む。
4 ()の数値は、令和2年6月12日付第1回集計結果。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額（円）		賃金の改定率（％）	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 23 年	3,513	2,762	1.2	1.0
24 年	4,036	3,344	1.4	1.2
25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2 年	4,940	4,250	1.7	1.6

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額、改定率である。

2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和2年）

(単位：％)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(87.6)	(2.2)	(10.2)
企業業績	100.0	100.0	100.0
世間相場	48.8	81.1	30.6
雇用の維持	2.9	－	0.4
労働力の確保・定着	8.0	4.5	3.0
物価の動向	7.8	12.4	1.8
物価の動向	0.5	－	－
労使関係の安定	2.0	－	－
親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	4.4	－	0.5
前年度の改定の実績	4.6	0.3	0.4
その他	1.5	－	0.2
重視した要素はない	16.1	1.0	4.4
不明	3.3	0.7	58.7

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査特別集計」

(注) () 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和3年6月4日)

一時金		2021回答			2020回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏季	回答月数	2.26ヶ月			2.28ヶ月	
		1,691組合	1,159,439人	△0.02ヶ月	1,644組合	1,323,428人
	回答額	705,626円			680,033円	
		1,060組合	761,120人	25,593円	1,191組合	742,784人
年間	回答月数	4.63ヶ月			4.83ヶ月	
		1,739組合	1,696,663人	△0.20ヶ月	1,795組合	1,753,341人
	回答額	1,570,257円			1,586,314円	
		933組合	1,017,196人	△16,057円	1,086組合	1,045,145人

注 (1) △はマイナスを表す。以下同じ。
(2) 数値は組合員一人当たりの加重平均。
(3) 2020年回答の数値は2020年6月5日付 第6回集計結果

経団連第1回集計(令和3年6月 日)

	2021年夏季			2020年夏季		
	社数	妥結額	増減率(%)	社数	妥結額	増減率(%)
総平均	—	—	—	86	925,947	△ 6.00
製造業平均	—	—	—	79	900,960	△ 5.14
非製造業平均	—	—	—	7	1,079,915	△ 9.88

注 (1) 調査対象は原則として東証一部上場の従業員数500人以上。
(2) 2021年夏季の数値は公表前。
(3) 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
(4) 2020年夏季の数値は、2020年6月17日付第1回集計結果。調査対象は主要21業種・大手257社。
18業種144社(56.0%)で妥結が出ているが、このうち58社は平均額不明などのため集計より除外。
(5) 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	令和3年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全国		△ 0.3	0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.1
	Aランク	△ 0.5	0.0	0.4	3.0	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.6	△ 0.1	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.6
	Bランク	△ 0.3	0.1	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.1
	Cランク	△ 0.3	△ 0.1	0.4	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.4	△ 0.2	0.0	△ 0.4	0.0
	Dランク	△ 0.2	0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.3	0.1	△ 0.4	0.2

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注） 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、各年における適用ランクである。

7 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
地 域 別 最 低 賃 金 (円)	7 3 7	7 4 9	7 6 4	7 8 0	7 9 8	8 2 3	8 4 8	8 7 4	9 0 1	9 0 2
未 満 率 (%)	1 . 7	2 . 1	1 . 9	2 . 0	1 . 9	2 . 7	1 . 7	1 . 9	1 . 6	2 . 0
影 響 率 (%)	3 . 4	4 . 9	7 . 4	7 . 3	9 . 0	1 1 . 1	1 1 . 9	1 3 . 8	1 6 . 3	4 . 7

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

(注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。

2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

8 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

従来の特別集計値

(単位：％)

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
未満率	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	—
影響率	2.5	2.8	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
- 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値

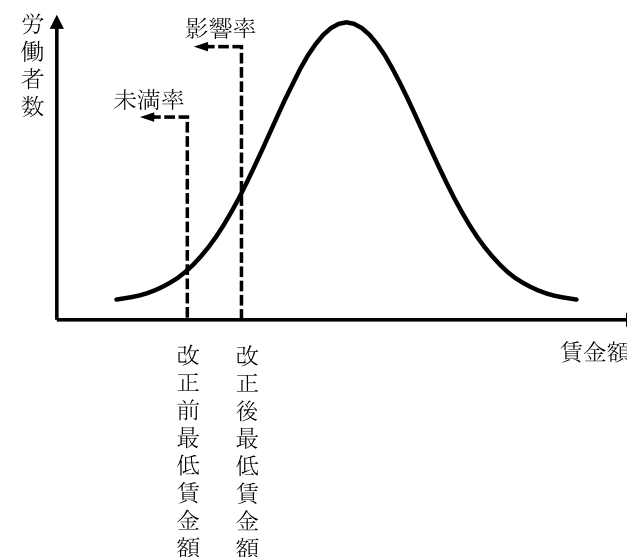
(単位：％)

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
未満率	—	—	—	—	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0
影響率	—	—	—	—	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 2 平成27年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）							
		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
	時間額	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比
	①	②	③	④＝②／③	①／④	⑤	⑥	⑦＝⑤／⑥	①／⑦
	(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
平成23年	737	296.8	166	1,788	41.2	257.4	172	1,497	49.2
24年	749	297.7	165	1,804	41.5	258.2	172	1,501	49.9
25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
2年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（短時間労働者）

	年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
		時間額	所定内給与 (時間額) (男女計)	時間額比	所定内給与 (時間額) (女性)	時間額比	所定内給与 (時間額) (男女計)	時間額比	所定内給与 (時間額) (女性)	時間額比
		①	②	①／②	③	①／③	④	①／④	⑤	①／⑤
		(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
見直し 前の 集計 方法	平成23年	737	1,015	72.6	988	74.6	1,024	72.0	988	74.6
	24年	749	1,026	73.0	1,001	74.8	1,038	72.2	1,002	74.8
	25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6
	26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9
	27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
	28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
見直し 後の 集計 方法	平成27年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6
	28年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
	29年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	30年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	令和元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	2年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成27年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（毎月勤労統計調査、産業計・事業所規模30人以上）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	厚生労働省「毎月勤労統計調査」					
		産業計・事業所規模30人以上					
	時間額	所定内給与 (月額)	月間出勤日数	所定内 労働時間	一日当たり 所定内給与	時間当たり 所定内給与	時間額比
	①	②	③	④	②／③	⑤＝②／④	①／⑤
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
平成25年	764	266,860	18.9	136.9	14,120	1,949	39.2
26年	780	268,881	18.9	136.3	14,227	1,973	39.5
27年	798	265,540	18.8	135.8	14,124	1,955	40.8
28年	823	267,210	18.8	135.8	14,213	1,968	41.8
29年	848	268,736	18.7	135.7	14,371	1,980	42.8
30年	874	270,694	18.6	134.9	14,553	2,007	43.6
令和元年	901	270,847	18.2	132.0	14,885	2,051	43.9
2年	902	271,025	17.9	129.6	15,141	2,091	43.1

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

3 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

10 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断（D I）

（「良い」－「悪い」・%ポイント）

		平成30年				平成31年	令和元年				令和 2年				令和 3年 3月	
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き	
規模計	製造業	18	17	16	16	7	3	-1	-4	-12	-39	-37	-20	-6	-7	
	非製造業	15	15	14	15	15	14	14	11	1	-25	-21	-11	-9	-12	
大企業	製造業	24	21	19	19	12	7	5	0	-8	-34	-27	-10	5	4	
	非製造業	23	24	22	24	21	23	21	20	8	-17	-12	-5	-1	-1	
中堅企業	製造業	19	20	15	17	7	5	2	1	-8	-36	-34	-17	-2	-6	
	非製造業	21	20	18	17	18	18	18	14	0	-27	-23	-14	-11	-12	
中小企業	製造業	15	14	14	14	6	-1	-4	-9	-15	-45	-44	-27	-13	-12	
	非製造業	10	8	10	11	12	10	10	7	-1	-26	-22	-12	-11	-16	

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注） 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、平成30年3月調査において「平成26年経済センサス-基礎調査」に基づく調査対象企業の見直しを行っている（前回の見直しは平成27年3月調査）。調査対象企業数は、平成30年3月調査の時点で、10,020である。

	資本金
大企業	10億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断（D I）

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近（回答時点）の状況」および「先行き（3か月後）の状況」について、季節変動を除いた実勢ベースで、3つの選択肢（「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」）の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。
- そして、次式によりディフュージョン・インデックス（DiffusionIndex）を算出する。

$$D.I.=（第1 選択肢の回答者数構成百分比）-（第3 選択肢の回答者数構成百分比）$$

ロ 経常利益増減

(前年度比・%)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (計画)	令和3年度 (計画)
規模計	製造業	-0.3	-15.9	-18.6	4.2
	非製造業	0.9	-5.1	-37.7	12.2
大企業	製造業	-0.9	-17.5	-17.5	1.8
	非製造業	-0.1	-7.8	-42.3	5.6
中堅企業	製造業	5.8	-3.1	-19.5	5.4
	非製造業	4.0	-2.8	-32.5	16.9
中小企業	製造業	-1.8	-18.1	-25.5	20.6
	非製造業	1.1	0.7	-30.1	22.9

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、「経済センサス」(総務省・経済産業省)をベースとした層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を、前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (計画)	令和3年度 (計画)
規模計	製造業	7.09	6.14	5.44	5.50
	非製造業	5.01	4.78	3.24	3.57
大企業	製造業	8.21	7.00	6.30	6.25
	非製造業	6.53	6.18	3.91	4.06
中堅企業	製造業	5.33	5.22	4.52	4.57
	非製造業	3.88	3.70	2.71	3.08
中小企業	製造業	4.52	3.80	3.10	3.62
	非製造業	3.51	3.53	2.68	3.22

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

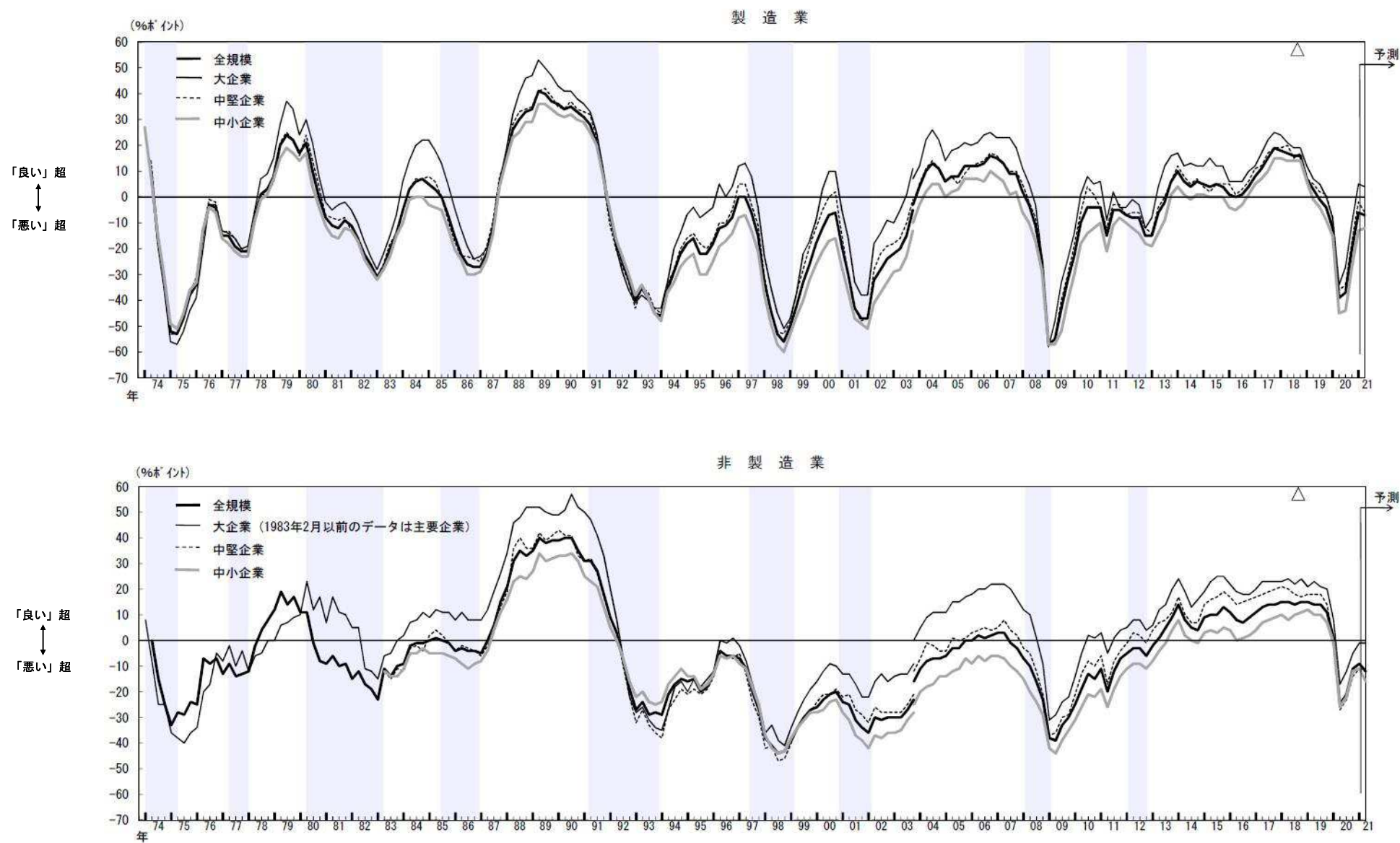
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様の方法により母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

(注) 1. シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。グラフ右上部にある△は直近の景気の山。以下同じ。

2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

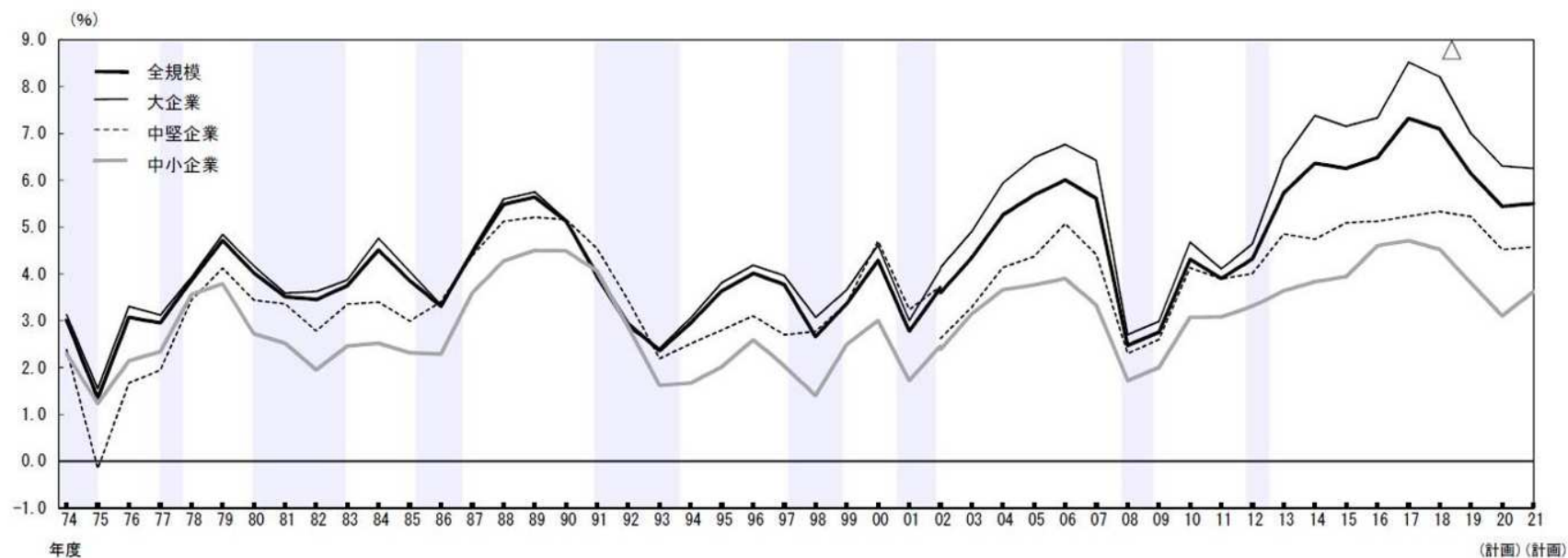
▽業況判断の推移



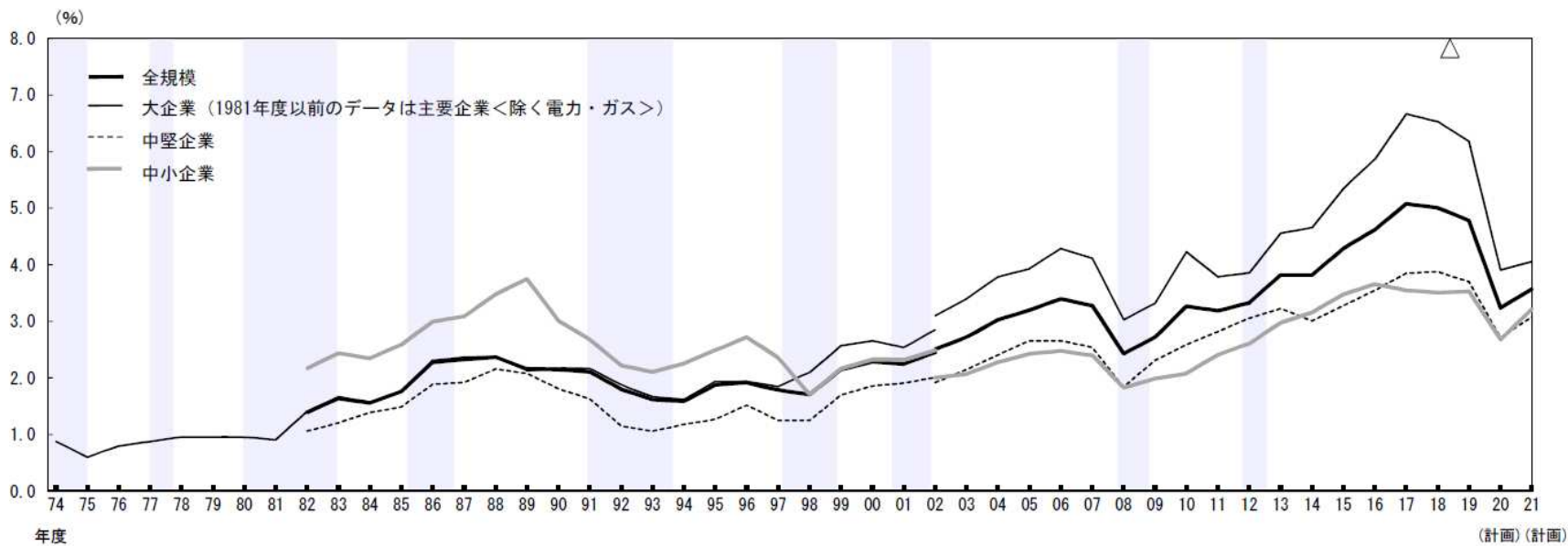
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2021年3月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製 造 業



非 製 造 業



(2) 法人企業統計による企業収益

(単位：億円、%)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年				令和3年
					1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期
経常利益	規模計	835,543	839,177	714,385	159,262	124,140	123,984	184,505	200,746
	前年同期比	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 28.4	▲ 46.6	▲ 28.4	▲ 0.7	26.0
	資本金規模10億円以上	462,998	482,378	416,995	70,537	100,856	67,299	93,787	105,027
	前年同期比	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 37.4	▲ 30.6	▲ 26.2	▲ 13.9	48.9
	〃 1億円～10億円	130,045	136,617	115,306	27,752	11,238	24,025	31,375	33,773
	前年同期比	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 23.9	▲ 60.1	▲ 23.5	7.3	21.7
	〃 1,000万円～1億円	206,883	183,789	154,438	60,973	12,046	32,660	59,343	61,947
	前年同期比	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 16.8	▲ 79.6	▲ 35.4	24.6	1.6
売上高経常利益率	規模計	5.4	5.5	4.8	4.6	4.4	4.0	5.6	6.0
	資本金規模10億円以上	8.1	8.2	7.4	4.9	8.7	5.3	6.9	7.3
	〃 1億円～10億円	4.5	4.6	4.0	3.7	1.9	3.7	4.5	4.9
	〃 1,000万円～1億円	3.8	3.6	3.1	4.8	1.1	2.8	4.7	5.1

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 金融業、保険業を除く全産業。

(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	平成30年				平成31年	令和元年				令和2年				令和3年
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	
合計	-19.3	-16.1	-18.5	-18.0	-20.1	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	
製造業	-11.7	-9.4	-13.4	-12.5	-18.2	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	
建設業	-7.1	-6.6	-7.9	-3.8	-4.3	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	
卸売業	-14.8	-15.9	-14.7	-13.8	-20.1	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	
小売業	-33.6	-30.0	-31.4	-31.0	-32.2	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	
サービス業	-20.0	-14.6	-17.7	-18.6	-18.5	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

（注）1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

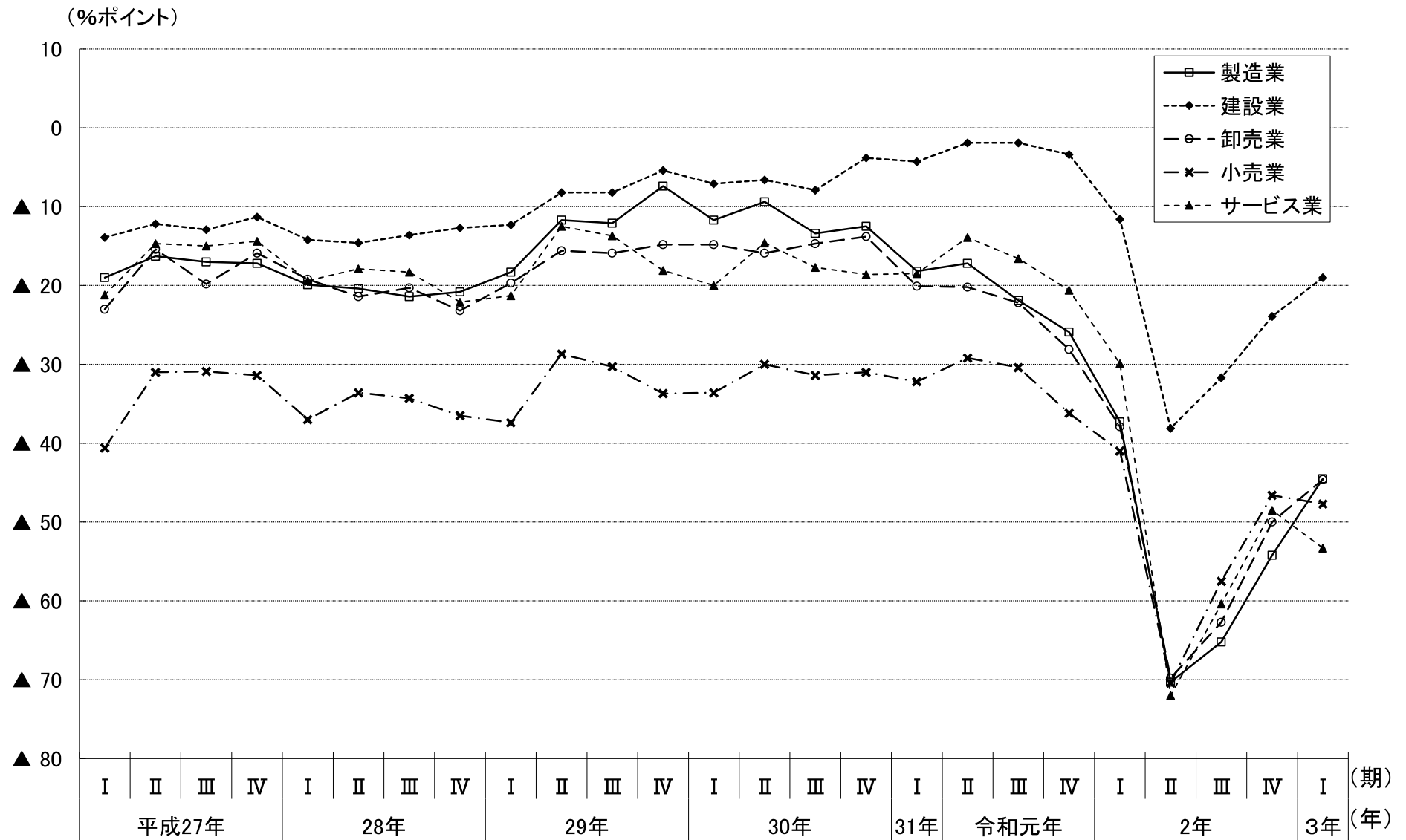
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、DiffusionIndexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



11 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成22年度	671	4.7	1,046	14.9	548	4.4	417	6.6	929	4.1	552	0.7	445	▲ 0.2
23年度	668	▲ 0.4	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	5.0	916	▲ 1.4	555	0.5	486	9.2
24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4

(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

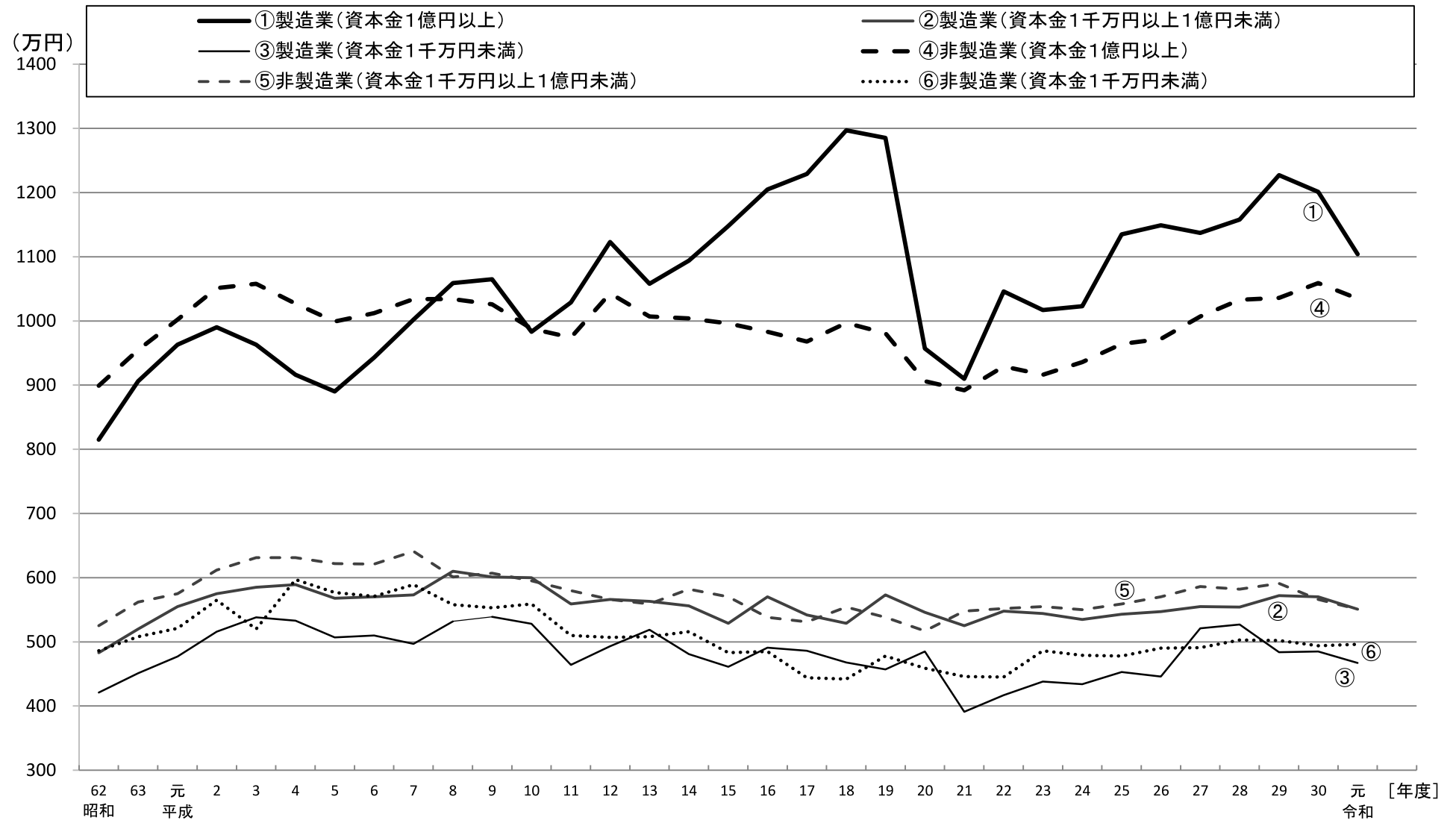
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計

従業員一人当たり付加価値額の推移



(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である

[平成19年度(2007年度)調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

Ⅱ 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（平成29年度）			標準生計費（月額、令和2年4月）			新規卒卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和2年）					
		（千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	4人世帯 （円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	男性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	女性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）
A ランク	東 京 神 奈 大 阪 愛 知 埼 玉 千 葉	5,427	100.0	1	218,000	100.0	9	181.9	100.0	10	186.7	100.0	3
		3,227	59.5	11	218,230	100.1	8	193.3	106.3	1	181.2	97.1	6
		3,183	58.7	13	171,410	78.6	40	189.6	104.2	2	188.1	100.7	2
		3,685	67.9	2	230,210	105.6	6	178.7	98.2	19	180.6	96.7	8
		3,067	56.5	17	286,700	131.5	1	187.7	103.2	3	189.6	101.6	1
		3,193	58.8	12	232,060	106.4	5	179.4	98.6	18	183.3	98.2	4
B ランク	京 都 兵 庫 静 岡 滋 賀 茨 城 栃 木 広 島 長 野 富 山 三 重 山 梨	3,018	55.6	18	174,640	80.1	37	177.6	97.6	23	176.0	94.3	15
		2,966	54.7	22	169,720	77.9	42	182.5	100.3	8	181.5	97.2	5
		3,388	62.4	4	210,760	96.7	12	185.0	101.7	4	178.3	95.5	12
		3,290	60.6	8	187,250	85.9	25	182.4	100.3	9	172.8	92.6	19
		3,306	60.9	7	179,658	82.4	32	181.9	100.0	10	169.8	90.9	24
		3,413	62.9	3	187,113	85.8	26	180.8	99.4	14	170.6	91.4	21
		3,167	58.4	14	185,269	85.0	28	177.1	97.4	25	164.8	88.3	35
		2,940	54.2	25	175,720	80.6	36	174.1	95.7	34	179.3	96.0	11
		3,319	61.2	6	206,916	94.9	14	180.7	99.3	15	168.8	90.4	26
		3,111	57.3	15	205,430	94.2	15	181.8	99.9	12	174.3	93.4	16
C ランク	群 馬 岡 山 石 川 香 川 奈 良 宮 城 福 岡 山 崎 岐 阜 福 井 和 歌 北 海 新 潟 徳 島	2,973	54.8	20	194,040	89.0	23	174.6	96.0	32	179.6	96.2	10
		3,325	61.3	5	216,620	99.4	10	183.5	100.9	6	177.2	94.9	13
		2,839	52.3	30	179,640	82.4	33	176.1	96.8	28	173.4	92.9	17
		2,962	54.6	23	181,150	83.1	31	178.7	98.2	19	166.0	88.9	31
		3,018	55.6	19	171,059	78.5	41	176.9	97.3	26	164.9	88.3	34
		2,600	47.9	40	233,780	107.2	4	175.0	96.2	30	180.5	96.7	9
		2,944	54.2	24	211,166	96.9	11	175.8	96.6	29	173.1	92.7	18
		2,888	53.2	27	220,740	101.3	7	179.6	98.7	17	170.9	91.5	20
		3,258	60.0	10	202,823	93.0	18	178.6	98.2	21	166.9	89.4	30
		2,849	52.5	29	194,150	89.1	22	176.2	96.9	27	176.6	94.6	14
		3,265	60.2	9	186,230	85.4	27	181.8	99.9	12	168.6	90.3	27
		2,797	51.5	31	234,720	107.7	3	171.1	94.1	35	159.6	85.5	45
		2,682	49.4	36	197,790	90.7	20	174.7	96.0	31	165.0	88.4	33
		2,873	52.9	28	168,320	77.2	43	177.7	97.7	22	170.3	91.2	22
D ランク	福 島 大 分 山 形 愛 媛 島 根 鳥 取 熊 本 長 崎 高 知 岩 手 鹿 角 佐 賀 青 森 秋 田 宮 崎 沖 縄	3,091	57.0	16	176,260	80.9	34	182.7	100.4	7	167.1	89.5	29
		2,971	54.8	21	205,240	94.1	16	177.6	97.6	23	169.1	90.6	25
		2,710	49.9	34	176,200	80.8	35	168.0	92.4	40	167.4	89.7	28
		2,923	53.9	26	184,510	84.6	29	163.6	89.9	46	158.7	85.0	46
		2,741	50.5	33	143,330	65.7	47	170.6	93.8	37	166.0	88.9	31
		2,553	47.0	42	207,550	95.2	13	171.0	94.0	36	170.2	91.2	23
		2,485	45.8	46	199,310	91.4	19	180.5	99.2	16	164.5	88.1	36
		2,613	48.2	39	195,188	89.5	21	174.2	95.8	33	162.6	87.1	39
		2,571	47.4	41	172,420	79.1	39	167.7	92.2	42	162.6	87.1	39
		2,650	48.8	37	188,050	86.3	24	167.9	92.3	41	162.8	87.2	38
		2,772	51.1	32	203,090	93.2	17	169.0	92.9	39	163.7	87.7	37
		2,492	45.9	43	172,990	79.4	38	159.4	87.6	47	162.1	86.8	41
		2,630	48.5	38	235,380	108.0	2	184.0	101.2	5	162.0	86.8	42
		2,490	45.9	44	181,290	83.2	30	165.5	91.0	45	161.8	86.7	43
		2,699	49.7	35	164,910	75.6	45	169.2	93.0	38	158.5	84.9	47
		2,487	45.8	45	167,360	76.8	44	166.7	91.6	44	160.0	85.7	44
		2,349	43.3	47	163,710	75.1	46	167.1	91.9	43	180.7	96.8	7
		資料出所		内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」			

- (注) 1 各ランクは、平成29年度からの適用区分である（以下同じ）。
2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
3 1人あたり県民所得は、平成23年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
A ラン ク	東京	0.82	1.08	1.33	1.57	1.75	2.01	2.08	2.13	2.10	1.45
	神奈川	0.48	0.57	0.68	0.83	0.93	1.05	1.15	1.20	1.19	0.87
	大阪	0.65	0.77	0.95	1.11	1.20	1.38	1.57	1.76	1.78	1.29
	愛知	0.87	1.12	1.31	1.53	1.54	1.63	1.82	1.95	1.93	1.21
	埼玉	0.51	0.57	0.62	0.74	0.85	1.04	1.23	1.33	1.31	1.00
B ラン ク	千葉	0.53	0.65	0.73	0.89	1.00	1.14	1.24	1.35	1.31	0.98
	京都	0.65	0.79	0.90	1.03	1.16	1.31	1.50	1.57	1.60	1.17
	兵庫	0.59	0.68	0.75	0.88	0.98	1.13	1.28	1.43	1.43	1.04
	静岡	0.61	0.78	0.84	1.07	1.17	1.34	1.53	1.67	1.57	1.04
	滋賀	0.61	0.66	0.79	0.96	1.05	1.17	1.29	1.38	1.35	0.95
	茨城	0.65	0.79	0.82	1.05	1.13	1.24	1.45	1.60	1.62	1.33
	栃木	0.61	0.79	0.86	0.97	1.06	1.18	1.34	1.43	1.40	1.06
	広島	0.80	0.89	1.00	1.23	1.47	1.65	1.81	2.05	2.05	1.42
	長野	0.72	0.81	0.87	1.09	1.25	1.41	1.60	1.69	1.60	1.16
	富山	0.87	0.98	1.13	1.36	1.48	1.60	1.80	1.96	1.91	1.31
C ラン ク	三重	0.71	0.88	1.03	1.21	1.30	1.42	1.60	1.71	1.66	1.16
	山梨	0.61	0.66	0.76	0.92	0.98	1.17	1.36	1.47	1.42	1.05
	群馬	0.77	0.97	1.02	1.15	1.24	1.43	1.61	1.71	1.70	1.26
	馬山	0.89	1.06	1.23	1.43	1.47	1.65	1.78	1.95	2.02	1.59
	岡石	0.81	0.96	1.12	1.35	1.48	1.60	1.85	1.99	1.95	1.31
	香川	0.97	1.07	1.21	1.36	1.40	1.62	1.73	1.79	1.80	1.42
	奈良	0.58	0.71	0.79	0.90	0.99	1.14	1.29	1.46	1.49	1.21
	宮城	0.61	1.04	1.26	1.26	1.33	1.46	1.59	1.69	1.63	1.26
	福岡	0.57	0.70	0.79	0.96	1.11	1.32	1.50	1.60	1.57	1.15
	山口	0.73	0.86	0.94	1.08	1.20	1.39	1.49	1.58	1.62	1.27
	岐阜	0.78	0.96	1.08	1.29	1.52	1.71	1.79	2.00	2.01	1.39
	福井	1.06	1.18	1.23	1.47	1.59	1.82	2.01	2.07	2.05	1.64
	和歌山	0.71	0.81	0.89	0.99	1.05	1.16	1.27	1.34	1.41	1.05
	北海道	0.47	0.59	0.74	0.86	0.96	1.04	1.11	1.18	1.24	1.03
	新潟	0.67	0.83	0.96	1.15	1.20	1.31	1.50	1.70	1.64	1.28
D ラン ク	徳島	0.88	0.89	0.99	1.09	1.17	1.33	1.40	1.45	1.50	1.16
	福島	0.59	0.96	1.24	1.41	1.46	1.42	1.45	1.51	1.51	1.25
	大分	0.66	0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.42	1.54	1.53	1.19
	山形	0.64	0.88	0.99	1.20	1.21	1.30	1.54	1.64	1.54	1.15
	愛媛	0.75	0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.51	1.61	1.64	1.33
	島根	0.85	0.95	1.05	1.18	1.24	1.46	1.61	1.72	1.70	1.46
	鳥取	0.68	0.70	0.85	0.98	1.14	1.36	1.61	1.64	1.71	1.32
	熊本	0.61	0.68	0.84	0.99	1.11	1.32	1.60	1.69	1.63	1.23
	長崎	0.57	0.64	0.73	0.83	0.97	1.13	1.18	1.25	1.22	0.98
	高知	0.59	0.62	0.72	0.84	0.93	1.11	1.18	1.27	1.29	1.03
	岩手	0.54	0.89	1.03	1.09	1.19	1.28	1.40	1.46	1.39	1.09
	鹿島	0.55	0.65	0.71	0.75	0.87	1.02	1.19	1.31	1.35	1.14
	佐賀	0.62	0.72	0.78	0.89	0.93	1.11	1.23	1.31	1.29	1.09
	青森	0.43	0.59	0.69	0.80	0.91	1.08	1.24	1.30	1.24	0.99
	秋田	0.53	0.68	0.72	0.90	1.05	1.16	1.35	1.52	1.48	1.29
	宮崎	0.58	0.69	0.77	0.93	1.03	1.22	1.40	1.50	1.45	1.18
	沖縄	0.29	0.40	0.53	0.69	0.84	0.97	1.11	1.17	1.19	0.81

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

3 失業率の推移（都道府県別）

（単位：％）

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年1月～3月
A ラ ン ク	東京都	4.8	4.5	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.3	3.1	2.7
	神奈川県	4.5	4.4	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.9	2.5
	大阪府	5.1	5.4	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.9
	愛知県	3.6	3.7	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.9	2.5	2.7
	埼玉県	4.7	4.4	4.1	3.5	3.2	3.1	2.9	2.5	2.3	3.0	3.1
B ラ ン ク	千葉県	4.4	4.1	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.7
	東京都	4.8	4.8	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.4	2.6	2.9
	兵庫県	4.6	4.7	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.5	2.2	2.7	2.8
	岡崎県	3.6	3.3	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.5
	滋賀県	3.7	4.0	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	2.1	1.9	2.4	2.8
	茨城県	4.4	3.9	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.4	2.7
	栃木県	4.2	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.5
	福島県	3.6	3.6	3.6	3.2	3.0	2.8	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5
	長野県	3.7	3.5	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	2.0	2.1	2.6
	富山県	3.3	3.0	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.8	1.9	2.1
C ラ ン ク	三重県	3.5	3.2	2.9	2.3	2.2	1.9	1.8	1.1	1.2	1.7	1.8
	山梨県	3.8	3.4	3.1	2.9	2.8	2.6	2.0	1.8	2.0	1.8	2.0
	群馬県	4.2	3.4	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.3	2.7
	山梨県	3.7	3.7	3.7	3.2	3.0	2.7	2.3	2.3	2.3	2.3	2.5
	石川県	3.8	3.4	3.2	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.8	2.1
	香川県	3.7	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.0	2.0	2.2	2.3
	奈良県	4.5	4.3	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.7	2.3
	宮城県	5.7	4.8	4.2	3.6	3.7	3.3	2.9	2.6	2.5	2.9	3.4
	福岡県	5.6	5.2	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.8	3.0	3.1
	山口県	3.5	3.5	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	1.8
	岐阜県	3.7	3.4	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.3	1.3	1.6	1.7
	静岡県	3.0	2.6	2.6	2.4	1.8	1.9	1.7	1.4	1.4	1.6	1.9
	愛知県	3.8	3.6	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.6
D ラ ン ク	北海道	5.2	5.2	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	3.0	3.0
	新潟県	4.0	3.7	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.7
	徳島県	4.3	4.1	3.5	3.3	3.0	2.7	2.5	1.9	1.9	2.2	2.2
	福島県	4.8	4.0	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.1	2.1	2.4	2.8
	山梨県	4.1	4.0	3.8	3.3	2.9	2.5	2.4	2.0	2.0	2.0	2.2
	大分県	4.3	3.4	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.2	2.8
	愛媛県	4.2	3.8	3.4	3.2	2.8	2.6	2.5	1.7	1.7	2.0	2.4
	島根県	2.9	2.5	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.6	1.4	2.3
	鳥取県	4.0	3.7	3.4	2.7	2.4	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.7
	熊本県	4.7	4.3	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.7	2.6	2.8	2.9
	長崎県	4.6	4.4	4.2	3.6	3.2	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5
	高知県	4.3	3.8	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.0
	岩手県	5.0	3.9	3.3	2.9	2.9	2.4	2.1	1.8	2.1	2.4	3.0
	宮城県	4.8	4.5	4.3	3.9	3.5	2.9	2.9	2.5	2.6	2.8	2.8
	佐賀県	4.2	3.8	3.4	3.4	3.0	2.1	2.0	1.6	1.9	2.0	1.4
	青森県	6.2	5.3	4.9	4.2	4.2	3.6	3.0	2.7	2.5	3.0	3.6
	秋田県	5.2	4.4	4.0	3.7	3.5	3.2	2.8	2.6	2.8	3.0	3.4
	宮崎県	4.4	4.3	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.4	1.6	2.1	2.5
	沖縄県	6.9	6.8	5.7	5.4	5.1	4.4	3.8	3.4	2.7	3.3	3.8

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

- （注）1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）
2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。
4 平成23年の岩手県、宮城県及び福島県については、補完推計値を用いて推計した値である。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京都	368,745	363,267	363,982	365,203	358,963	357,892	359,255	361,009	361,562	—
	神奈川県	296,508	294,614	294,667	296,717	301,153	301,205	304,777	311,758	309,003	—
	大阪府	311,148	302,997	299,302	301,142	300,751	301,153	298,031	298,470	297,353	—
	愛知県	300,144	294,813	298,093	302,817	305,278	308,271	307,639	309,842	309,457	—
	埼玉県	264,479	258,803	258,139	258,451	250,629	252,467	255,920	267,493	267,480	—
	千葉県	265,866	264,872	264,107	260,675	263,354	264,581	267,512	269,050	275,330	—
B ランク	東京都	277,472	254,272	256,079	260,840	266,272	268,474	271,026	268,380	271,011	—
	兵庫県	269,795	270,569	273,212	276,055	264,311	268,135	270,601	282,497	284,184	—
	静岡県	279,999	276,561	277,713	279,570	273,188	274,157	274,839	274,631	276,851	—
	賀茂郡	276,917	275,524	275,214	274,647	287,624	290,231	288,400	285,700	290,321	—
	茨城県	279,926	283,539	281,940	283,374	279,699	282,919	284,831	290,220	291,257	—
	栃木県	291,110	286,930	286,357	285,248	281,698	284,336	287,271	281,880	279,696	—
	広島県	284,236	266,031	268,011	273,070	283,560	286,962	290,002	288,113	289,705	—
	長野県	266,609	268,856	267,515	267,791	274,113	274,312	276,183	274,738	274,964	—
	富山県	263,741	271,069	271,776	273,590	271,966	274,810	273,582	273,646	272,536	—
	三重県	274,911	282,505	285,798	289,356	275,495	277,993	281,537	285,760	287,084	—
C ランク	山梨県	265,842	263,274	263,608	266,274	265,274	266,476	269,778	273,433	265,395	—
	群馬県	272,597	271,603	272,313	274,918	272,585	273,943	280,350	281,062	268,399	—
	山梨県	291,215	272,858	276,163	277,928	281,698	281,316	285,789	269,311	264,828	—
	石川県	269,183	259,452	259,853	264,969	277,968	279,708	279,834	278,387	270,271	—
	香川県	260,499	267,407	265,193	267,755	267,766	266,425	264,928	275,130	271,073	—
	奈良県	260,024	252,763	248,688	249,908	249,529	247,716	250,719	246,585	245,584	—
	城島郡	270,835	269,222	269,445	276,602	258,084	259,709	262,283	269,799	268,954	—
	岡崎市	279,235	271,600	271,176	278,459	275,669	277,903	280,590	274,893	269,110	—
	山口県	278,423	267,582	267,753	271,121	271,653	272,013	272,889	267,649	260,022	—
	岐阜県	271,148	256,705	259,943	266,475	263,763	263,143	263,730	257,318	263,712	—
	井川町	275,387	267,593	265,663	267,574	277,731	279,578	282,060	277,407	279,463	—
	福井県	253,986	254,868	252,935	255,471	252,886	252,742	248,307	256,374	254,271	—
	和歌山県	250,903	244,729	244,861	248,641	245,191	246,083	250,406	261,649	268,988	—
	北海道	264,834	263,487	264,862	268,293	258,332	260,722	264,725	260,120	250,656	—
D ランク	新徳島	264,160	270,698	265,238	269,358	265,224	266,253	267,236	266,726	263,217	—
	福島県	257,111	270,240	268,199	269,019	268,838	270,354	270,462	270,107	270,601	—
	大山町	250,767	254,267	252,865	255,184	257,000	258,251	260,744	253,861	252,019	—
	山形県	261,468	241,842	243,898	247,033	253,759	254,375	257,287	260,678	258,975	—
	愛媛県	249,696	253,562	253,740	255,174	260,265	262,608	265,117	250,098	247,723	—
	島根県	253,659	250,299	253,120	258,029	254,883	258,038	260,042	260,062	260,841	—
	鳥取県	240,372	245,030	245,068	248,119	257,030	259,368	260,374	251,115	244,319	—
	熊本市	254,541	253,383	255,504	258,576	259,804	260,630	264,275	257,680	256,773	—
	長崎県	249,457	238,816	235,905	238,185	247,421	247,945	248,937	244,043	248,751	—
	高知県	259,251	269,024	266,830	268,413	269,471	266,907	266,315	247,013	259,220	—
	岩手県	240,758	241,484	244,659	247,274	239,794	243,463	242,587	246,895	250,867	—
	鹿島郡	240,779	236,194	233,109	232,759	226,793	228,372	230,603	229,388	233,038	—
	佐賀県	233,141	241,835	242,376	243,105	252,266	252,625	255,738	260,748	246,924	—
	青森県	231,242	227,437	228,899	225,811	237,494	237,202	237,533	224,896	230,562	—
	秋田県	230,106	235,258	234,983	240,652	240,199	243,525	249,040	250,851	245,127	—
	宮崎県	232,115	228,365	226,924	229,422	244,158	245,754	244,298	234,931	237,612	—
	沖縄県	233,892	224,699	226,907	230,525	235,524	238,662	240,671	233,588	236,194	—

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模30人以上の数値である。

2 令和2年結果は、令和3年7月公表予定。

(2) 労働時間

常用労働者 1 人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模30人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2 年	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2 年
A ランク	東京都 神奈川 大阪 愛知 埼玉 千葉	149.5	152.4	150.1	149.9	147.7	146.6	146.7	146.5	143.2	－	13.0	13.7	13.7	14.0	13.5	12.7	12.4	12.3	13.0	－
		142.3	143.6	142.3	142.0	145.1	144.9	144.8	141.8	140.2	－	13.0	12.0	12.1	12.7	13.5	13.1	12.6	12.6	13.6	－
		148.3	147.8	146.4	147.1	146.6	146.7	145.2	143.8	141.9	－	11.2	11.9	11.8	12.6	12.5	12.5	12.0	11.5	11.6	－
		151.6	152.0	150.8	151.2	151.4	151.7	151.4	151.5	147.8	－	14.0	13.9	14.5	15.2	16.3	16.2	16.1	16.3	15.5	－
		141.8	143.7	142.3	141.1	141.9	141.2	140.9	143.9	139.8	－	10.3	11.3	11.2	11.2	11.8	11.5	11.5	12.1	12.0	－
B ランク	東京都 兵庫 静岡 滋賀 茨城 栃木 広島 長野 富山 三重	143.9	144.0	141.5	139.5	143.6	144.1	144.3	140.5	138.4	－	10.8	11.7	11.5	11.5	12.5	12.5	12.5	11.8	11.6	－
		146.4	143.8	143.2	142.2	141.7	141.1	141.6	138.9	136.1	－	11.2	12.3	12.8	12.4	12.3	11.7	12.0	10.6	9.8	－
		146.8	147.5	146.0	146.2	143.0	142.4	142.1	143.9	139.6	－	13.3	11.4	11.5	12.1	12.2	11.8	11.5	12.8	12.0	－
		151.8	150.9	150.8	151.5	152.2	153.1	153.6	150.2	148.2	－	13.6	12.2	12.7	13.5	14.2	14.5	14.7	13.4	12.6	－
		149.3	151.4	149.6	148.0	148.0	147.0	147.5	147.3	145.4	－	13.2	13.0	13.1	12.9	11.9	11.7	12.8	14.0	14.6	－
		151.3	157.7	156.4	156.4	151.9	151.2	151.1	151.5	146.6	－	12.7	16.3	17.1	17.1	14.2	13.3	12.9	14.3	13.3	－
		156.5	156.9	155.3	154.3	153.5	153.9	154.1	151.6	146.8	－	13.6	14.8	15.2	15.5	14.3	14.6	15.1	13.3	12.3	－
		153.1	150.5	150.6	150.3	154.1	154.8	154.8	153.3	151.7	－	13.6	12.4	13.4	14.6	14.7	14.6	14.7	14.3	14.0	－
		152.7	153.7	153.1	152.8	152.9	152.4	152.1	152.0	147.4	－	10.4	10.7	11.2	12.3	11.9	11.5	12.1	12.6	10.5	－
		155.0	156.1	154.3	153.1	157.4	157.4	156.8	154.8	151.0	－	11.7	12.3	11.8	12.4	13.3	13.5	13.6	12.9	11.7	－
C ランク	群馬 岡山 石川 香川 奈良 宮城 福岡 山口 岐阜 福井 和歌山 北海道 新潟 徳島	147.1	153.0	153.6	153.0	149.1	149.9	149.8	149.2	147.4	－	11.9	15.1	15.3	15.4	13.7	13.7	14.3	14.0	14.6	－
		152.9	150.7	150.7	152.6	149.3	149.5	151.0	149.5	146.0	－	11.5	12.2	11.9	13.2	12.1	11.9	12.8	13.2	12.6	－
		151.3	155.3	154.3	154.6	152.6	152.7	153.3	154.3	148.6	－	11.8	14.0	14.5	14.9	12.9	13.0	13.2	13.9	13.2	－
		160.6	158.0	157.7	157.0	156.2	154.6	155.7	150.8	147.6	－	14.8	13.4	14.0	14.3	13.8	13.3	13.4	13.2	12.5	－
		155.0	151.6	151.2	150.6	156.4	156.7	156.1	154.4	149.0	－	12.0	11.0	11.7	12.0	12.7	13.1	13.0	11.8	11.4	－
		151.9	155.1	153.0	153.2	150.4	150.6	149.8	150.5	148.8	－	11.4	13.1	13.2	13.5	12.1	12.1	11.5	12.9	13.0	－
		142.1	144.1	142.3	141.7	141.0	139.7	139.6	137.3	134.6	－	7.6	9.6	9.8	10.2	8.5	8.1	7.8	8.1	8.7	－
		150.9	152.5	152.6	153.0	148.9	149.2	148.9	150.2	148.2	－	11.3	11.8	12.4	12.9	12.7	12.6	12.0	12.3	12.3	－
		153.0	153.4	152.6	153.3	153.6	153.2	153.5	148.3	144.6	－	11.8	11.6	12.3	13.1	13.6	13.5	14.3	12.6	12.6	－
		151.9	152.5	151.9	153.4	151.9	151.5	151.8	151.6	147.6	－	12.0	11.9	12.6	14.0	13.6	13.0	13.1	12.9	12.4	－
D ランク	福大 山形 愛媛 島根 島取 熊取 長崎 高知 高岩 鹿児 佐賀 青森 秋田 宮城 沖縄	153.3	149.9	149.5	150.8	151.4	150.4	149.7	145.7	148.6	－	12.1	11.0	11.2	11.9	12.0	11.8	11.9	12.3	14.8	－
		155.8	155.7	155.0	155.5	154.7	154.7	154.7	155.5	153.1	－	10.7	10.9	10.9	11.7	12.9	12.8	12.9	14.2	12.8	－
		144.7	146.8	145.8	145.8	149.8	148.7	146.0	143.6	143.6	－	9.3	9.5	9.5	9.9	12.9	13.5	12.6	12.1	11.0	－
		150.2	150.8	150.3	149.3	148.7	148.1	148.1	146.2	145.4	－	10.6	10.8	11.5	11.3	11.0	10.8	10.7	10.6	10.8	－
		155.5	154.9	154.5	155.0	153.7	153.6	154.1	150.4	143.6	－	11.1	11.6	12.0	12.4	12.8	12.4	12.3	11.3	11.3	－
		151.5	155.3	154.8	156.2	157.3	156.8	157.4	152.9	147.8	－	10.0	10.2	10.6	11.8	13.2	13.1	12.8	13.0	9.7	－
		154.6	157.1	157.0	157.3	160.1	158.2	158.1	157.9	152.6	－	10.6	11.2	12.1	12.4	14.2	13.4	13.4	14.8	12.9	－
		157.3	155.3	153.8	154.3	156.2	156.7	158.1	153.5	149.0	－	13.3	10.4	10.2	10.9	12.3	12.6	13.6	12.5	11.0	－
		156.8	160.1	159.8	160.6	156.5	156.2	157.0	158.2	153.6	－	11.6	11.8	12.8	13.7	12.9	12.5	13.0	12.8	11.4	－
		152.8	154.7	153.0	153.3	154.0	153.7	153.0	146.9	143.2	－	10.7	11.0	11.0	11.5	11.4	11.0	10.5	10.5	9.8	－
		151.4	154.8	155.2	155.7	153.0	153.6	155.8	150.7	150.5	－	10.8	11.2	11.7	12.4	12.3	12.2	14.7	13.2	12.5	－
		152.1	153.4	152.2	150.6	153.4	153.8	154.3	155.1	150.5	－	8.2	9.4	9.9	9.7	9.4	9.9	9.7	11.8	11.5	－
		155.6	155.3	155.3	155.0	152.1	151.2	153.1	152.3	149.5	－	11.3	11.0	11.8	12.1	10.8	11.1	11.7	11.8	11.1	－
		163.8	152.5	150.3	150.7	158.4	157.8	157.6	150.9	149.3	－	15.0	11.9	12.2	12.7	13.0	12.4	12.7	11.3	10.9	－
		149.9	154.7	153.9	154.0	149.0	147.9	146.7	148.9	148.2	－	11.1	10.5	10.2	10.7	11.1	10.4	9.5	9.5	10.7	－
		154.6	160.3	159.0	157.7	157.3	157.1	157.3	155.1	154.3	－	10.6	12.3	12.2	12.0	13.0	13.1	13.3	12.4	12.7	－
		152.0	154.3	152.2	152.1	148.4	148.3	147.4	147.0	145.1	－	10.2	9.2	9.0	9.2	10.5	10.9	10.9	10.6	9.8	－
	青森 秋田 宮城 沖縄	157.7	158.6	157.7	156.4	156.6	156.6	156.7	158.8	152.8	－	10.3	11.0	11.6	11.7	11.9	11.4	12.1	14.5	13.0	－
		153.7	154.4	153.8	154.7	157.8	157.1	159.6	156.7	152.2	－	10.4	9.4	9.7	10.7	14.9	14.6	16.0	12.6	12.1	－
		154.1	155.4	154.2	153.9	151.3	151.4	152.5	154.7	150.9	－	10.1	10.2	10.7	10.9	8.9	8.6	8.9	10.9	9.8	－
		155.2	153.3	152.3	152.3	155.6	153.5	150.2	149.0	148.2	－	9.6	10.0	10.1	10.2	12.1	12.0	12.0	11.0	10.1	－
	福大 山形 愛媛 島根 島取 熊取 長崎 高知 高岩 鹿児 佐賀 青森 秋田 宮城 沖縄	150.7	150.6	150.4	150.5	150.7	149.9	150.6	146.2	144.0	－	9.5	9.6	9.8	10.3	10.3	9.9	10.6	8.2	9.9	－

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模30人以上の数値である。
2 令和2年結果は、令和3年7月公表予定。

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：％)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	令和3年				
												1月	2月	3月	4月	5月
A ランク	東京都 大塚 愛知 千代田	△ 0.5	△ 0.5	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.4
		△ 0.3	0.1	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.5
		△ 0.6	0.0	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 1.4	△ 1.2	△ 1.1	△ 1.5	△ 1.2
		△ 0.5	0.3	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.4
		△ 0.1	0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.7	△ 1.3	△ 0.8
B ランク	京都府 兵庫県 滋賀 茨城 栃木 長野 富山 三重	△ 0.3	△ 0.2	0.6	3.3	1.4	△ 0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.5
		△ 0.1	△ 0.1	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.2	0.0	△ 0.3	△ 0.2
		△ 0.5	△ 0.2	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.5	△ 1.3	△ 0.8
		△ 0.4	0.5	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.4
		△ 0.4	0.0	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.6
C ランク	群馬 石川 香川県 奈良 宮城 福山 山形 岐阜 福岡 北九州 徳島	△ 0.1	0.2	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.3	0.0	0.2	0.3
		△ 0.7	△ 0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.5	△ 0.2	0.1	△ 0.6	△ 0.3
		△ 0.6	△ 0.1	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.3	△ 0.2	0.0	△ 0.4	△ 0.3
		△ 0.6	△ 0.1	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	△ 0.6	△ 0.2	0.0	0.2	0.3
		△ 0.4	0.0	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.4	0.0	△ 0.3	0.2
D ランク	福山 岡山 大分 山形 愛媛 鳥取 熊本市 鹿児島 鹿角 佐賀 青森 秋田 宮城	△ 1.0	0.5	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.0	△ 0.5	△ 0.3
		△ 0.1	△ 0.2	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.7	0.8	1.1	0.3	0.9
		0.3	0.1	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.1	0.4
		△ 0.5	0.4	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 1.3	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.6	0.0
		△ 0.2	△ 0.2	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.1	0.2	△ 0.4	0.1
D ランク	福山 岡山 大分 山形 愛媛 鳥取 熊本市 鹿児島 鹿角 佐賀 青森 秋田 宮城	△ 0.4	0.3	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.6
		△ 0.3	0.3	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	0.1	0.2	0.3	△ 0.3	△ 0.3
		0.1	0.2	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.2	0.5	0.3	0.9
		0.2	0.5	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.2	0.0
		△ 0.2	0.1	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.4	0.0	△ 0.3	0.4
D ランク	福山 岡山 大分 山形 愛媛 鳥取 熊本市 鹿児島 鹿角 佐賀 青森 秋田 宮城	△ 0.1	0.2	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.3
		△ 0.5	△ 0.5	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	0.4	0.3	0.3	△ 0.2	0.3
		△ 0.6	0.1	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.5
		△ 0.3	0.1	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.1	0.0	△ 0.6	△ 0.2
		0.0	0.0	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.3	0.0	0.2	0.2
D ランク	福山 岡山 大分 山形 愛媛 鳥取 熊本市 鹿児島 鹿角 佐賀 青森 秋田 宮城	△ 0.4	△ 0.5	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	0.2	0.1	0.5	0.2	0.4
		△ 0.5	0.0	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.5
		0.3	△ 0.8	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.8	0.2	△ 2.6	3.3
		0.0	△ 0.3	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	△ 1.1	△ 0.3	0.3	0.0	0.3
		△ 0.3	0.2	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	0.2	△ 0.2	0.1	△ 0.4	0.4
D ランク	福山 岡山 大分 山形 愛媛 鳥取 熊本市 鹿児島 鹿角 佐賀 青森 秋田 宮城	0.0	△ 0.3	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	△ 0.1	△ 0.1	0.4	△ 0.1	△ 0.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移

ランク・都道府県		消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
(注1～3)		平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A ラ ン ク	東 京	106.3	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	103.0	103.4	－
	神 奈 川	107.1	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	104.2	103.9	－
	大 阪	101.0	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.6	99.4	－
	愛 知	99.3	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	99.0	98.3	－
	埼 玉	102.3	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	101.9	101.9	－
	千 葉	99.1	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.4	－
B ラ ン ク	京 都	101.8	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	101.1	100.9	－
	兵 庫	101.9	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.0	100.6	－
	静 岡	99.3	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.1	99.6	－
	滋 賀	100.5	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.9	100.8	－
	茨 城	98.1	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	99.1	99.2	－
	栃 木	100.6	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.7	99.7	－
	広 島	101.7	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	99.4	99.1	－
	長 野	97.7	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	98.1	98.8	－
	富 山	98.2	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	100.1	99.5	－
	三 重	99.7	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.8	98.7	－
C ラ ン ク	山 梨	98.9	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.9	99.9	－
	群 馬	97.0	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.9	97.3	－
	岡 山	100.4	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	99.1	98.1	－
	石 川	102.9	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.7	100.7	－
	香 川	98.7	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	99.4	99.6	－
	奈 良	97.3	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	97.0	97.3	－
	宮 城	97.7	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.4	100.0	－
	福 岡	97.4	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.7	98.0	－
	山 口	100.1	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	99.5	100.1	－
	岐 阜	97.5	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.9	98.8	－
	福 井	98.1	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.9	100.0	－
	和 歌 山	101.8	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	100.5	100.0	－
	北 海 道	99.0	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	100.7	100.5	－
	新 潟	98.7	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	99.1	99.1	－
D ラ ン ク	徳 島	101.1	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	101.2	101.4	－
	福 島	101.4	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.8	100.8	－
	大 山	97.8	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	99.1	99.5	－
	山 形	101.0	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	100.0	100.6	－
	愛 媛	98.8	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	99.0	98.7	－
	島 根	101.0	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	100.4	100.3	－
	鳥 取	98.1	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	99.0	98.9	－
	熊 本	100.1	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	99.4	99.3	－
	長 崎	102.6	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.0	100.6	－
	高 知	99.2	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	100.1	100.4	－
	岩 手	99.1	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.8	99.4	－
	鹿 児 島	100.0	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.6	97.8	－
	佐 賀	97.4	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	97.8	98.1	－
	青 森	99.8	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	99.2	99.3	－
	秋 田	97.3	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.6	98.6	－
	宮 崎	96.7	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	97.4	97.5	－
	沖 縄	99.7	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	100.4	100.3	－

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）

（注）1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」である。

3 令和2年結果は、令和3年9月公表予定。

6 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成28年	29年	30年	令和元年	2年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年
A ラ ン ク	東 京	737	750	797	812	－	1.4	1.7	6.3	1.9	－
	神奈川	273	276	299	303	－	0.8	1.4	8.2	1.3	－
	大 阪	384	392	389	394	－	2.3	2.0	△ 0.7	1.2	－
	愛 知	300	302	319	320	－	0.5	0.7	5.5	0.4	－
	埼 玉	208	209	211	214	－	0.5	0.3	1.2	1.5	－
	千 葉	168	169	174	172	－	0.4	0.8	2.6	△ 0.9	－
B ラ ン ク	京 都	87	88	92	95	－	0.7	1.0	4.2	4.1	－
	兵 庫	172	172	180	182	－	0.7	△ 0.2	4.7	0.9	－
	静 岡	140	140	140	141	－	0.2	0.1	△ 0.2	1.0	－
	滋 賀	48	49	51	51	－	0.6	2.2	3.5	△ 0.9	－
	茨 城	100	100	99	99	－	0.6	0.3	△ 0.5	△ 0.4	－
	栃 木	72	71	70	70	－	0.9	△ 0.5	△ 1.7	0.6	－
	広 島	100	101	105	107	－	0.0	0.4	4.6	1.7	－
	長 野	72	73	75	74	－	1.2	0.8	2.8	△ 0.7	－
	富 山	41	42	42	42	－	0.6	1.1	0.1	0.1	－
	三 重	62	63	65	65	－	△ 0.2	0.8	3.3	0.1	－
	山 梨	27	28	29	29	－	0.0	1.4	4.1	1.5	－
	群 馬	71	71	73	73	－	0.5	0.1	3.4	△ 0.1	－
C ラ ン ク	岡 山	67	68	68	68	－	1.0	0.4	0.5	0.7	－
	石 川	43	44	43	44	－	1.7	0.2	△ 1.8	2.3	－
	香 川	33	34	34	35	－	0.7	1.5	0.9	1.3	－
	奈 良	34	33	39	39	－	0.7	△ 1.7	16.4	0.2	－
	宮 城	83	83	81	80	－	0.8	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	－
	福 岡	166	166	180	180	－	△ 1.1	0.3	8.4	△ 0.3	－
	山 口	49	50	48	49	－	1.9	1.5	△ 2.5	0.2	－
	岐 阜	67	66	68	68	－	2.1	△ 0.2	2.0	0.2	－
	福 井	29	29	30	30	－	1.1	0.8	0.7	1.2	－
	和歌山	28	28	29	29	－	3.1	0.9	3.3	0.1	－
	北海道	175	177	177	179	－	△ 0.1	0.9	△ 0.3	1.4	－
	新 潟	81	81	80	82	－	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.7	2.5	－
	徳 島	23	23	24	23	－	0.9	△ 0.1	4.4	△ 1.4	－
	福 島	67	68	65	66	－	0.1	1.2	△ 4.3	1.7	－
D ラ ン ク	大 分	39	39	38	38	－	0.4	0.2	△ 2.5	0.2	－
	山 形	38	38	38	38	－	0.3	0.5	△ 0.9	1.3	－
	愛 媛	43	43	45	46	－	0.0	0.4	3.8	1.4	－
	島 根	23	24	23	24	－	0.1	1.7	△ 1.2	1.1	－
	鳥 取	18	18	18	18	－	0.4	0.9	△ 3.7	1.2	－
	熊 本	54	54	57	58	－	0.6	0.3	5.2	0.9	－
	長 崎	42	42	43	43	－	0.8	△ 0.1	1.9	1.1	－
	高 知	21	22	23	23	－	2.0	2.2	2.8	0.9	－
	岩 手	42	41	42	42	－	0.8	△ 0.4	2.4	△ 1.4	－
	鹿児島	47	47	51	53	－	△ 1.1	0.5	8.2	4.0	－
	佐 賀	26	25	28	28	－	0.4	△ 1.2	8.5	0.3	－
	青 森	40	41	42	42	－	1.6	1.0	4.5	△ 0.5	－
	秋 田	32	32	33	33	－	1.5	0.4	2.1	0.5	－
	宮 崎	31	31	34	35	－	△ 1.2	0.5	9.5	1.4	－
	沖 縄	41	41	46	47	－	1.3	1.5	11.0	2.2	－
全国計		4, 877	5, 003	4, 981	5, 078	5, 130	2.1	2.5	1.1	2.0	1.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

4 令和2年結果は、令和3年7月公表予定。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成28年	29年	30年	令和元年	2年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年
A ラ ン ク	東 京	953	983	1,006	1,028	1,039	1.9	3.1	2.3	2.2	1.0
	神奈川	209	215	220	223	226	2.0	3.2	2.0	1.4	1.3
	大 阪	344	354	362	368	370	1.4	2.8	2.2	1.7	0.7
	愛 知	272	281	286	291	293	1.7	3.1	1.9	1.8	0.5
	埼 玉	142	148	151	154	156	2.5	4.1	2.4	1.7	1.5
	千 葉	114	119	122	124	126	2.5	4.6	2.4	2.0	1.5
B ラ ン ク	京 都	72	74	75	76	77	1.0	2.6	1.4	1.3	0.8
	兵 庫	134	138	141	142	143	1.3	3.3	1.8	1.3	0.6
	静 岡	112	115	117	118	118	1.1	3.0	1.5	1.2	0.2
	滋 賀	37	38	39	40	40	1.7	3.6	2.1	1.8	0.3
	茨 城	75	78	79	80	81	1.3	3.1	1.8	1.3	0.9
	栃 木	55	56	57	58	58	1.5	2.9	1.8	1.3	0.8
	広 島	97	99	101	102	102	1.5	2.5	1.5	0.9	0.3
	長 野	61	62	63	64	64	1.4	2.5	1.6	1.0	0.2
	富 山	36	37	37	37	37	0.9	2.3	1.0	0.6	△ 0.3
	三 重	47	49	50	50	51	1.1	3.2	2.3	1.2	0.1
C ラ ン ク	山 梨	21	22	22	22	23	1.6	3.3	2.2	1.5	0.7
	群 馬	58	60	61	62	63	1.8	3.4	2.2	1.6	0.8
	岡 山	57	59	60	60	61	1.7	2.7	1.1	1.2	0.9
	石 川	37	38	38	39	39	1.8	3.1	1.7	0.8	0.0
	香 川	31	32	32	33	33	1.1	2.5	1.4	0.9	0.8
	奈 良	23	24	25	25	25	2.0	3.7	1.9	1.3	0.8
	宮 城	70	72	73	74	74	1.4	2.8	1.4	0.9	0.0
	福 岡	162	168	172	174	177	1.7	3.6	2.0	1.5	1.4
	山 口	39	40	41	41	41	1.6	2.6	1.0	0.7	0.0
	岐 阜	57	59	60	60	61	1.5	2.8	1.6	1.2	0.4
	福 井	25	26	26	26	26	1.1	2.8	1.1	0.9	0.3
	和歌山	23	24	24	24	24	1.1	2.8	1.2	0.8	0.3
	北海道	148	152	154	156	157	1.4	2.7	1.2	1.1	0.8
D ラ ン ク	新 潟	71	72	73	73	73	0.6	1.6	1.2	0.6	△ 0.3
	徳 島	20	20	20	20	20	1.4	1.0	0.4	0.7	0.0
	福 島	56	58	58	58	58	1.3	2.0	0.9	0.4	△ 0.3
	大 分	32	33	34	34	33	0.8	2.5	1.0	0.1	△ 0.1
	山 形	32	32	33	33	32	0.3	1.6	0.8	0.2	△ 0.6
	愛 媛	39	40	41	41	41	1.4	2.5	1.2	0.5	0.2
	島 根	20	20	21	21	21	0.4	1.9	0.7	0.3	△ 0.8
	鳥 取	16	16	16	16	16	1.0	2.3	1.0	0.7	△ 0.1
	熊 本	46	48	49	49	50	0.8	2.5	2.4	1.1	0.7
	長 崎	36	37	37	37	37	1.2	2.3	0.8	0.0	△ 0.1
	高 知	19	20	20	20	20	0.7	1.8	0.5	0.1	△ 0.2
	岩 手	36	37	37	37	37	0.4	1.6	0.6	0.2	△ 0.4
	鹿児島	44	45	46	46	46	0.7	2.2	0.9	0.8	0.3
	佐 賀	23	24	24	24	24	1.0	1.9	1.2	0.6	0.4
	青 森	35	36	36	36	36	0.6	1.7	0.7	0.3	△ 0.5
	秋 田	28	29	29	29	29	△ 0.1	1.4	0.3	△ 0.2	0.4
	宮 崎	29	29	30	30	30	0.9	2.7	1.5	0.9	0.3
	沖 縄	39	41	42	43	44	3.1	4.4	2.7	2.2	2.0
全国計		4,134	4,256	4,335	4,399	4,430	1.6	3.0	1.8	1.5	0.7

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

(注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。

(＝雇用保険における一括適用)

2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。

4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上雇用見込み。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成28年	29年	30年	令和元年	2年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年
A ラ ン ク	東 京	752	768	792	806	810	1.3	2.2	3.1	1.8	0.5
	神奈川	478	485	496	509	504	2.5	1.6	2.3	2.6	△ 0.9
	大 阪	429	434	442	458	461	1.3	1.0	1.9	3.6	0.6
	愛 知	392	396	408	415	415	0.6	1.1	3.0	1.7	0.0
	埼 玉	376	383	393	398	397	0.9	1.9	2.7	1.4	△ 0.4
	千 葉	324	327	332	335	335	0.9	1.0	1.4	1.0	0.0
B ラ ン ク	京 都	133	134	136	137	137	2.0	1.4	1.0	0.8	△ 0.1
	兵 庫	268	271	274	275	274	1.6	1.3	1.1	0.1	△ 0.3
	静 岡	194	197	200	199	197	0.4	1.4	1.5	△ 0.4	△ 0.9
	滋 賀	70	73	76	77	76	△ 0.1	5.5	3.0	1.6	△ 0.9
	茨 城	148	148	149	150	149	0.3	0.4	0.7	0.1	△ 0.3
	栃 木	102	102	103	103	102	0.0	0.4	0.6	0.0	△ 0.3
	広 島	141	143	143	144	144	0.9	0.9	0.4	0.6	0.1
	長 野	111	112	113	113	112	0.2	0.6	1.2	0.0	△ 0.7
	富 山	56	56	56	56	56	0.5	△ 0.2	0.5	0.2	△ 0.4
	三 重	95	93	96	99	96	0.6	△ 2.0	3.4	3.0	△ 2.7
	山 梨	42	44	45	45	43	△ 0.5	4.8	3.0	△ 0.4	△ 2.9
	群 馬	100	100	102	102	102	0.4	0.5	1.4	0.4	△ 0.1
	岡 山	94	94	95	95	95	0.5	0.6	0.6	0.2	△ 0.1
	石 川	61	61	62	62	61	1.3	0.2	1.5	△ 0.3	△ 0.5
C ラ ン ク	香 川	48	48	49	49	49	0.0	0.8	1.4	△ 0.2	△ 0.4
	奈 良	64	65	65	66	66	0.6	1.6	1.2	0.3	0.0
	宮 城	116	119	121	122	122	0.4	2.8	1.7	1.0	△ 0.3
	福 岡	249	253	257	259	259	0.8	1.6	1.5	0.7	0.2
	山 口	69	69	70	69	68	2.1	0.7	1.0	△ 0.6	△ 1.6
	岐 阜	110	111	113	113	113	0.9	1.2	1.4	0.4	△ 0.2
	福 井	42	42	42	42	42	△ 0.9	△ 1.4	1.2	0.0	△ 0.5
	和歌山	48	49	47	48	47	0.2	0.4	△ 2.9	1.7	△ 2.5
	北海道	257	258	264	266	262	0.3	0.4	2.3	0.9	△ 1.3
	新 潟	117	118	118	118	117	0.3	0.4	0.7	△ 0.2	△ 0.9
	徳 島	36	36	36	36	35	△ 0.3	0.0	0.3	0.0	△ 0.8
	福 島	97	98	98	98	97	0.6	0.4	0.2	△ 0.1	△ 0.5
	大 分	58	58	59	59	59	1.8	0.3	1.0	1.0	△ 0.2
	山 形	57	57	57	58	57	△ 2.2	△ 1.4	1.6	1.7	△ 1.9
D ラ ン ク	愛 媛	67	67	68	68	68	0.6	0.3	1.3	0.3	△ 0.7
	島 根	34	34	36	36	34	△ 0.3	0.6	4.9	△ 0.6	△ 4.2
	鳥 取	29	30	30	30	30	1.0	1.4	1.4	0.0	△ 0.3
	熊 本	89	90	91	91	91	1.0	1.1	1.0	0.4	0.1
	長 崎	67	67	68	67	67	0.3	0.1	1.3	△ 0.6	△ 0.6
	高 知	35	35	36	36	35	△ 0.3	0.0	0.3	0.0	△ 0.8
	岩 手	65	66	67	66	66	2.5	0.2	1.7	△ 0.5	△ 0.9
	鹿 児 島	79	81	81	80	80	3.1	1.6	0.4	△ 1.6	0.0
	佐 賀	42	43	44	42	44	△ 0.9	2.4	0.7	△ 2.5	3.5
	青 森	65	65	65	65	65	0.2	0.3	0.3	0.0	△ 0.5
	秋 田	49	49	49	49	48	△ 0.6	0.4	0.6	△ 0.4	△ 1.8
	宮 崎	55	55	55	55	55	0.6	0.5	0.7	0.2	△ 0.2
	沖 縄	68	69	71	73	73	1.9	1.5	2.3	2.7	0.1
全国計		6,465	6,530	6,664	6,724	6,676	1.0	1.0	2.1	0.9	△ 0.7

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

(注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

Ⅲ 業務統計資料編

令和２年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

目安 ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額			結審年月日 (答申日)	裁決状況	効力発生日
			最低賃金額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東 京	1013	1013	0	0.00%	8月5日	▲ 労側一部退席	
A	神奈川	1011	1012	1	0.10%	8月5日	●	10月1日
A	大 阪	964	964	0	0.00%	8月20日	▲	
A	愛 知	926	927	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
A	埼 玉	926	928	2	0.22%	8月5日	○	10月1日
A	千 葉	923	925	2	0.22%	8月5日	○	10月1日
B	京 都	909	909	0	0.00%	8月7日	▲	
B	兵 庫	899	900	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
B	静 岡	885	885	0	0.00%	8月4日	○	
B	滋 賀	866	868	2	0.23%	8月5日	● ▲	10月1日
B	茨 城	849	851	2	0.24%	8月5日	●	10月1日
B	栃 木	853	854	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
B	広 島	871	871	0	0.00%	8月21日	▲	
B	長 野	848	849	1	0.12%	8月5日	○	10月1日
B	富 山	848	849	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
B	三 重	873	874	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
B	山 梨	837	838	1	0.12%	8月12日	○	10月8日
C	群 馬	835	837	2	0.24%	8月7日	●	10月3日
C	岡 山	833	834	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	石 川	832	833	1	0.12%	8月11日	○	10月7日
C	香 川	818	820	2	0.24%	8月5日	●	10月1日
C	奈 良	837	838	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	宮 城	824	825	1	0.12%	8月3日	○	10月1日
C	福 岡	841	842	1	0.12%	8月3日	●	10月1日
C	山 口	829	829	0	0.00%	8月11日	▲ 労側一部退席	
C	岐 阜	851	852	1	0.12%	8月4日	●	10月1日
C	福 井	829	830	1	0.12%	8月6日	● ▲	10月2日
C	和歌山	830	831	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	北海道	861	861	0	0.00%	8月11日	▲	
C	新 潟	830	831	1	0.12%	8月4日	○	10月1日
C	徳 島	793	796	3	0.38%	8月7日	● 使側一部退席	10月3日
D	福 島	798	800	2	0.25%	8月6日	●	10月2日
D	大 分	790	792	2	0.25%	8月5日	▲	10月1日
D	山 形	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	愛 媛	790	793	3	0.38%	8月7日	○	10月3日
D	島 根	790	792	2	0.25%	8月3日	○	10月1日
D	鳥 取	790	792	2	0.25%	8月6日	○	10月2日
D	熊 本	790	793	3	0.38%	8月5日	●	10月1日
D	長 崎	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	高 知	790	792	2	0.25%	8月7日	○	10月3日
D	岩 手	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	鹿児島	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	佐 賀	790	792	2	0.25%	8月6日	▲	10月2日
D	青 森	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	秋 田	790	792	2	0.25%	8月5日	○	10月1日
D	宮 崎	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	沖 縄	790	792	2	0.25%	8月7日	▲	10月3日
全国加重平均額		901	902			-		-

備考

- 全国加重平均額 902円
- 答申時の裁決状況 ○全会一致 13件 ●使用者側反対 23件 ▲労働者側反対 9件
●▲使側一部反対・労働者側一部反対 1件 ○▲使側一部反対・労働者側反対 1件
- 答申時期 前年より早い 18件 前年より遅い 13件 前年と同じ 16件
- 発効日 前年より早い 14件 前年より遅い 6件 前年と同じ 20件 (据え置き 7件)
- 引上げ状況 据え置き7件 +1円 17件 +2円 14件 +3円 9件
※令和２年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、
現行水準を維持することが適当」とされた。
- 異議申出状況 46局 (前年度46局)

(単位：円)

(注) 1 平成23年度の岩手、宮城及び福島の3県については、同年度の目安が、「各県ごとの被害状況等に十分に配慮」等した審議を求めた経緯を踏まえ、目安と改定額との差額を記載していない。

2 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

年度 都道府県名		平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	都道府県
A ラ ン ク	東 京	10. 1	10. 1	10. 19	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1		東 京
	神奈川	10. 1	10. 1	10. 20	10. 1	10. 18	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	神奈川
	大 阪	9. 30	9. 30	10. 18	10. 5	10. 1	10. 1	9. 30	10. 1	10. 1		大 阪
	愛 知	10. 7	10. 1	10. 26	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	愛 知
	埼 玉	10. 1	10. 1	10. 20	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	埼 玉
B ラ ン ク	千 葉	10. 1	10. 1	10. 18	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	千 葉
	京 都	10. 16	10. 14	10. 24	10. 22	10. 7	10. 2	10. 1	10. 1	10. 1		京 都
	兵 庫	10. 1	10. 1	10. 19	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	兵 庫
	静 岡	10. 14	10. 12	10. 12	10. 5	10. 3	10. 5	10. 4	10. 3	10. 4		静 岡
	滋 賀	10. 20	10. 6	10. 25	10. 9	10. 8	10. 6	10. 5	10. 1	10. 3	10. 1	滋 賀
	茨 城	10. 8	10. 6	10. 19	10. 4	10. 4	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	茨 城
	栃 木	10. 1	10. 1	10. 19	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	栃 木
	広 島	10. 1	10. 1	10. 24	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1		広 島
	長 野	10. 1	10. 1	10. 20	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 4	10. 1	長 野
	富 山	10. 1	11. 4	10. 6	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	富 山
C ラ ン ク	三 重	10. 1	9. 30	10. 19	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	三 重
	山 梨	10. 20	10. 1	10. 18	10. 1	10. 1	10. 1	10. 14	10. 3	10. 1	10. 9	山 梨
	群 馬	10. 7	10. 10	10. 13	10. 5	10. 8	10. 6	10. 7	10. 6	10. 6	10. 3	群 馬
	岡 山	10. 27	10. 24	10. 30	10. 5	10. 2	10. 1	10. 1	10. 3	10. 2	10. 3	岡 山
	石 川	10. 20	10. 6	10. 19	10. 5	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 2	10. 7	石 川
	香 川	10. 5	10. 5	10. 24	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	香 川
	奈 良	10. 7	10. 6	10. 20	10. 3	10. 7	10. 6	10. 1	10. 4	10. 5	10. 1	奈 良
	宮 城	10. 29	10. 19	10. 31	10. 16	10. 3	10. 5	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	宮 城
	福 岡	10. 15	10. 13	10. 18	10. 5	10. 4	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	福 岡
	山 口	10. 6	10. 1	10. 10	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 5		山 口
D ラ ン ク	岐 阜	10. 1	10. 1	10. 19	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	岐 阜
	福 井	10. 1	10. 6	10. 13	10. 4	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 4	10. 2	福 井
	和歌山	10. 13	10. 1	10. 19	10. 17	10. 2	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	和歌山
	北海道	10. 6	10. 18	10. 18	10. 8	10. 8	10. 1	10. 1	10. 1	10. 3		北海道
	新 潟	10. 7	10. 5	10. 26	10. 4	10. 3	10. 1	10. 1	10. 1	10. 6	10. 1	新 潟
	徳 島	10. 15	10. 19	10. 30	10. 1	10. 4	10. 1	10. 5	10. 1	10. 1	10. 4	徳 島
	福 島	11. 2	10. 1	10. 6	10. 4	10. 3	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 2	福 島
D ラ ン ク	大 分	10. 20	10. 4	10. 20	10. 4	10. 17	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	大 分
	山 形	10. 29	10. 24	10. 24	10. 17	10. 16	10. 7	10. 6	10. 1	10. 1	10. 3	山 形
	愛 媛	10. 20	10. 24	10. 31	10. 12	10. 3	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 3	愛 媛
	島 根	11. 6	10. 14	11. 6	10. 5	10. 4	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	島 根
	鳥 取	10. 29	10. 20	10. 25	10. 8	10. 4	10. 12	10. 6	10. 5	10. 5	10. 2	鳥 取
	熊 本	10. 20	10. 1	10. 30	10. 1	10. 17	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	熊 本
	長 崎	10. 12	10. 24	10. 20	10. 1	10. 7	10. 6	10. 6	10. 6	10. 3	10. 3	長 崎
	高 知	10. 26	10. 26	10. 26	10. 26	10. 18	10. 16	10. 13	10. 5	10. 5	10. 3	高 知
	岩 手	11. 11	10. 20	10. 27	10. 4	10. 16	10. 5	10. 1	10. 1	10. 4	10. 3	岩 手
	鹿児島	10. 29	10. 13	10. 27	10. 19	10. 8	10. 1	10. 1	10. 1	10. 3	10. 3	鹿児島
	佐 賀	10. 6	10. 21	10. 26	10. 4	10. 4	10. 2	10. 6	10. 4	10. 4	10. 2	佐 賀
	青 森	10. 16	10. 12	10. 24	10. 24	10. 18	10. 20	10. 6	10. 4	10. 4	10. 3	青 森
	秋 田	10. 30	10. 13	10. 26	10. 5	10. 7	10. 6	10. 1	10. 1	10. 3	10. 1	秋 田
	宮 崎	11. 2	10. 26	11. 2	10. 16	10. 16	10. 1	10. 6	10. 5	10. 4	10. 3	宮 崎
	沖 縄	11. 6	10. 25	10. 26	10. 24	10. 9	10. 1	10. 1	10. 3	10. 3	10. 3	沖 縄

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(円)

年度 ランク	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
全 国	737 (0.96)	749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)
Aランク	804 (1.52)	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)
Bランク	725 (0.14)	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)
Cランク	691 (0.73)	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)
Dランク	648 (0.78)	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)

- (注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。
2 ()内は引上げ率(%)を示す。
3 各ランクは、各年度における適用ランクである。
4 平成23年度と平成29年度はランク区分の入替え(例えば平成29年度は、埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

年度 区分	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
① 最高額 (円)	837	850	869	888	907	932	958	985	1,013	1,013
	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京
② 最低額 (円)	645	652	664	677	693	714	737	761	790	792
	岩手 高知 沖縄	島根 高知	※ 1	※ 2	※ 3	宮崎 沖縄	※ 4	鹿児島	※ 5	※ 6
格差 ②／①×100	77.1	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2

※ 1 鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄

※ 2 鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄

※ 3 鳥取、高知、宮崎、沖縄

※ 4 高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※ 5 青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※ 6 秋田、鳥取、島根、高知、佐賀、大分、沖縄

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：％)

年度 都道府県		平成 2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元	2
A ラ ン ク	東 京	1.95	1.55	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00
	神奈川	2.20	1.56	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10
	大 阪	0.90	1.78	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00
	愛 知	0.67	1.07	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11
	埼 玉	1.20	1.58	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22
B ラ ン ク	千 葉	0.54	1.07	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22
	京 都	0.27	1.07	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00
	兵 庫	0.68	1.35	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11
	静 岡	0.41	0.96	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00
	滋 賀	0.42	0.99	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23
	茨 城	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24
	栃 木	0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12
	広 島	0.85	1.27	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00
	長 野	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12
	富 山	0.14	1.16	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12
C ラ ン ク	三 重	0.42	0.98	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11
	山 梨	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12
	群 馬	0.29	0.87	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24
	岡 山	0.29	0.88	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12
	石 川	0.15	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12
	香 川	0.45	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24
	奈 良	0.29	0.87	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12
	宮 城	0.15	1.48	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12
	福 岡	0.43	0.86	1.57	2.01	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12
	山 口	0.44	0.88	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00
	岐 阜	0.14	0.85	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12
	福 井	0.15	0.88	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12
	和歌山	0.15	0.73	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12
	北海道	2.03	1.99	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00
	新潟	0.29	0.88	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12
	徳 島	0.31	1.08	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38
D ラ ン ク	福 島	0.15	0.91	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25
	大 分	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25
	山 形	0.31	1.08	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38
	愛 媛	0.47	1.08	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38
	島 根	0.62	0.93	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25
	鳥 取	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25
	熊 本	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38
	長 崎	0.62	1.08	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38
	高 知	0.47	1.09	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25
	岩 手	0.16	1.24	1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38
	鹿 児 島	0.78	1.08	1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38
	佐 賀	0.62	1.08	1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25
	青 森	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38
	秋 田	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25
	宮 崎	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38
	沖 縄	0.47	1.24	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

監督指導結果の推移（平成24～令和3年、全国計）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
平成25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
平成26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
平成31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
令和3	9,308（※）	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7

（注）各年とも1月～3月の結果である。

（※）令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を延期した。

業種別法違反の状況（令和３年１月～３月 全国計）

業 種	合 計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率％	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率％	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率％
01 製造業	2,920	269	9.2%	2,608	223	8.6%	312	46	14.7%
01 食料品製造業	943	77	8.2%	934	75	8.0%	9	2	22.2%
02 繊維工業	198	19	9.6%	198	19	9.6%	0	0	－
03 衣服その他の繊維製品製造業	287	27	9.4%	287	27	9.4%	0	0	－
04 木材・木製品製造業	48	5	10.4%	48	5	10.4%	0	0	－
05 家具・装備品製造業	53	6	11.3%	53	6	11.3%	0	0	－
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	86	8	9.3%	86	8	9.3%	0	0	－
07 印刷・製本業	77	3	3.9%	76	3	3.9%	1	0	0.0%
08 化学工業	168	16	9.5%	167	16	9.6%	1	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	47	4	8.5%	34	2	5.9%	13	2	15.4%
10 鉄鋼業	8	2	25.0%	3	0	0.0%	5	2	40.0%
11 非鉄金属製造業	16	1	6.3%	8	1	12.5%	8	0	0.0%
12 金属製品製造業	153	6	3.9%	145	5	3.4%	8	1	12.5%
13 一般機械器具製造業	95	14	14.7%	41	7	17.1%	54	7	13.0%
14 電気機械器具製造業	187	32	17.1%	32	4	12.5%	155	28	18.1%
15 輸送用機械等製造業	43	3	7.0%	21	1	4.8%	22	2	9.1%
16 電気・ガス・水道業	4	2	50.0%	4	2	50.0%	0	0	－
17 その他の製造業	507	44	8.7%	471	42	8.9%	36	2	5.6%
02 鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	－
03 建設業	131	10	7.6%	131	10	7.6%	0	0	－
04 運輸交通業	42	7	16.7%	42	7	16.7%	0	0	－
01 鉄道・軌道・水運・航空業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	－
02 道路旅客運送業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	－
03 道路貨物運送業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	－
04 その他の運輸交通業	0	0	－	0	0	－	0	0	－
05 貨物取扱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	－
1号～5号 計	3,097	286	9.2%	2,785	240	8.6%	312	46	14.7%
06 農林業	69	8	11.6%	69	8	11.6%	0	0	－
07 畜産・水産業	18	2	11.1%	18	2	11.1%	0	0	－
08 商業	3,812	287	7.5%	3,778	282	7.5%	34	5	14.7%
01 卸売業	619	38	6.1%	619	38	6.1%	0	0	－
02 小売業	2,585	216	8.4%	2,551	211	8.3%	34	5	14.7%
03 理美容業	561	32	5.7%	561	32	5.7%	0	0	－
04 その他の商業	47	1	2.1%	47	1	2.1%	0	0	－
09 金融・広告業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	－
10 映画・演劇業	7	0	0.0%	7	0	0.0%	0	0	－
11 通信業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	－
12 教育・研究業	44	2	4.5%	44	2	4.5%	0	0	－
13 保健衛生業	462	27	5.8%	462	27	5.8%	0	0	－
01 医療保健業	107	7	6.5%	107	7	6.5%	0	0	－
02 社会福祉施設	328	19	5.8%	328	19	5.8%	0	0	－
03 その他の保健衛生業	27	1	3.7%	27	1	3.7%	0	0	－
14 接客娯楽業	1,385	111	8.0%	1,385	111	8.0%	0	0	－
01 旅館業	324	37	11.4%	324	37	11.4%	0	0	－
02 飲食店	973	68	7.0%	973	68	7.0%	0	0	－
03 その他の接客娯楽業	88	6	6.8%	88	6	6.8%	0	0	－
15 清掃・と畜業	167	8	4.8%	167	8	4.8%	0	0	－
16 官公署	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	－
17 その他の事業	214	14	6.5%	214	14	6.5%	0	0	－
01 派遣業	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0	0	－
02 その他の事業	203	14	6.9%	203	14	6.9%	0	0	－
6号～17号 計	6,211	465	7.5%	6,177	460	7.4%	34	5	14.7%
合 計	9,308	751	8.1%	8,962	700	7.8%	346	51	14.7%

経済財政運営と改革の基本方針 2021

(令和3年6月18日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン**1. 経済の現状と課題****(当面の経済運営の課題)**

今後とも、感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起こす。その上で、世界経済の回復ペースが加速していることを踏まえ、デフレに決して戻さないとの強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく。雇用を確保しつつ成長分野への円滑な労働移動を促進するとともに、賃上げモメンタムを維持・拡大し、成長と雇用・所得拡大の好循環を目指したマクロ政策運営を行っていく。

同時に、感染症により厳しい影響を受けた女性や非正規雇用の方々、生活困窮者、孤独・孤立状態にあるの方々などへのきめ細かい支援を継続し、コロナ禍が格差の拡大・固定化につながらないように、目配りの効いた政策運営を行っていく。

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組**(1) 感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築**

(略)

ワクチンについて、感染症の発症を予防し、死亡者・重症者の発生をできる限り減らすため、医療従事者等への接種を進め、大規模接種も活用して、希望する高齢者への接種を本年7月末を念頭に完了させる。また、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指す。引き続き、効果的な治療法、国産治療薬の研究開発・実用化の支援及び国産ワクチンの研究開発体制・生産体制の強化を進めるとともに、新たな感染症に備え、国内のワクチン開発・生産体制の強化のため、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を着実に推進する。そのために必要な取組の財源を安定的に確保する。

(略)

(2) 経済好循環の加速・拡大

日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まずは感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事

業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。その上で、民需主導の自律的な経済回復の実現に向け、技術革新・イノベーションを起こしつつ、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に喚起しながら、新分野への展開等の事業者の前向きな取組や、人材への投資、成長分野への円滑な労働移動を強力に推進するなど守りから攻めの政策へと重心を移し、経済全体の生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の継続的な上昇を促す。世界経済が回復していく中で、国際経済連携を強化しつつ、中小企業の輸出や農水産物輸出の振興、インバウンドの再生、航空・空港・海事関連といった国際交通を支える企業の経営基盤強化等を通じて、外需を日本の成長に取り込んでいく。また、ワクチンの接種証明について、不当な差別につながらないこと等に留意しつつ、速やかに検討を進め、成案を得る。

事業者への支援については、感染拡大防止の局面では、引き続き、営業時間短縮要請等に応じる事業者に対する規模に応じた協力金のできる限り迅速な支給や当面本年末まで継続する政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等により事業継続を支える。また、特に深刻な影響を受けている事業者に対し、資本金性資金を通じた財務基盤の強化を着実に実行する。同時に、感染防止対策やテレワークを含む感染リスクの低いビジネスモデルへの転換を図る投資等の取組を重点的に支援するとともに、ポストコロナの新しい経済に対応する事業再構築やデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた企業の挑戦に対し、補助金や税制、金融支援の着実な実行を通じて強力に後押しする。感染状況が落ち着いている地域では、感染防止対策を徹底した上で、まずは県内観光の割引事業等の支援により、感染症により甚大な影響を受けた需要の回復を図る。

雇用と生活への支援として、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、在籍型出向を通じた雇用確保を支援する助成の活用促進やマッチング支援の強化、感染症の影響による離職者のトライアル雇用への助成等によるグリーン・デジタル、介護・障害福祉等の成長分野や人手不足分野への円滑な労働移動や、セーフティネットとしての求職者向けの支援、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育等の人的投資支援を強力に推進する。雇用保険について、これらの施策を適切に講じ、セーフティネット機能を十分に発揮できるよう、その財政運営の在り方を検討する。非正規雇用労働者など感染症のより厳しい影響を受け、生活に困窮する方々に対しては、住まいの確保を含め生活を下支えする重層的なセーフティネットによる支援に万全を期するとともに、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化等を通じ自立を支援する。女性を中心とする自殺者の増加に対するSNSを含むきめ細かい相談支援のほか、望まない孤独・孤立を抱える方々に対する民間団体等を通じた寄り添い型の支援を引き続き強力に後押しする。

引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。

(1) 地方への新たな人の流れの促進

地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。

関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

(2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、EC活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。

下請中小企業における労務費等の上昇を取引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額に関して必要な確認を行う措置を適切に講ずる。

(3) 賃上げを通じた経済の底上げ

民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績⁵²を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

また、本年 4 月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。

(4) 観光・インバウンドの再生

観光関連産業は約 900 万人が従事し、地方を支えている。我が国の自然、気候、文化、食といった魅力は失われておらず、観光立国実現に官民一丸で取り組む。

G o T o トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて取扱いを判断することとし、宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。ワーケーションや休暇取得促進等により旅行需要平準化を図り、混雑を低減させる。

観光客が戻るまでの時間を活用し、観光業や観光地の再生のため、宿泊施設や飲食、土産物店等の施設改修や廃屋撤去、経営力底上げやD X推進等による収益性・生産性向上、金融機関等と連携した宿泊施設再生、地方自治体等の観光施設への民間活力導入等に取り組む。

地域内の縦割りを超えた観光業と異業種の連携によるコンテンツ造成や、デジタル技術も活用した観光資源の磨き上げ、スノーリゾート整備や国立公園の滞在環境上質化、古民家等の歴史的資源の面的活用、文化観光拠点等の整備や三の丸尚蔵館の美術品等の地方展開等を進める。日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

多言語表記やバリアフリー、C I Q等の受入環境整備、観光地への交通の充実、上質なサービスを求める観光客誘致のための取組を進める。国内外の感染状況等を見極めながら、小規模分散型パッケージツアーの試行等により、安心・安全な旅行環境整備を目指す。

I R整備は、厳格なカジノ規制の実施を含め、所要の手続を着実に進める。

⁵² 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において「最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1%と引き上げられている。なお、2020 年は、0.1%の引上げとなった。

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

(基本的考え方)

「経済あつての財政」との考え方の下、引き続き、感染症の影響など経済状況に応じた機動的なマクロ経済運営を行うとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現、海外需要の取込み等を通じ、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す。それに向け、ワイズスペンディングの徹底と4つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP／PFIや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。あわせて応能負担の強化などの歳入改革を進めて行く。

第4章 当面の経済財政運営と令和4年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

政府は、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指す。

当面は、感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜く。さらに、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に呼び込みながら、人材への投資と円滑な労働移動を強力に進めることにより、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の自律的な成長軌道の実現につなげる。このため、令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

2. 令和4年度予算編成に向けた考え方

- ① 前述のように、感染症の影響等の経済状況に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うことにより、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図る。
- ② 団塊の世代の75歳入りも踏まえ、将来世代の不安を取り除くため、全世代型社会保障改革を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、社会保障関係費、一般歳出のうち非社会保障関係費、地方の歳出水準について、第3章で定める目安に沿った予算編成を行う。
- ③ グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分（メリハリ付け）を行う。
- ④ 歳出全般について、徹底したワイズスペンディングを実行するとともに、歳入面での応能負担を強化するなど、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していく。

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ
(令和3年6月18日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

成長戦略実行計画

第10章 足腰の強い中小企業の構築

1. 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

今後もコロナ禍の影響を受ける中小企業の事業継続の支援に万全を期すとともに、積極的に事業再構築に取り組む中小企業を支援するため、事業再構築補助金の不断の見直しを図る。

2. 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

中堅企業に成長し、海外で競争できる企業を増やすため、民間支援機関との連携により海外展開するまでの伴走支援を強化する。

中小企業の円滑な事業承継を後押しするとともに、中小企業が M&A の支援を適切に活用できる環境を整備する。具体的には、①事業承継・引継ぎ支援センターの強化や、②簡易な企業価値評価ツールの整備、③M&A 支援機関に係る登録制度や自主規制団体の設立など支援機関の適切な取組を促す仕組みの構築を図る。

ドイツのフラウンホーファー研究機構による強い中小企業群創出のモデルを参考に、既存の研究開発機関の機能強化の検討等を含め、意欲ある中小企業の支援態勢を検討する。

3. 大企業と中小企業との取引の適正化

(1) 下請取引の適正化

下請業者への取引価格のしわ寄せを防ぐため、監督体制を強化する。また、業界による自主行動計画の策定を加速するとともに、業界だけでなく、個別企業による取組強化についても、コーポレートガバナンスの改善の一環として促進する。

(2) 大企業と中小企業の連携促進

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言について、官民をあげて周知や働きかけを実施し、本年度中に 2,000 社の宣言を目指すとともに、宣言の拡大などを通じ、大企業と中小企業の連携強化を図っていく。

(3) 約束手形の利用の廃止

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて 60 日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

（４）系列を超えた取引拡大

電子受発注システムの標準化等を通じて、中小企業のみならず発注側企業等も含めたシステムの利用を促進し、中小企業・小規模事業者の系列を超えた取引拡大を促す。

４．地域の中小企業・小規模事業者等への支援

地域の中小企業、小規模事業者等は、地域の雇用のみならず、人口が特に減少している地域社会において地域を支える重要な機能を果たしている。これらの事業者の生産性向上を図りつつ、生活に不可欠な機能の確保を図るため、地方自治体と国が連携して、地域づくりの担い手の創出や、中小企業・小規模事業者等による地域コミュニティを支える取組を強化していく。

５．官民連携による経営支援の高度化

コロナ禍から立ち上がろうとする事業者が、適切な経営支援を受けられるよう、各地域で民間も含む支援機関のネットワークを構築するとともに、個々の支援機関の専門性等の見える化を図る。その一環として、身近な支援機関である中小企業診断士に求められる専門分野の見える化を進める。

成長戦略フォローアップ

はじめに

本成長戦略フォローアップにおいては、以下のとおり、成長戦略実行計画の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取組について記載するものとする。

4. 「人」への投資の強化

(3) 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

iv) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

(略)

③賃金

- ・ 民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考に、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績³を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

(略)

(6) 労働移動の円滑化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

i) 雇用の維持と労働移動の円滑化

- ・ 雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主

³ 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「最低賃金については、年率 3 %程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1%と引上げられている。なお、2020 年は、0.1%の引上げとなった。

が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。

- ・労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。
- ・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とするとともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。
- ・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就職する場合に助成額の加算を行う。
- ・労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進する労働者協同組合法について、円滑な施行を図る。
- ・スタートアップの経営人材についてヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、2021年度は、スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援し、またその中で得られた知見や事例を成果として取りまとめて公表することで、民間市場で広く成果が活用され、スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を目指す。

9. 足腰の強い中小企業の構築

(1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援

- ・事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継・引継ぎのワンストップ支援が2021年4月から開始されたことを契機に、本センターの人材強化や域内外の民間事業者等との連携強化を行うとともに、2021年度及び2022年度に事業承継診断を抜本的に見直し、これを通じたプッシュ型事業承継支援や後継者不在の中小企業と他者とのマッチング等による事業承継・引継ぎの一体的な支援を強化する。
- ・法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の活用促進も含め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑な事業承継・引継ぎが進むよう、M&Aを含む事業承継について集中的な広報を実施する。
- ・2021年度から、定期的な情報交換や研修、優良事例の横展開等を通じて、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会を連携させ、スポンサー型再生を円滑に実施する体制を各地域に整備する。
- ・事業承継や事業引継ぎに伴う転廃業に必要な費用の支援に加え、M&Aを追求してもなお転廃業を選択せざるを得ない場合に早期に専門的な相談や支援が受けられるよう、専門機関等と連携しつつ、経営資源の引継ぎへの事業承継・引継ぎ支援センターによる切れ目のない支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援のため、中小企

業再生支援協議会において、窓口相談、既往債務に係る最長1年間の元金返済猶予要請、並びに既往債務に新規融資を含めた関係金融機関調整の上での資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスケジュール支援）を行う。

- ・ 中小企業再生支援協議会において、事業者の希望に応じて事業再生支援専門家を紹介する取組を2021年度中に開始する。また、事業再生支援体制の強化に向け、事業再生支援の専門家育成等を検討する。
- ・ 経営者保証に依存しない融資の促進を図るため、中小事業者や金融機関等に対する「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」等の周知を引き続き行う。また、金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等の活用や事業者の経営者保証に関するニーズに対する円滑な支援が実施できるように、事業承継・引継ぎ支援センター内の業務フローの見直し等を行い、事業承継・引継ぎ支援センターと外部機関等との連携を一層強化する。

ii) 事業再構築への支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中小企業の設備投資・IT導入・販路開拓等を支援する中小企業生産性革命推進事業について、生産性の向上に加え、感染拡大の抑制を図るビジネスについて重点的に支援を行う。このうち、ものづくり補助金においては付加価値額年率3.0%増、IT導入補助金においては、労働生産性年率3.0%増を達成する事業計画の策定を引き続き求める。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的に伴走支援を実施すること等を条件に信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」等により、中小企業者の経営支援等を進める。
- ・ 日本政策金融公庫等が、新分野展開、業態転換等に向けた設備投資の適用利率を引き下げ、事業再構築等に必要な資金繰りを支援する。
- ・ 地域金融機関と政府系金融機関、官民連携ファンド等において、資本金性劣後ローンの積極的な活用を含め資本金性資金の供給を推進する。
- ・ 引き続き、DBJの特定投資業務等を活用して、地域金融機関等との共同ファンド等を通じたノウハウの共有や人材育成等を行うとともに、事業承継ファンドへのLP出資等を行うことで、地域の中堅・中小企業の事業転換・事業承継等による成長を促進する。
- ・ 株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本金性資金の供給等を進める。
- ・ 地方の中堅企業等による都市部の若者人材の採用を促進するため、採用戦略の策定からデジタル求人ツールの活用、リモート面接の実施までの一連の採用プロセスにおける最適な手法を2021年に実証した上で、得られる結果も踏まえて、都市から地方への人材マッチング市場の拡大に向けた普及策を講ずる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域の中小企業・小規模事業者の成長・生産性向上と地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築の両立に向け、「先導的人材マッチング事業」を継続するほか、2020年度にトライアル実施している「事業者支援ノウハウ共有サイト」の本格稼働や、「Re:ing/SUM (Regional Banking Summit)」における地域金融機関の特徴的な事例の発掘等を通じて、事業者支援体制を強化する。
- ・ 買い物弱者対策や高齢者見守りなど、地域住民にとって必要不可欠なサービスを

持続的に提供するため、2021 年度中に地域内外の組織が連携する体制構築の検討を深めた上で、全国で新たに 10 程度の連携体制を構築するとともに、複数の地域に共通する地域・社会課題を抽出し、ビジネスの手法を活用してその解決を図る取組を促進する。

- ・事業者支援を全国でかつ同時に進めるため、関係省庁において AI や ICT を活用した能率的で効果的な支援の方法や業種等ごとの共通的で典型的な事業再生の手法等の研究を行う。
- ・地域の核となる企業・産業の育成を推進するため、地域金融機関による地域の創業・事業展開・事業承継の支援を促す。

(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 中堅・中小企業の海外展開支援

(販路開拓支援・人材・金融面の支援)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大のため海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、新輸出大国コンソーシアムや中小企業海外展開現地支援プラットフォームを通じて海外現地での支援を拡充する。
- ・デジタルマーケティング情報を踏まえた商品改良や EC サイト上での PR 手法の改善、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の海外 EC サイトに設置する「ジャパンモール」への出展や EC 事業者のニーズに沿った商品提案の支援などを通じて EC やオンライン商談などを活用する支援を強化する。
- ・中小企業の海外展開の成功率や取引の継続率の大幅な向上を図るため、JAPAN ブランド育成支援等事業により、現地の市場開拓に精通し支援ノウハウ・実績のある民間支援事業者との連携を前提とした中小企業の海外展開支援を行う。
- ・中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目的として、民間事業者による越境 EC 事業や SDGs 分野での新事業創出といった新たなビジネスモデルの実証を支援する。

(海外進出支援)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により海外現地での契約関係や労働関係でのトラブルが増加する中、国際的な人の往来が制限されていることから、在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進する。また、進出先国の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う。
- ・中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、株式会社日本貿易保険（NEXI）が 2021 年 1 月に開始した特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧を無料で提供するサービスを周知する。
- ・国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について 2021 年度中に結論を出すとともに、最先端の ICT を備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

ii) 規模拡大を通じた労働生産性の向上

- ・連携の在り方の見直しも含め、M&A 支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る。
- ・事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る。
- ・後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する。
- ・M&A を経営戦略の一部として捉え、M&A 後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A 後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を 2021 年度中に策定する。
- ・サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドの裾野の拡大に向けた取組を進める。
- ・中小企業を当事者とする M&A の譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&A に関する知識や経験が十分でない中小企業においても M&A 支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、2021 年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他の M&A 支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。
- ・2021 年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携した M&A 支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業が M&A に関する適切な支援を受けられる環境を整備する。
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と都道府県の公設試験研究機関（公設試）が適切な連携・役割分担の下で、中小・中堅企業等における生産性向上や企業間連携につながるデジタル化等を支援すべく、2020 年度に開始した産総研と公設試等の連携による中小・中堅企業等への IoT 活用に係る普及啓発・人材育成等の取組を一層推進する。

（３）大企業と中小企業との取引の適正化

i) 下請取引の適正化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討する。中小企業庁でも、2022 年度における下請検査官や下請取引Ｇメンの体制強化による中小企業の取引の実態に関する情報収集の強化を検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を法執行につなげる体制を強化する。
- ・改正下請振興法に基づく下請Ｇメンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる。

- ・改正下請振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る。

ii) 大企業と中小企業の連携促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iii) 約束手形の利用の廃止

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iv) 系列を超えた取引拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(4) 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・GoTo 商店街事業は、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。
- ・地域の持続的発展を促進するため、2021 年度に地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業により、中小事業者等が地方公共団体と連携しながら新たな需要の創出につながる魅力的な機能を導入するための実証支援を行う。

(5) 官民連携による経営支援の高度化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・各都道府県の「よろず支援拠点」において、中堅企業への成長を促すため、新たに民間も取り込んだ支援機関のネットワークを構築する。そのため、2021 年度に意欲のある中小企業に対する積極的な支援を行うモデル実証拠点を選定し、2022 年度以降、全国へ展開する。

(6) デジタル化を通じた生産性向上

- ・2021 年度中に AI の実装スキルを持つ人材 600 人の育成や中小企業との協働の仕方の検証をし、AI の実装スキルを持つ人材を介した企業の生産性向上の仕組みを確立するとともに地方大学等を通じて普及させる。
- ・「AI 導入ガイドブック」(外観検査・需要予測版)の普及を図るとともに、2021 年度中に「AI 導入ガイドブック」の新規テーマを検討し公表する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、中小企業でのテレワーク導入を促進

- するため、テレワークに資するソフトウェア・通信機器等の導入支援等を行う。
- ・地域未来牽引企業等の地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組みの整備や活動等の支援、デジタル人材の育成等を促進する。
 - ・中小企業庁の全ての行政手続を 2023 年度までに電子化し、中小企業施策の活用状況や施策活用結果など国が保有するデータを民間ビジネスに開放し、中小企業を支援する民間サービス市場の創出と活性化を目指す。
 - ・国が保有する補助金等のデータを民間に開放し中小企業を支援する民間サービスの創出を促すとともに、中小企業向けの経営支援の専門家や支援ビジネス事業者などを巻き込んだコミュニティ形成のため、中小企業の経営相談や新しいビジネスパートナーをオンライン上で見つけられる仕組みを 2022 年度までに構築する。

新型コロナウイルス感染症関係資料

1. 感染症の発生状況

- 国内の発生状況 <厚生労働省>
- 都道府県別の発生動向 <厚生労働省>
- 海外の発生状況 <WHO>
- 国内、海外のワクチン接種状況

2. 経済・雇用指標等

(ア) 全国状況

- 世界経済・日本経済の見通し <OECD Economic Outlook>
- 世界経済・日本経済の見通し <世界銀行 GEP>
- 基調判断 <月例経済報告>
- 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和3年1月18日閣議決定）
- 需要項目別の四半期別GDP速報
- 雇用情勢（有効求人倍率、完全失業率）の推移 <職業安定業務統計、労働力調査>
- 新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響 <JILPT・連合総研共同研究調査>
- 雇用形態別・性別にみた雇用者数の動向 <労働力調査>
- 雇用形態別にみた休業者数の動向 <労働力調査>
- 性・年齢階級別にみた非労働力人口の動向 <労働力調査>

(イ) 地域別の状況

- 地域別にみた景気の現状判断、先行き判断 D I <景気ウォッチャー調査>
- 都道府県別にみた新規求人数の動向 <職業安定業務統計>
- ランク別にみた完全失業率、非労働力人口、有効求人倍率 <労働力調査モデル推計値、職業安定業務統計>

(ウ) 産業別の状況

- 産業別にみた新規求人数の動向 <職業安定業務統計>
- 産業別・性別にみた雇用者数の動向 <労働力調査>
- 産業別・性別にみた休業者数（割合）の動向 <労働力調査>
- 産業別にみた給与・労働時間の動向 <毎月勤労統計調査>
- 産業別にみた企業の経常利益、資産、負債 <法人企業統計>
- 産業別にみた雇用調整実施事業所割合 <労働経済動向調査>
- 第3次産業活動指数

3. 政府の対策と実施状況

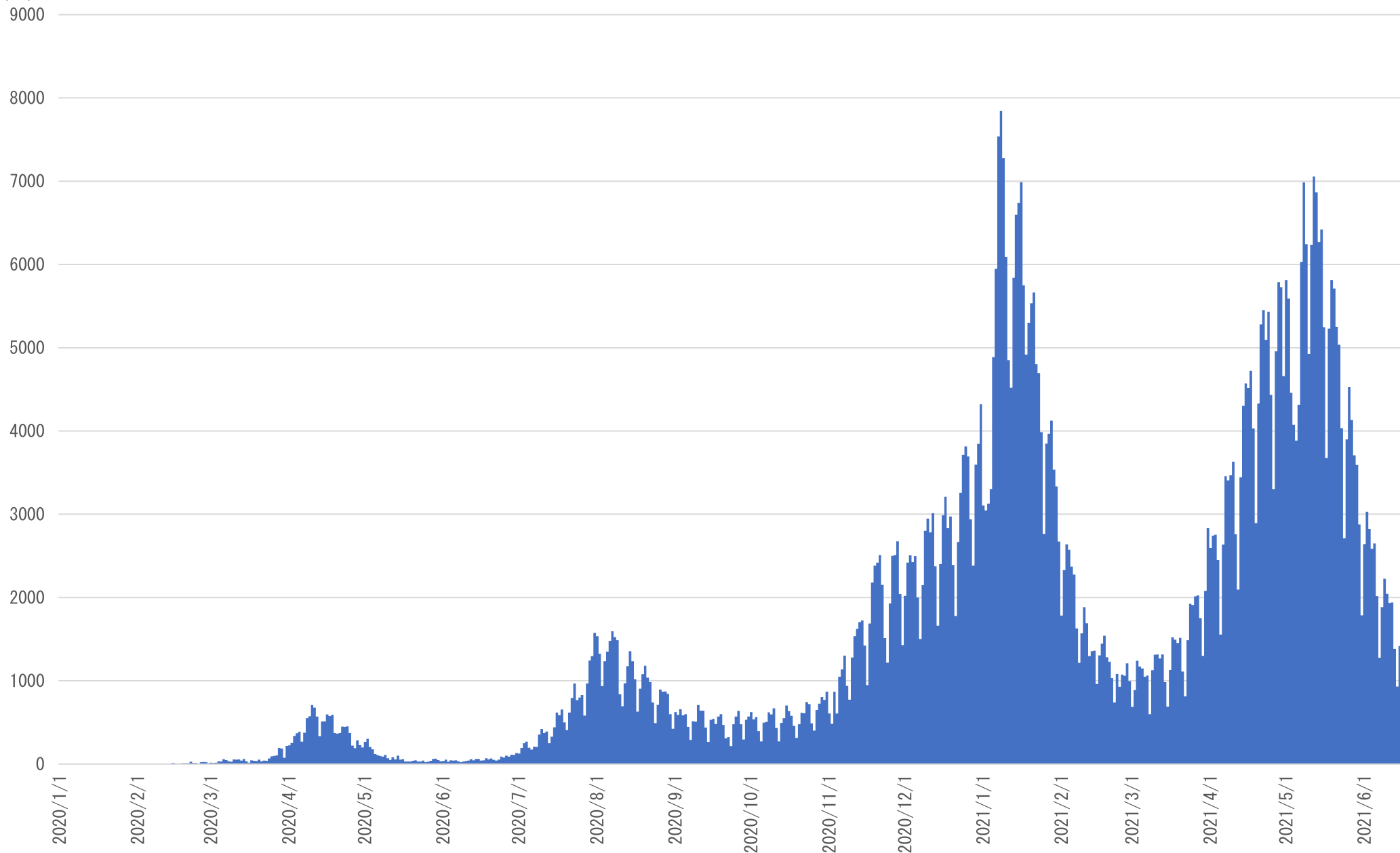
- 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）
- 各種支援策一覧
- 新型コロナウイルス感染症対応のための一連の経済財政政策の経済効果（令和2年12月8日閣議決定）
- 経済対策・各種施策の進捗状況
- 雇用調整助成金の申請・支給状況
- 生活福祉資金貸付制度の実施状況
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

1. 感染症の発生状況

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

陽性者数（日毎）

（人）



（資料出所）厚生労働省「オープンデータ」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html>)（令和3年6月18日取得）をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

新型コロナウイルス感染症の都道府県別発生動向

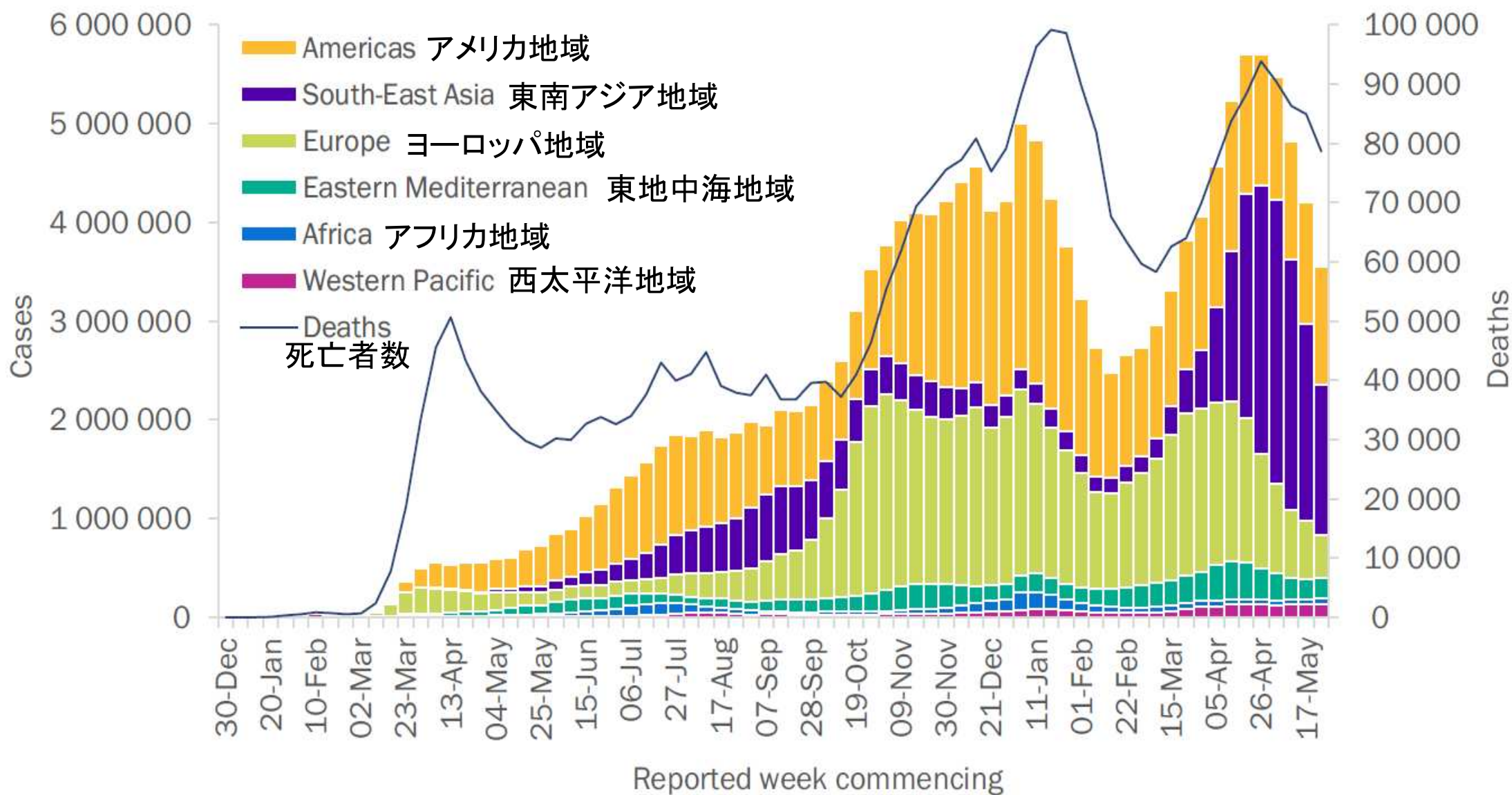
		陽性者数の累計 (令和3年6月17日現在) (人)	人口10万人あたりの累計陽性者数 (人)			陽性者数の累計 (令和3年6月17日現在) (人)	人口10万人あたりの累計陽性者数 (人)
A ラ ン ク	東京都	167,868	1,206	C ラ ン ク	石川県	3,894	342
	大阪府	102,144	1,160		和歌山県	2,655	287
	神奈川県	64,890	705		山口県	3,090	228
	愛知県	50,070	663		徳島県	1,650	227
	千葉県	38,816	620		香川県	2,079	217
	埼玉県	45,317	617		新潟県	3,382	152
	Aランク計	469,105	884		福井県	1,077	140
B ラ ン ク	兵庫県	40,611	743	D ラ ン ク	Cランク計	135,791	487
	京都府	16,415	636		沖縄県	19,881	1,368
	広島県	11,302	403		熊本県	6,425	368
	滋賀県	5,470	387		佐賀県	2,543	312
	茨城県	10,200	357		大分県	3,475	306
	栃木県	6,739	348		宮崎県	3,062	285
	三重県	5,164	290		福島県	4,741	257
	静岡県	8,946	245		高知県	1,699	243
	長野県	4,949	242		長崎県	3,087	233
	山梨県	1,868	230		鹿児島県	3,621	226
	富山県	1,985	190		愛媛県	2,745	205
	Bランク計	113,649	431		青森県	2,452	197
C ラ ン ク	北海道	40,794	777	D ラ ン ク	山形県	2,017	187
	福岡県	35,112	688		岩手県	1,620	132
	奈良県	8,121	611		鳥取県	466	84
	岐阜県	9,318	469		島根県	551	82
	群馬県	7,994	412		秋田県	764	79
	岡山県	7,568	400		Dランク計	59,149	315
	宮城県	9,057	393		全国計	777,843	617

(資料出所) 厚生労働省「各都道府県の検査陽性者の状況(空港・海港検疫、チャーター便案件を除く国内事例)」(2021/6/17 24時時点)、総務省「人口推計」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 空港・海港検疫、チャーター便案件を除く国内事例。

2. 人口は令和元年10月1日現在のものを用いている。

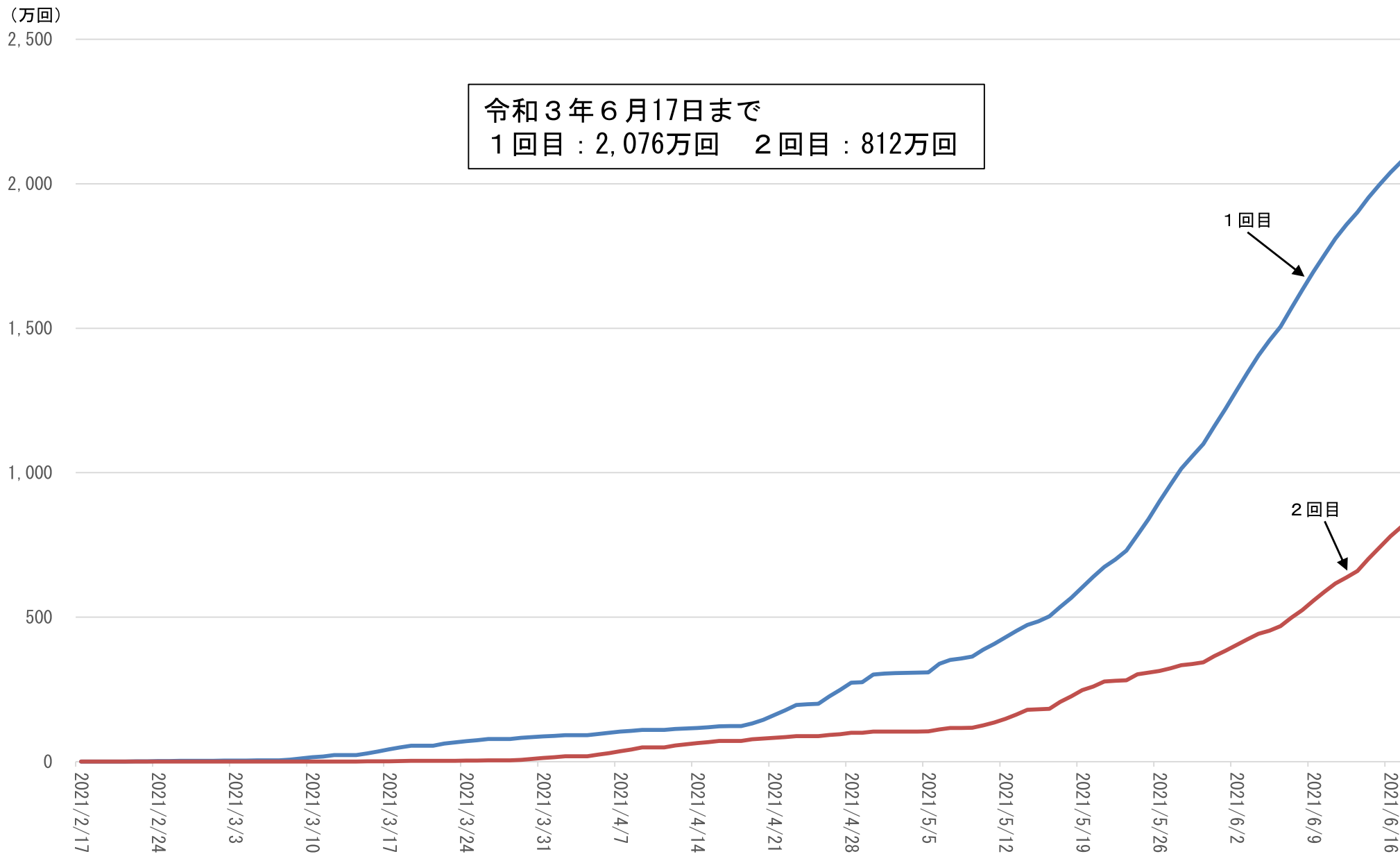
(参考)新型コロナウイルス感染症の海外発生動向(確定症例数・全地域)



(資料出所) WHO “COVID-19 Weekly Epidemiological Update Edition 42, published 1 June 2021”

国内のワクチン接種状況

新型コロナワクチン総接種回数の推移



(資料出所) 厚生労働省ホームページ及び首相官邸ホームページ掲載のデータ（令和3年6月18日取得）をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

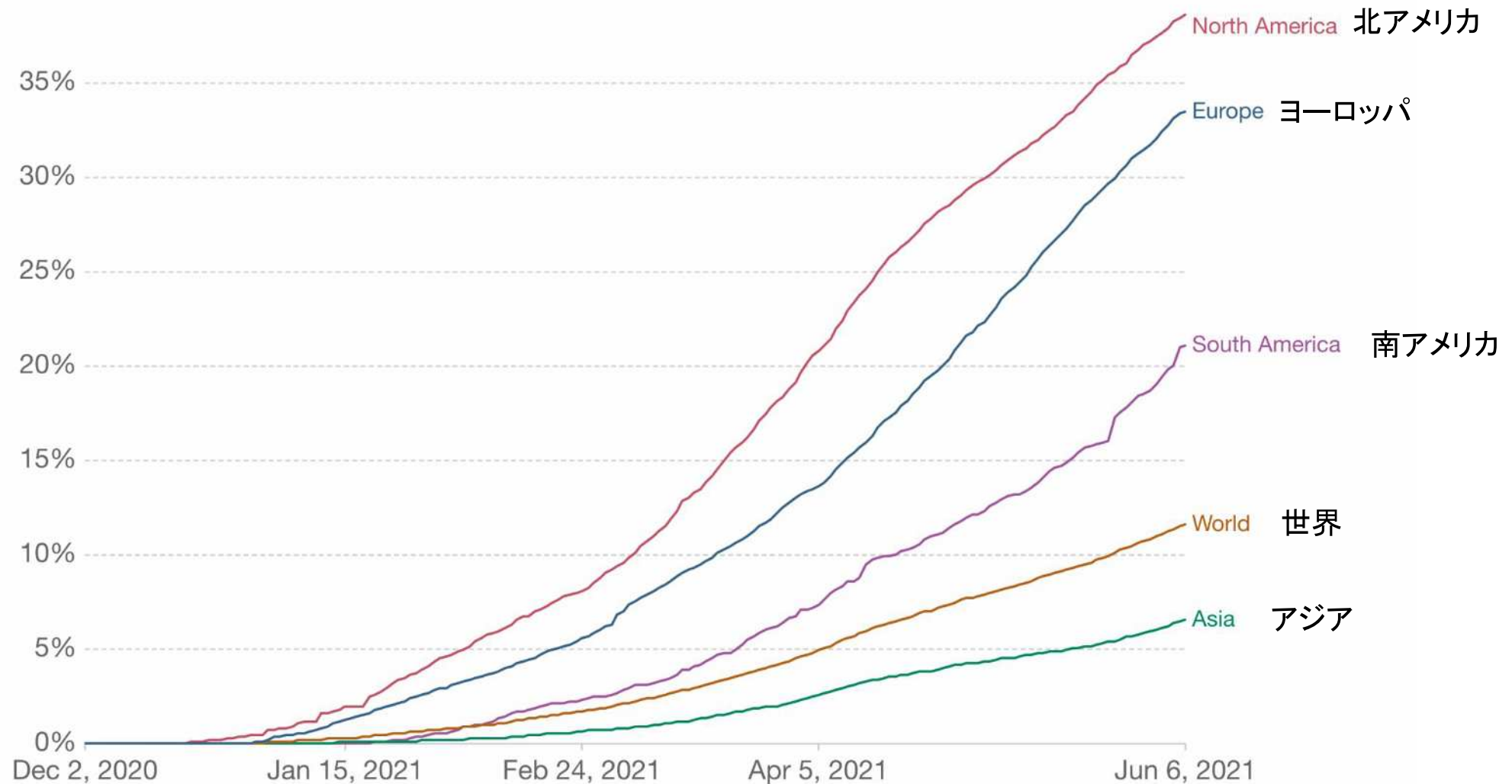
(注) 1. 医療従事者等と高齢者等の合計。

2. 医療従事者等については、土日祝日分は、次の平日分に合わせて計上されている。

新型コロナウイルスのワクチンを少なくとも1回受けた者の割合

Share of people who received at least one dose of COVID-19 vaccine

Share of the total population that received at least one vaccine dose. This may not equal the share that are fully vaccinated if the vaccine requires two doses.



Source: Official data collated by Our World in Data

CC BY

2. 經濟・雇用指標等

(ア) 全国の状況

【OECD】

－ 世界経済は改善したが、国による違いが大きい

世界経済は明るくなったが、通常と異なる様相を見せている。国間の不均衡が続くとみられ、また、これは、ワクチン接種計画の有効性や公衆衛生政策に左右される。いくつかの国は、他より早い経済回復を示している。韓国やアメリカは、一人当たり所得が、(パンデミック発生から)18か月でパンデミック前に戻りつつある。多くのヨーロッパ諸国は、経済回復に3年近くかかるとみられる。メキシコや南アフリカは、3～5年かかる可能性がある。

－ 成長率予測は、上方修正

2021年の世界経済成長率は、5.8%と予測される。これは、昨年12月時点の当エコノミックアウトルックの予測(4.2%)と比べて、急激な上方修正である。多くの経済先進国でのワクチン接種やアメリカでの財政による経済刺激が、これに寄与した。2022年の世界経済成長率は、4.4%と予測される。しかし、2022年末までの総所得は、感染発生前の予測を3兆ドル下回る。3兆ドルというのは、フランスの経済規模に匹敵する額である。日本は、2021年に2.6%、2022年に2.0%の成長が見込まれる。

－ より多くのジャブ(注射)、より多くのジョブ(職)

COVID-19ワクチンを国民に早く接種した国、効果的な公衆衛生戦略で感染を抑制する取り組みを進めている国では、より早い経済回復が見込まれる。アメリカでは、観光業も含め、求人登録が増加している。しかし、多くの経済先進国でワクチン接種が進む一方で、貧しい新興市場国が取り残されている。「すべての人が守られない限り、誰一人守られない。」

－ 商取引が不均衡な回復に影響

国による回復力の違いは、各国の、①政府による脆弱な労働者や業種へ支援、②観光業など一定の業種への依存度合い、③公衆衛生やワクチン政策、に左右される。また、商取引も関係する。パンデミックが始まって以来、消費者は、サービス支出を抑え、モノへの支出を増やした。こうした購買行動は、サプライチェーンに深く組み込まれた国々、とくに医薬品、医療器具、IT機器を供給する国々に恩恵をもたらした。

【世界銀行】

2021年、世界経済は5.6%の成長が見込まれる。これは景気後退からの回復として80年来で最速のペースであり、いくつかの主要国の力強い回復によるところが大きい。ただし、新興国・途上国の多くは依然として、新型コロナウイルス感染症の世界的流行とその影響を受けている。

回復が進む中でも、今年末時点の世界GDPは、危機以前の予測を約2%下回るだろう。新興国・途上国の約3分の2にとって、国民一人当たり所得の減少が2022年までに解消されることはないと思われる。低所得国ではワクチン接種が進んでおらず、感染症危機の影響により貧困削減の成果が失われ、不安定性をはじめ長期的な課題に拍車がかかっている。

主要国の中では、米国が今年、大規模な財政支援と新型コロナウイルス感染症関連の制限緩和を反映し6.8%の成長となることが予測される。その他の先進国の成長率も改善しつつあるが、米国ほどのペースではない。新興国・途上国の中では、中国が今年、需要が抑えられていた反動で8.5%に改善する見通しである。

新興国・途上国の今年の成長率は、需要回復と一次産品価格上昇に支えられ、全体として6%になるとみられる。ただし、多くの国では、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大とワクチン接種の遅れ、また一部では政策支援の打ち切りが回復の足かせとなっている。中国を除くと、新興国・途上国の回復はさらに小幅の4.4%になると予想される。2022年の新興国・途上国全体の回復は4.7%に減速するとみられるが、それでも2020年の景気後退の損失を埋め合わせるのに十分な回復ではない上、2022年の成長率は危機以前の予測を4.1%下回るとみられる。

低所得国の今年の成長率は、ワクチン接種が進んでいないこともあり、2020年を除き過去20年間で最低の2.9%となると予測される。その後、2022年には4.7%に上昇するとみられるが、それでも危機以前の予測を4.9%下回る水準である。

実質GDP(前年からの推移: %)

	2020年	2021年	2022年	2023年
世界	-3.5	5.6	4.3	3.1
先進国	-4.7	5.4	4.0	2.2
米国	-3.5	6.8	4.2	2.3
一口圏	-6.6	4.2	4.4	2.4
日本	-4.7	2.9	2.6	1.0
新興国・途上国	-1.7	6.0	4.7	4.4

月例経済報告

令和3年5月

総論

(我が国経済の基調判断)

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。

- ・個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、緩やかな増加が続いている。
- ・生産は、持ち直している。
- ・企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。
- ・消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

(政策の基本的態度)

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。

新型コロナウイルス感染症に対しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、10都道府県を対象に緊急事態措置、9県を対象にまん延防止等重点措置を実施しているところであり、引き続き、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、引き続き、感染状況や経済的な影響を注視しながら、予備費も活用して機動的に必要な支援策を講じていく。

感染症対策、ワクチン接種に最優先に取り組みながら、ポストコロナも見据え、グリーン、デジタル、地方の所得向上など、強い経済をつくり上げ、さらに、少子化対策など長年の課題にも答えを出すべく、6月を目標に、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を取りまとめる。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

各論

1. 消費・投資等の需要動向

2021年1-3月期の実質GDP(国内総生産)の成長率は、民間在庫変動がプラスに寄与したものの、民間最終消費支出、政府最終消費支出、民間企業設備、財貨・サービスの純輸出(輸出-輸入)、公的固定資本形成がマイナスに寄与したことなどから、前期比で1.3%減(年率5.1%減)となった(3四半期ぶりのマイナス)。また、名目GDP成長率は前期比で1.6%減となった(3四半期ぶりのマイナス)。

個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

需要側統計(「家計調査」等)と供給側統計(鉱工業出荷指数等)を合成した消費総合指数は、3月は前月比1.8%増となった。個別の指標について最近の動きをみると、「家計調査」(3月)では、実質消費支出は前月比7.2%増となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」(3月)では、小売業販売額は前月比1.2%増となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は持ち直しの動きがみられる。一方、消費者マインドはこのところ持ち直しの動きに足踏みがみられる。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、財支出では底堅さが続いているが、サービス支出では感染症とそれに伴う自粛の影響が一層みられる。新車販売台数や家電販売は、おおむね横ばいとなっている。旅行は、極めて低い水準が続くなか、弱い動きとなっている。外食は、緊急事態宣言の解除もあり、下げ止まりの兆しもみられていたが、再発出等を受けて、このところ弱い動きとなっている。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、持ち直しに向かうことが期待されるが、感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。

設備投資は、持ち直している。

設備投資は、持ち直している。需要側統計である「法人企業統計季報」(10-12月期調査、含むソフトウェア)でみると、2020年10-12月期は前期比0.3%減となった。業種別にみると、製造業は同2.3%減、非製造業は同0.7%増となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給(国内向け出荷及び輸入)は、持ち直している。ソフトウェア投資は、弱含んでいる。

「日銀短観」(3月調査)によると、全産業の2020年度設備投資計画は、減少が見込まれている。なお、2021年度の計画は、増加が

見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、製造業を中心に依然過剰感が残るものの、改善している。先行指標をみると、機械受注は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。建築工事費予定額は、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、不透明感が残るものの、成長分野への対応等を背景に、機械投資を中心に持ち直し傾向が続くことが期待される。

住宅建設は、おおむね横ばいとなっている。

住宅建設は、おおむね横ばいとなっている。持家の着工は、持ち直している。貸家の着工は、下げ止まっている。分譲住宅の着工は、弱含んでいる。総戸数は、3月は前月比9.0%増の年率88.0万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、このところ持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、当面、横ばいで推移していくと見込まれる。

公共投資は、高水準で底堅く推移している。

公共投資は、高水準で底堅く推移している。3月の公共工事出来高は前月比2.3%増、4月の公共工事請負金額は同8.4%減、3月の公共工事受注額は同16.9%増となった。

公共投資の関連予算をみると、国の令和2年度一般会計予算では、補正予算において約2.4兆円の予算措置を講じており、補正後の公共事業関係費は、前年度を上回っている。令和3年度当初予算では、公共事業関係費について、一般会計では前年度当初予算比0.0%増としている。令和3年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比1.6%増としている。

先行きについては、関連予算の執行により、底堅く推移していくことが見込まれる。

輸出は、緩やかな増加が続いている。輸入は、持ち直しの動きがみられる。貿易・サービス収支は、黒字となっている。

輸出は、緩やかな増加が続いている。地域別にみると、アジア向けの輸出は、増加している。アメリカ、EU及びその他地域向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。

また、感染症によるインバウンドへの影響については、4月の訪日外客数は、2019年対比99.6%減となった。先行きについては、海外経済が改善するなかで、増加傾向が続くことが期待される。ただし、感染の再拡大による海外経済のリスクに十分注意する必要がある。

輸入は、持ち直しの動きがみられる。地域別にみると、アジア、アメリカ及びEUからの輸入は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しに向かうことが期待されるが、感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。

貿易・サービス収支は、黒字となっている。

3月の貿易収支は、輸出金額が増加したことから、黒字となった。また、サービス収支は、赤字幅が拡大した。

2. 企業活動と雇用情勢

生産は、持ち直している。

鉱工業生産は、持ち直している。鉱工業生産指数は、3月は前月比1.7%増となった。鉱工業在庫指数は、3月は前月比0.4%増となった。また、製造工業生産予測調査によると4月は同8.4%増、5月は同4.3%減となるが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械はこのところ弱含んでいる。生産用機械は増加している。電子部品・デバイスが増加している。

生産の先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、半導体不足による影響や海外経済の下振れリスクに十分注意する必要がある。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、第3次産業活動は、このところ個人向けサービス業を中心に弱さがみられ、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。倒産件数は、減少している。

企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。上場企業の2021年1～3月期の決算をみると、経常利益は、製造業、非製造業ともに前年比で増益となった。「日銀短観」(3月調査)によると、2021年度の売上高は、上期は前年比3.9%増、下期は同1.0%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比10.9%増、下期は同6.7%増が見込まれている。

企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。「日銀短観」(3月調査)によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」で上昇した。6月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」(4月調査)の企業動向関連DIによると、現状判断、先行き判断ともに低下した。

倒産件数は、減少している。3月は634件の後、4月は477件となった。負債総額は、3月は1,414億円の後、4月は840億円となった。

雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。

完全失業率は、3月は前月より0.3%ポイント低下し、2.6%となった。労働力人口、就業者数及び完全失業者数は減少した。

雇用者数は持ち直しの動きがみられる。新規求人数はこのところ横ばい圏内となっている。有効求人倍率はこのところ持ち直しの動きがみられる。製造業の残業時間は持ち直している。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は持ち直しの動きがみられる。これらの結果、実質総雇用者所得は、持ち直しの動きがみ

られる。

「日銀短観」（3月調査）によると、企業の雇用人員判断は、製造業も不足超に転じ、引き続き全産業で不足超となっている。

加えて、足下の状況については、日次有効求人数や民間の求人動向は持ち直しの動きに足踏みがみられ、水準も依然として低い。

こうしたことを踏まえると、雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。

先行きについては、底堅く推移することが期待されるが、雇用調整の動き如何によっては弱さが増す恐れもあり、感染症の影響に十分注意する必要がある。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、緩やかに上昇している。消費者物価は、横ばいとなっている。

国内企業物価は、緩やかに上昇している。4月の国内企業物価は、前月比0.7%上昇した。輸入物価（円ベース）は、上昇している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」で見ると、横ばいとなっている。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」で見ると、政策等による特殊要因（本年4月の通信料（携帯電話）下落を含む）を除くベースで、横ばいとなっている。4月は、前月比では、連鎖基準で1.0%下落し、固定基準で0.7%下落した。前年比では、連鎖基準で0.5%下落し、固定基準で0.2%下落した。ただし、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で0.2%下落し、前年比では連鎖基準で0.4%上昇した（内閣府試算）。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、政策等による特殊要因を除くベースで、このところ緩やかに上昇している。4月は、前月比では、連鎖基準で0.8%下落し、固定基準で0.5%下落した。ただし、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で0.0%となった（内閣府試算）。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）で見ると、4月は前月比4.7%ポイント上昇し、76.0%となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、政策等による特殊要因を除くベースで、横ばい圏内で推移することが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、29,000円台から29,500円台まで上昇した後、27,400円台まで下落し、その後28,300円台まで上昇した。対米ドルレート（インターバンク直物中心相場）は、107円台から109円台まで円安方向に推移した後、108円台まで円高方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、29,000円台から29,500円台まで上昇した後、27,400円台まで下落し、その後28,300円台まで上昇した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、107円台から109円台まで円安方向に推移した後、108円台まで円高方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、-0.01%台で推移した。ユーロ円金利（3ヶ月物）は、-0.0%台で推移した。長期金利（10年物国債利回り）は、0.0%台で推移した。

企業金融については、企業の資金繰り状況は改善しているものの、宿泊・飲食サービスなどでは依然厳しさがみられる。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比4.3%（4月）増加した。

マネタリーベースは、前年比24.3%（4月）増加した。M2は、前年比9.2%（4月）増加した。

（※ 4/23～5/24の動き）

4. 海外経済

世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、感染の再拡大によるリスクに十分留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。

先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

2021年1－3月期のGDP成長率（第1次推計値）は、個人消費や設備投資が増加したことなどから、前期比で1.6%増（年率6.4%増）となった。

足下をみると、消費は着実に持ち直している。設備投資は緩やかに増加している。住宅着工は緩やかに増加している。

生産は足踏みがみられる。非製造業景況感は堅調に推移している。雇用面では、雇用者数は増加しており、失業率はやや低下している。物価面では、コア物価上昇率は上昇している。貿易面では、財輸出は持ち直している。

4月27～28日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利の誘導目標水準を0.00%から0.25%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は緩やかに回復している。

先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。ただし、足下の感染の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。

中国では、景気は緩やかに回復している。2021年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で18.3%増となった。消費は緩やかに持ち直している。固定資産投資は持ち直している。輸出は着実に増加している。生産はこのところ伸びがやや低下している。消費者物価上昇率はやや高まっている。

韓国では、景気は持ち直している。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.6%増（年率6.6%増）となった。台湾では、景気は回復している。2021年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で8.2%増となった。

インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。2021年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比でそれぞれ0.7%減、2.6%減となった。

インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。2020年10－12月期のGDP成長率は、前年同期比で0.4%増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいても、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。先行きについては、当面、感染症の影響が続くと見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.6%減（年率2.5%減）となった。消費は弱い動きとなっているが、一部に持ち直しの動きがみられる。機械設備投資は持ち直している。生産はこのところ横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直しの動きがみられる。輸出は足踏みがみられる。失業率は横ばいとなっている。コア物価上昇率はこのところ低下している。

ドイツにおいても、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.7%減（年率6.6%減）となった。

英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.5%減（年率5.9%減）となった。消費は持ち直しの動きがみられる。設備投資は大幅に減少している。生産は持ち直している。サービス業景況感は堅調に推移している。輸出は持ち直しの動きがみられる。失業率は低下している。コア物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

欧州中央銀行は、4月22日の理事会で、政策金利を0.00%で据え置くことを決定した。イングランド銀行は、5月5日の金融政策委員会で、政策金利を0.10%で据え置くことを決定した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカ、英国、ドイツ及び中国ではおおむね横ばいで推移した。短期金利についてみると、ユーロドル金利（3か月物）は、おおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、アメリカ及び英国ではおおむね横ばい、ドイツではやや上昇した。ドルは、ユーロ及びポンドに対してやや減価、円に対しておおむね横ばいで推移した。原油価格（WTI）は上昇した。金価格は上昇した。

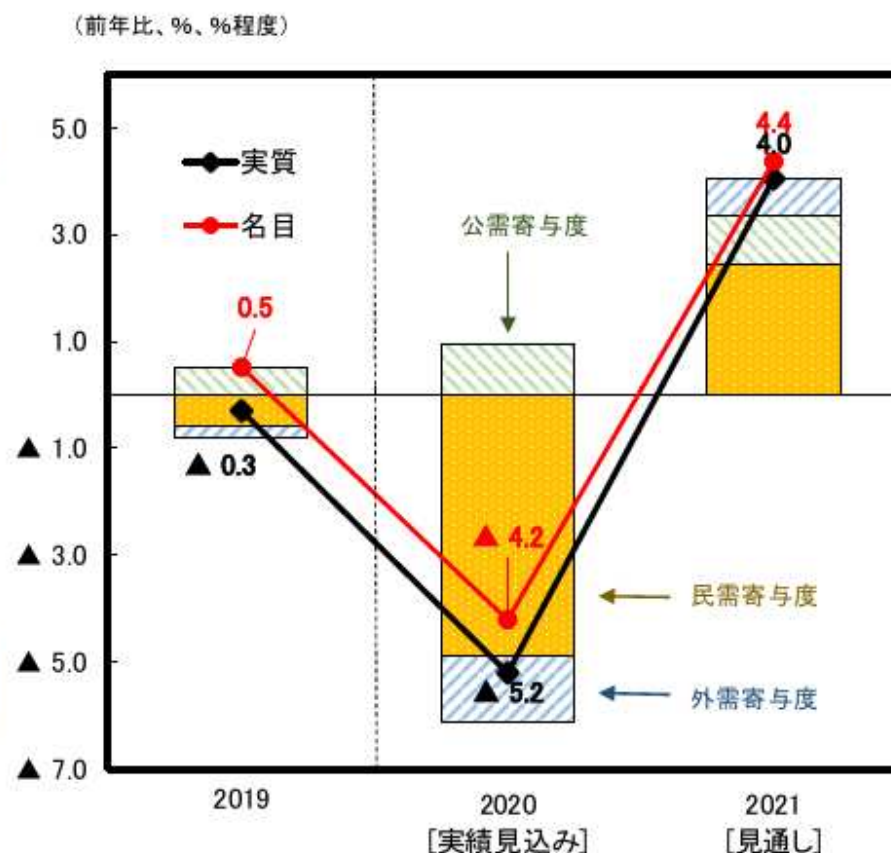
令和3年度(2021年度)政府経済見通しの概要

- 令和2年度は、最近の感染拡大も含め新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況となり、実質▲5.2%程度、名目▲4.2%程度の成長が見込まれる。
- 令和3年度は、総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、公的支出による経済の下支えと民間需要の喚起、民需の自律的な回復も相まって、実質4.0%程度、名目4.4%程度と見込まれ、年度中には、経済がコロナ前の水準を回復することが見込まれる。

○主要経済指標

	令和元年度 (2019年度) 実績 (%)	令和2年度 (2020年度) 実績見込み (%程度)	令和3年度 (2021年度) 見通し (%程度)
実質GDP	▲ 0.3	▲ 5.2	4.0
民間消費	▲ 0.9	▲ 6.0	3.9
民間企業設備	▲ 0.6	▲ 8.1	2.9
政府支出	1.9	3.7	3.3
内需寄与度	▲ 0.1	▲ 4.0	3.3
民需寄与度	▲ 0.6	(▲ 4.9)	(2.4)
公需寄与度	0.5	(0.9)	(0.9)
外需寄与度	▲ 0.2	(▲ 1.2)	(0.7)
名目GDP	0.5 559.7兆円	▲ 4.2 536.1兆円	4.4 559.5兆円
GDPデフレーター	0.9	1.0	0.3
消費者物価(総合)	0.5	▲ 0.6	0.4
完全失業率	2.3	3.1	2.7

○GDP成長率と寄与度



四半期GDP速報(需要項目別寄与度)

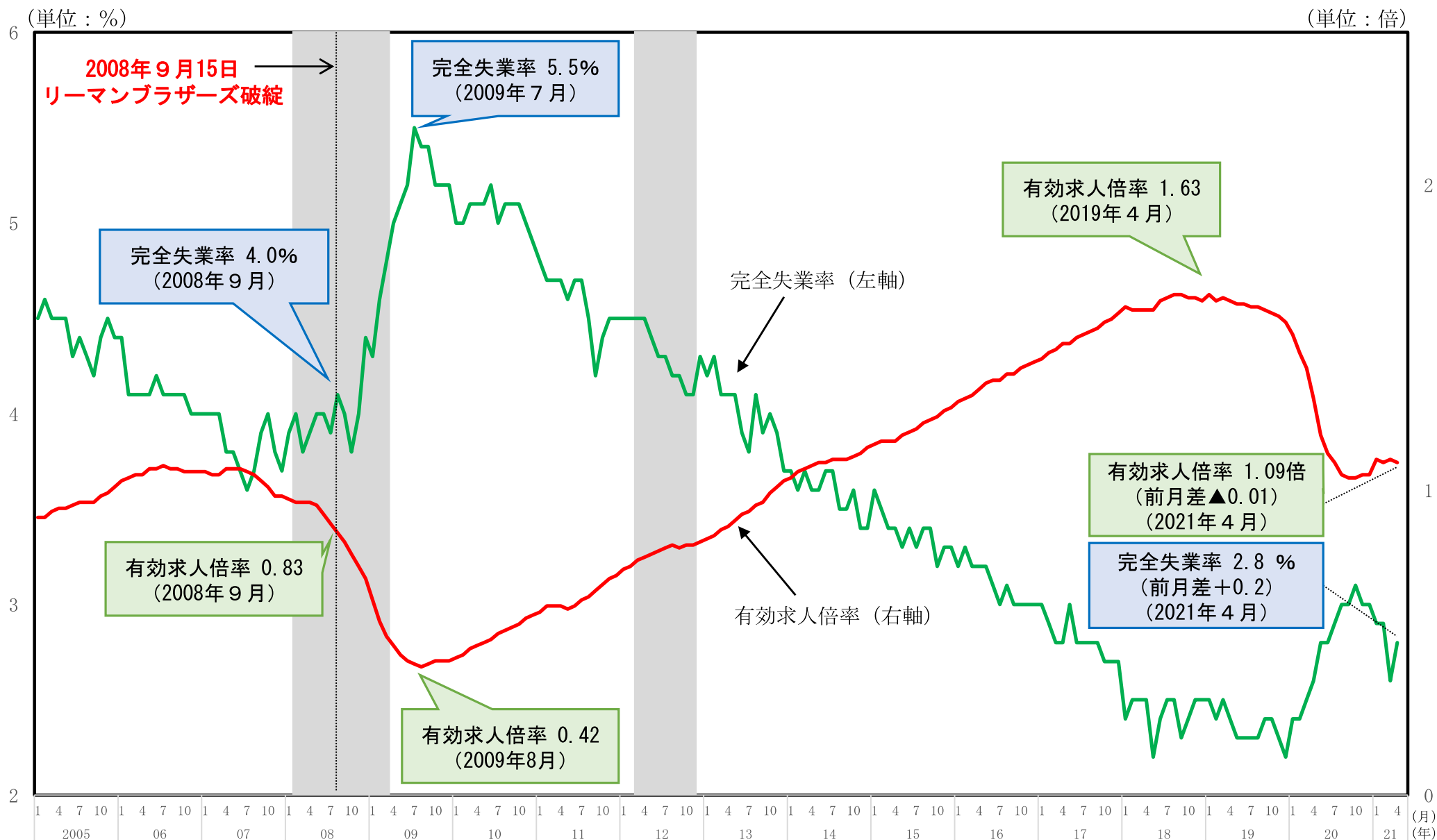
○GDP 前年同期比の需要項目別寄与度

	名目									実質								
	2019年				2020年				2021年	2019年				2020年				2021年
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
国内総生産	0.2	0.8	1.6	0.1	▲ 1.1	▲ 8.9	▲ 4.5	▲ 0.8	▲ 1.7	0.0	0.4	1.1	▲ 1.4	▲ 2.1	▲ 10.1	▲ 5.6	▲ 1.1	▲ 1.6
民間最終消費支出	0.0	0.5	0.7	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 5.8	▲ 3.9	▲ 1.6	▲ 1.8	▲ 0.1	0.2	0.5	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 6.2	▲ 4.1	▲ 1.3	▲ 1.6
家計最終消費支出	0.1	0.5	0.6	▲ 0.9	▲ 1.2	▲ 6.0	▲ 4.0	▲ 1.8	▲ 1.9	0.0	0.1	0.5	▲ 1.4	▲ 1.7	▲ 6.4	▲ 4.2	▲ 1.5	▲ 1.7
除く持ち家の帰属家賃	0.2	0.5	0.6	▲ 0.9	▲ 1.2	▲ 6.0	▲ 4.0	▲ 1.8	▲ 1.9	0.0	0.1	0.4	▲ 1.4	▲ 1.7	▲ 6.4	▲ 4.3	▲ 1.5	▲ 1.7
民間住宅	0.1	0.2	0.3	0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.1	0.0	0.2	0.2	0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.1
民間企業設備	0.2	0.0	0.8	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 1.4	▲ 1.9	▲ 0.6	▲ 1.0	0.1	0.0	0.8	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 0.5	▲ 0.9
民間在庫変動	0.2	0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	0.0	▲ 0.3	0.0	▲ 0.4	▲ 0.2	0.2	0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.0	0.0	▲ 0.4	▲ 0.2
政府最終消費支出	0.1	0.4	0.5	0.7	0.3	0.1	0.6	0.7	0.6	0.2	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3	0.7	0.9	0.7
公的固定資本形成	0.1	0.0	0.1	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.0	▲ 0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2
公的在庫変動	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
財貨・サービスの純輸出	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.5	0.7	▲ 0.2	▲ 1.6	0.9	1.2	0.6	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.8	0.2	▲ 0.3	▲ 2.9	▲ 0.1	0.3	0.3
財貨・サービスの輸出	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 4.4	▲ 2.9	▲ 1.3	0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	0.0	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 3.8	▲ 2.6	▲ 1.0	0.1
財貨・サービスの輸入	▲ 0.1	▲ 0.2	0.4	1.8	1.0	2.8	3.7	2.4	0.3	▲ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.8	0.5	0.5	0.9	2.5	1.3	0.1

(資料出所) 内閣府「国民経済計算」

足下の雇用情勢について

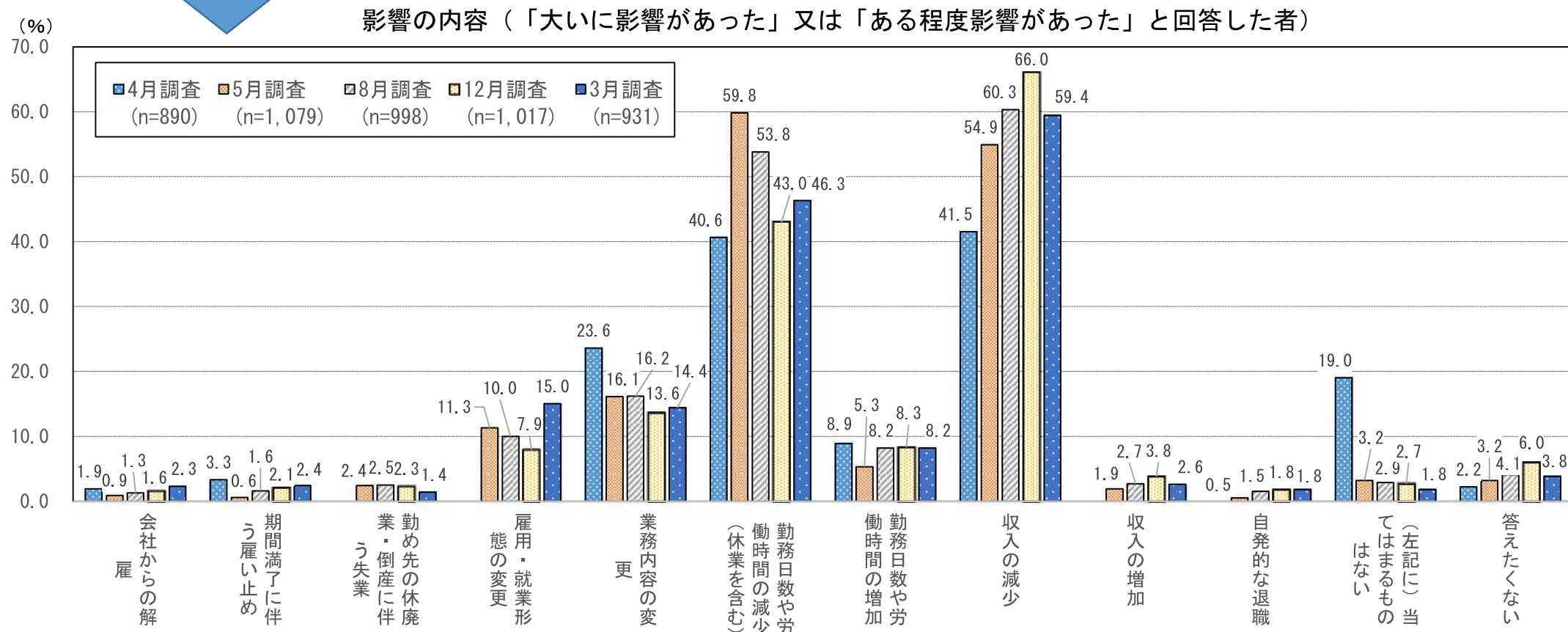
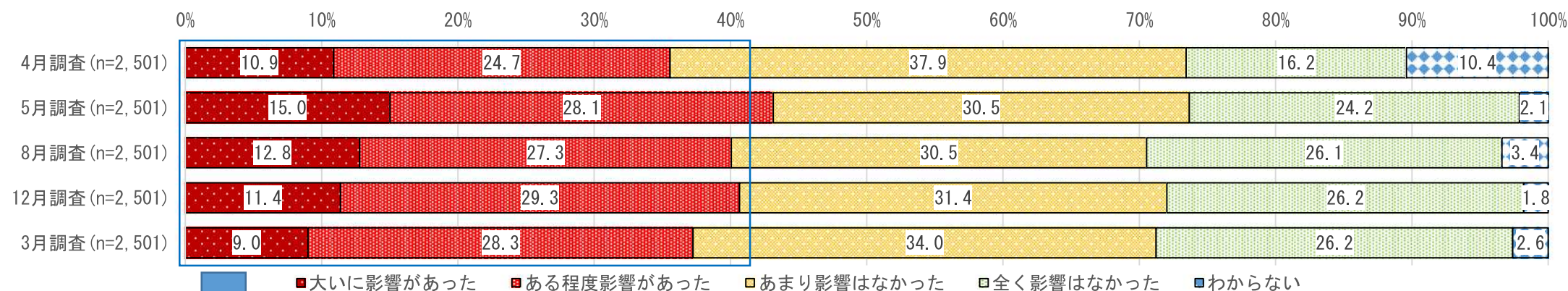
- 足下の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人が弱含んでおり、求職者の増加もあいまって、厳しさがみられる。有効求人倍率が1倍を下回る地域がある等、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。
- なお、リーマン・ブラザーズの経営破綻（2008年9月15日）後には、完全失業率は10ヶ月で4.0%→5.5%にまで悪化し、有効求人倍率は11ヶ月で0.83倍→0.42倍に低下した。



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成
(注) 完全失業率及び有効求人倍率は季節調整値。シャドー部分は景気後退期。

新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響

新型コロナウイルス感染症に関連した自身の雇用や収入にかかわる影響についての定点比較



（資料出所）資料出所 労働政策研究・研修機構（JILPT）と連合総研生活開発研究所の共同研究によるパネル調査「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」

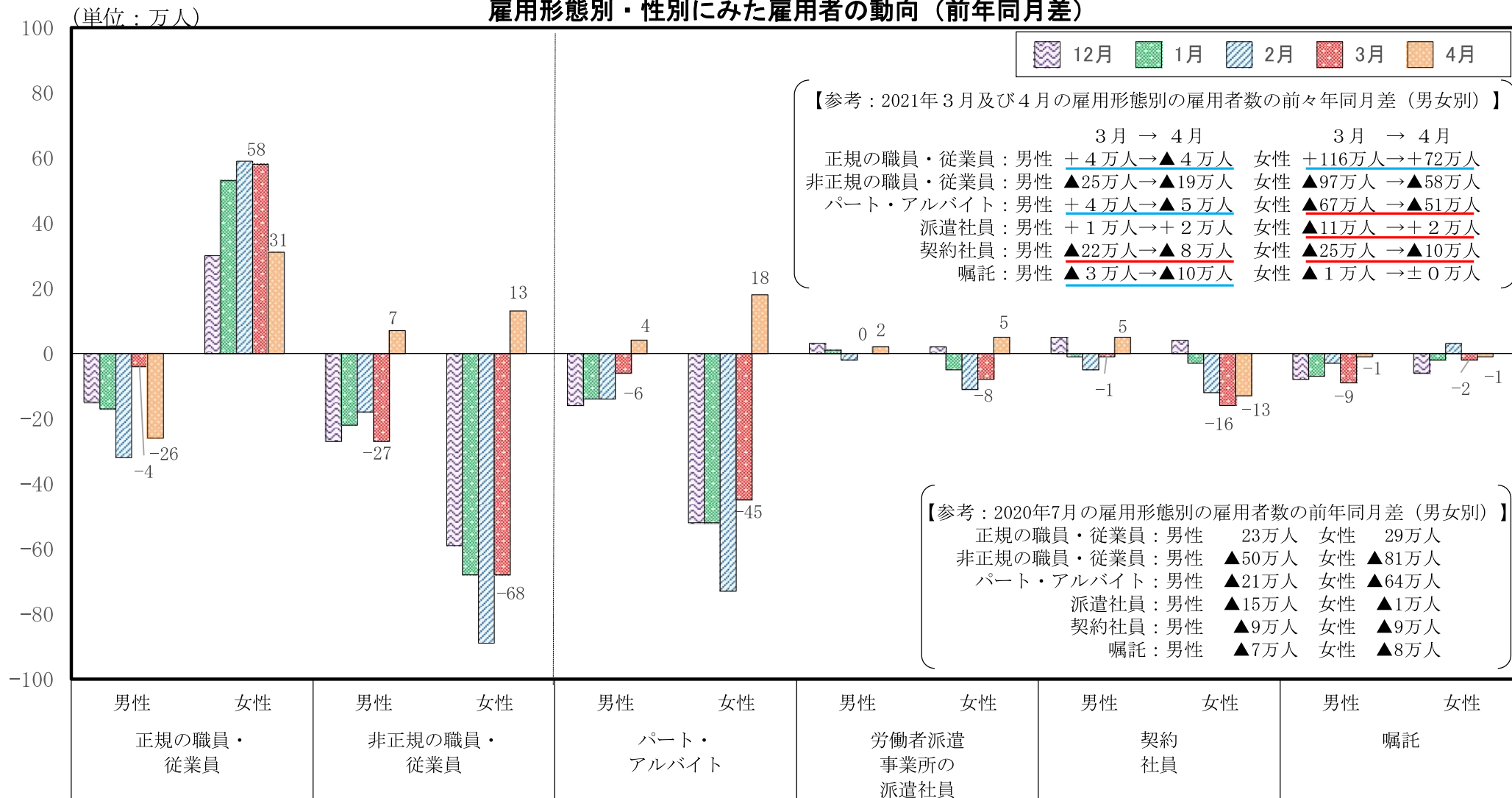
（注）1. 調査は2020年4月、5月、8月、12月、及び2021年3月に実施された。

2. 「4月調査」では、「（左記に）当てはまるものはない」との回答が一定程度、見られたため、「5月調査」「8月調査」「12月調査」では同調査に無い選択肢も追加している。

雇用形態別・性別にみた雇用者数の動向について

- 令和3年4月の非正規雇用労働者の前年同月差は、昨年4月に緊急事態宣言が発令された影響により、女性パート・アルバイトを中心に、大幅に減少したことによる「反動増」がみられるため、前々年同月差をみると、女性パート・アルバイトは引き続き減少幅が大きいものの、その減少幅は縮小している。また、女性の派遣社員や契約社員についても、3月から4月にかけて増加又は減少幅の縮小がみられる。
- 正規雇用労働者の前々年同月差をみると、3月から4月にかけて、男性が減少しているものの、女性の増加幅の縮小も顕著となっており、単月の動きではあるが、引き続き注視が必要である。

雇用形態別・性別にみた雇用者の動向（前年同月差）



資料出所 総務省「労働力調査（基本集計）」により作成

注) 1) 参考として記載している雇用者数については、原数値となっている。

2) 非正規の職員・従業員については、「パート・アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」以外に、「その他」があるが、ここでは割愛している。

3) 2020年7月は、非正規の職員・従業員の男女計の前年同月差が過去最大の減少幅となった。

雇用形態別にみた休業者数の動向(就業者に占める休業者割合)

(単位: %)

		令和元年												令和2年												令和3年			
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
男女計	就業者計(自営業主を含む)	2.8	2.7	3.3	2.6	2.2	2.2	2.8	3.0	2.4	2.3	2.4	2.8	2.9	2.9	3.7	9.0	6.4	3.5	3.3	3.2	2.9	2.5	2.6	3.0	3.7	3.4	3.3	3.0
	雇用者	2.6	2.5	3.2	2.5	2.1	2.1	2.7	2.9	2.2	2.1	2.1	2.4	2.6	2.7	3.5	8.7	6.0	3.2	3.0	2.9	2.8	2.4	2.4	2.7	3.2	3.0	3.1	2.8
	正規の職員・従業員	2.2	2.2	2.6	2.3	2.0	2.0	2.0	2.2	2.0	2.1	1.8	2.0	2.3	2.4	2.5	5.4	3.6	2.3	2.4	2.5	2.5	2.2	2.3	2.5	2.7	2.5	2.6	2.4
	非正規の職員・従業員	3.2	2.9	4.2	2.8	2.3	2.4	4.0	4.1	2.6	2.2	2.6	3.2	3.1	3.2	5.5	14.9	10.2	4.8	4.2	3.9	3.3	2.8	2.8	3.1	4.3	3.8	4.1	3.5
	パート・アルバイト	3.4	2.8	4.2	2.9	2.4	2.5	4.2	4.4	2.8	2.3	2.6	3.2	3.0	3.3	5.7	16.5	11.0	5.2	4.3	4.0	3.5	2.7	2.7	3.0	4.5	3.9	4.3	3.7
	パート	2.5	2.1	3.5	2.4	2.0	2.0	3.4	3.4	2.4	1.9	2.1	3.1	2.7	2.5	5.1	13.5	9.0	4.7	3.5	3.4	3.1	2.2	2.3	2.7	3.3	3.1	3.9	3.0
	アルバイト	5.1	4.4	5.7	4.1	3.3	3.7	5.9	6.6	3.9	3.1	3.6	3.4	3.7	5.0	7.2	24.1	15.7	6.5	5.9	5.7	4.7	3.8	3.7	3.6	7.2	5.9	5.2	5.6
	労働者派遣事業所の派遣社員	2.9	3.5	3.4	2.2	1.5	2.1	2.8	2.1	1.4	1.4	2.7	2.9	2.8	2.8	4.2	12.0	9.5	4.9	5.6	3.1	2.8	2.2	3.5	3.4	2.9	2.3	2.2	2.9
	契約社員	1.7	2.0	3.6	2.4	1.7	1.7	2.7	2.8	1.6	1.7	2.2	2.6	2.5	2.2	3.9	10.6	6.8	3.6	2.5	3.0	3.0	2.9	1.9	2.5	4.0	3.8	4.2	2.9
	嘱託	2.5	2.5	4.3	3.2	2.4	1.6	3.8	3.9	3.2	1.5	1.6	2.5	3.3	3.3	3.2	7.8	7.6	2.5	3.4	3.5	1.8	2.6	2.9	2.8	3.5	2.5	2.6	2.6
	その他	5.7	6.8	7.8	4.8	2.3	4.9	5.7	7.1	3.8	3.4	4.2	5.1	5.6	6.2	11.8	16.3	12.1	6.7	6.7	5.8	2.7	6.2	4.7	4.9	4.9	5.5	6.5	5.7
男性	就業者計(自営業主を含む)	2.1	1.9	2.0	1.9	1.6	1.5	1.8	2.2	1.7	1.7	1.8	2.1	2.2	2.1	2.4	6.5	4.5	2.7	2.6	2.4	2.1	1.8	2.0	2.4	2.9	2.6	2.3	2.4
	雇用者	1.6	1.4	1.7	1.5	1.4	1.3	1.5	1.9	1.3	1.2	1.3	1.5	1.6	1.6	1.9	5.9	4.0	2.2	2.1	1.9	1.7	1.5	1.5	1.8	2.2	1.9	1.9	2.0
	正規の職員・従業員	1.0	0.9	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	1.2	0.9	0.9	0.8	1.1	1.2	1.0	1.1	4.0	2.3	1.3	1.5	1.3	1.2	1.0	1.1	1.4	1.4	1.2	1.2	1.4
	非正規の職員・従業員	3.6	3.0	3.6	2.7	2.3	2.4	3.3	4.0	2.7	2.1	2.7	3.1	2.8	3.4	5.0	13.1	9.6	5.0	4.1	3.8	3.0	3.1	2.9	3.5	4.9	4.1	4.2	4.2
	パート・アルバイト	4.8	3.5	3.8	3.3	3.2	2.8	3.9	5.1	3.3	2.5	3.0	3.6	3.4	4.2	5.9	16.1	11.7	5.9	5.0	4.4	3.4	3.3	3.1	3.7	5.8	5.0	5.1	4.8
	パート	2.7	1.7	2.3	1.7	2.4	2.3	1.6	2.5	2.4	1.6	1.7	2.5	2.6	1.7	3.9	7.9	7.4	5.8	3.4	2.5	1.6	2.2	1.6	2.5	2.6	4.3	3.9	4.1
	アルバイト	5.8	4.4	4.6	4.1	3.6	3.6	5.1	6.4	3.8	2.5	3.6	4.1	3.7	5.4	7.0	21.2	13.7	6.5	5.8	5.8	4.9	4.0	3.8	4.3	7.9	5.8	5.4	5.2
	労働者派遣事業所の派遣社員	1.9	2.0	1.9	1.9	0.0	1.7	1.7	1.7	1.6	1.7	3.4	3.8	1.9	1.8	3.8	9.3	8.9	5.2	4.4	2.3	1.9	1.7	1.7	1.8	1.9	1.9	1.9	3.6
	契約社員	1.3	1.3	3.1	2.0	1.3	1.3	1.9	1.8	1.2	1.3	2.1	2.2	1.4	1.4	3.6	9.3	5.7	2.8	2.0	3.0	2.2	2.2	2.1	2.1	4.2	2.9	3.6	2.8
	嘱託	1.3	2.5	2.7	3.8	2.5	1.2	3.7	3.6	2.4	1.1	1.2	2.6	2.6	2.6	2.5	9.9	8.1	2.5	2.7	2.8	2.7	2.6	2.8	4.3	2.9	2.7	1.4	2.9
	その他	7.3	6.8	4.9	2.5	4.3	6.3	4.5	7.5	2.9	2.3	4.2	4.0	4.5	4.8	8.7	13.3	10.6	6.7	6.5	4.8	5.0	7.9	6.8	5.1	4.7	6.3	8.6	9.8
女性	就業者計(自営業主を含む)	3.7	3.7	4.8	3.6	2.9	3.0	3.9	4.1	3.3	3.2	3.1	3.6	3.8	4.0	5.3	12.2	8.7	4.6	4.2	4.3	4.0	3.4	3.4	3.8	4.6	4.5	4.5	3.7
	雇用者	3.7	3.8	4.9	3.6	3.0	3.1	4.1	4.1	3.3	3.2	3.1	3.5	3.8	4.1	5.5	12.2	8.4	4.6	4.1	4.2	4.0	3.4	3.5	3.7	4.5	4.3	4.6	3.7
	正規の職員・従業員	4.7	5.1	5.8	4.6	3.9	4.1	4.1	4.2	4.3	4.5	3.9	3.9	4.7	5.4	5.4	8.2	6.1	4.4	4.1	4.7	4.8	4.5	4.6	4.8	5.1	5.0	5.1	4.2
	非正規の職員・従業員	3.0	2.9	4.5	2.9	2.2	2.4	4.3	4.2	2.6	2.2	2.5	3.3	3.2	3.2	5.7	15.7	10.5	4.8	4.3	3.9	3.4	2.7	2.7	2.9	3.9	3.7	4.1	3.2
	パート・アルバイト	2.9	2.6	4.3	2.8	2.1	2.4	4.2	4.2	2.7	2.3	2.5	3.1	3.0	3.1	5.6	16.6	10.9	4.9	4.0	3.9	3.5	2.4	2.6	2.7	4.1	3.6	4.0	3.4
	パート	2.5	2.3	3.7	2.5	2.0	2.1	3.6	3.6	2.3	1.9	2.2	3.2	2.7	2.7	5.2	14.3	9.2	4.5	3.5	3.5	3.3	2.2	2.4	2.7	3.4	2.9	3.9	2.8
	アルバイト	4.5	4.4	6.8	4.1	2.6	3.8	6.7	6.7	4.0	3.7	3.6	2.7	3.7	4.6	7.3	26.5	17.7	6.6	6.0	5.5	4.5	3.6	3.5	3.0	6.9	6.4	4.6	5.4
	労働者派遣事業所の派遣社員	3.4	4.4	4.3	2.4	2.6	2.4	3.7	2.5	1.2	1.1	3.4	3.4	4.5	3.4	5.5	13.9	9.9	4.8	6.3	3.6	3.4	2.6	3.6	4.5	2.4	3.8	3.6	2.4
	契約社員	2.1	2.1	4.1	2.9	2.3	1.5	3.6	3.4	2.1	2.2	2.2	3.9	3.7	2.9	4.3	12.0	8.2	4.5	3.1	3.1	3.1	3.7	2.4	2.3	3.8	4.0	4.9	3.1
	嘱託	2.2	4.5	4.7	4.5	4.3	2.1	4.2	4.4	5.0	2.3	2.4	4.7	2.2	4.5	4.5	6.7	6.8	2.4	5.0	4.9	2.9	2.6	2.9	2.7	2.3	2.1	2.4	2.3
	その他	6.3	6.8	8.3	4.5	2.4	2.9	7.0	6.7	4.7	4.5	2.1	6.1	6.7	7.7	15.0	16.7	14.0	6.8	7.0	6.8	0.0	4.7	2.4	4.9	5.1	7.1	7.0	4.3

(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成

(注) 労働力調査における「休業者」とは、仕事を持っていながら調査週間に病気や休暇などのため仕事をしなかった者のうち、

- ① 雇用者で、仕事を休んでいても給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者(職場の就業規則などで定められている育児(介護)休業期間中の者も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合も、休業者とする。)
- ② 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者をいう。家族従業者で調査週間に仕事をしなかった者は休業者にはならず、完全失業者又は非労働力人口のいずれかとなる。

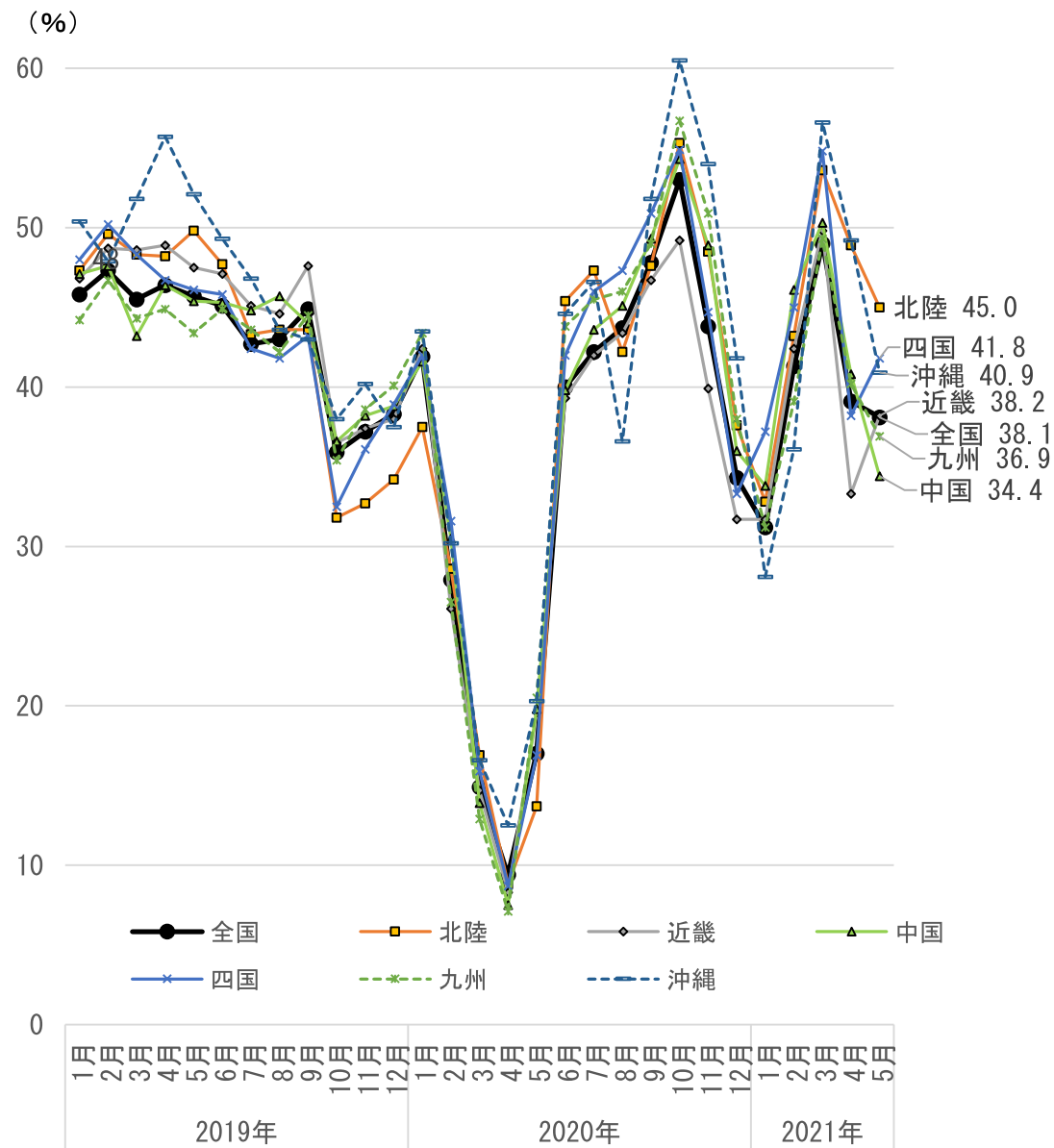
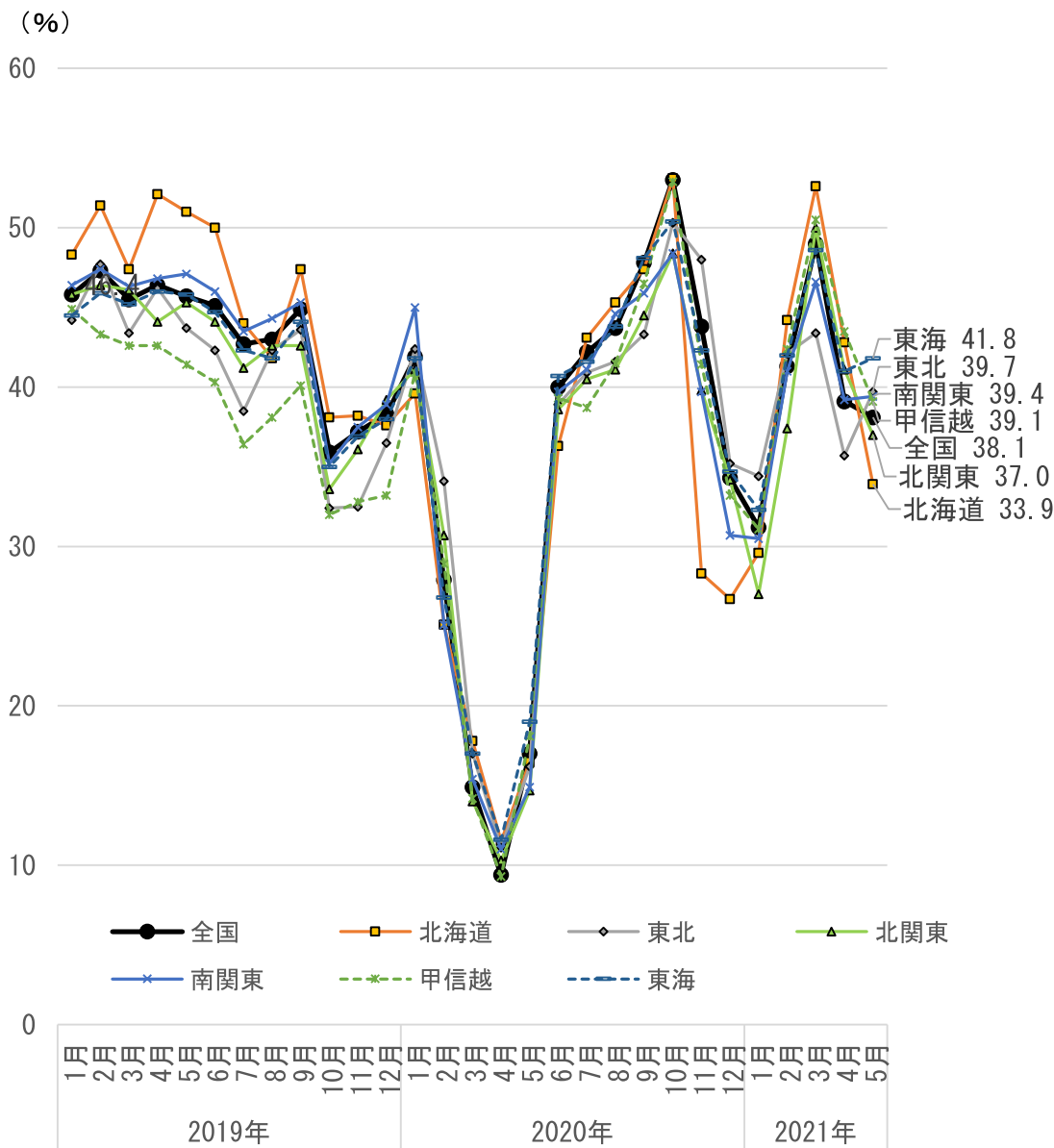
性・年齢階級別にみた非労働力人口の動向

		前年同月差（万人）																												前々年同月差（万人）			
		令和元年												令和2年												令和3年				令和3年			
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月
男女計	15歳以上計	-78	-80	-78	-43	-51	-72	-62	-59	-71	-74	-46	-77	-61	-42	-20	58	37	36	24	11	32	22	-10	-3	-8	-19	5	-83	-69	-61	-15	-25
	15～24歳	-26	-20	-19	-28	-27	-18	-19	-19	-28	-20	-9	-20	-12	-15	-3	12	16	15	8	-5	12	17	4	-3	-2	-14	-14	-20	-14	-29	-17	-8
	25～34歳	-1	-7	-10	-5	-11	-6	-5	-13	-5	-6	0	-12	-14	-12	-10	-3	-2	0	10	1	0	-6	-24	-17	-17	-7	-4	-14	-31	-19	-14	-17
	35～44歳	-22	-16	-8	-2	-3	-28	-20	-13	-23	-21	-19	-10	-8	-2	-4	9	6	11	6	2	8	-11	-4	-4	-7	-11	-8	-28	-15	-13	-12	-19
	45～54歳	-8	-17	-19	-6	-12	-5	-3	-9	-4	-3	-1	-11	-10	-2	2	-2	1	5	7	11	8	14	1	6	10	10	12	-6	0	8	14	-8
	55～64歳	-22	-31	-30	-19	-12	-19	-14	-7	-11	-21	-13	-9	-9	-18	-15	9	-3	-13	-11	-13	-12	-4	-9	-9	-12	-2	3	-22	-21	-20	-12	-13
	65歳以上	1	11	6	17	14	6	0	1	-1	-3	-5	-16	-8	7	12	35	20	17	3	15	16	10	22	25	21	5	15	7	13	12	27	42
男性	15歳以上計	-14	-28	-29	-6	-6	-14	-21	-24	-15	-15	-2	-8	-24	-11	-5	10	18	20	-4	-4	3	0	2	0	-7	-8	13	-20	-31	-19	8	-10
	15～24歳	-14	-19	-17	-13	-6	-5	-10	-10	-11	-11	-2	-5	-3	-6	1	4	4	2	-2	-4	2	8	2	-2	-1	-2	-2	-10	-4	-8	-1	-6
	25～34歳	4	0	-4	-3	-3	0	3	1	6	6	3	-1	-6	2	0	2	8	8	4	0	-6	-4	-3	-3	-3	-2	-1	-5	-9	0	-1	-3
	35～44歳	-4	1	2	2	3	-2	-4	-1	-4	0	1	4	2	-2	-1	0	2	4	1	-1	6	-2	-3	-2	-5	-3	0	-6	-3	-5	-1	-6
	45～54歳	4	-3	1	5	1	-1	0	1	4	2	1	-4	-5	1	2	-6	0	2	-4	2	1	3	2	-1	-2	0	3	0	-7	1	5	-6
	55～64歳	-7	-8	-7	-1	2	0	-4	-8	-7	-7	2	6	-5	-12	-4	-1	-7	-2	-1	-6	-6	-3	-7	-8	-3	3	1	-10	-8	-9	-3	-11
	65歳以上	2	0	-5	4	-5	-8	-7	-6	-2	-4	-7	-9	-7	5	-3	10	13	8	-2	4	5	-3	10	16	6	-3	13	12	-1	2	10	22
女性	15歳以上計	-64	-52	-49	-37	-44	-56	-42	-35	-56	-59	-44	-68	-38	-31	-15	48	19	15	29	15	29	22	-13	-4	0	-11	-8	-64	-38	-42	-23	-16
	15～24歳	-12	-1	-2	-15	-21	-15	-10	-8	-17	-10	-8	-15	-9	-9	-4	8	12	14	11	-1	11	11	2	-1	-1	-12	-11	-10	-10	-21	-15	-2
	25～34歳	-5	-6	-6	-3	-8	-6	-9	-14	-11	-12	-2	-10	-8	-16	-10	-6	-9	-8	6	2	6	-2	-21	-14	-15	-5	-3	-8	-23	-21	-13	-14
	35～44歳	-17	-17	-9	-4	-7	-26	-16	-13	-18	-20	-20	-15	-9	-1	-4	9	4	7	5	4	0	-9	-1	-1	-4	-7	-8	-22	-13	-8	-12	-13
	45～54歳	-12	-15	-20	-10	-13	-5	-4	-10	-8	-5	-2	-7	-5	-3	-1	2	1	4	11	9	7	10	0	7	12	10	9	-5	7	7	8	-3
	55～64歳	-16	-23	-22	-18	-13	-19	-10	2	-3	-14	-15	-15	-4	-6	-11	10	3	-11	-10	-8	-7	0	-3	-1	-9	-5	3	-13	-13	-11	-8	-3
	65歳以上	-2	11	11	13	19	14	7	7	1	2	3	-7	-1	3	15	25	7	10	5	11	11	13	11	9	15	8	2	-5	14	11	17	20

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成

(イ)地域別の状況

地域別景気の現状判断(方向性)DI



(資料出所) 内閣府「景気ウォッチャー調査」

(注) 1. 季節調整値。

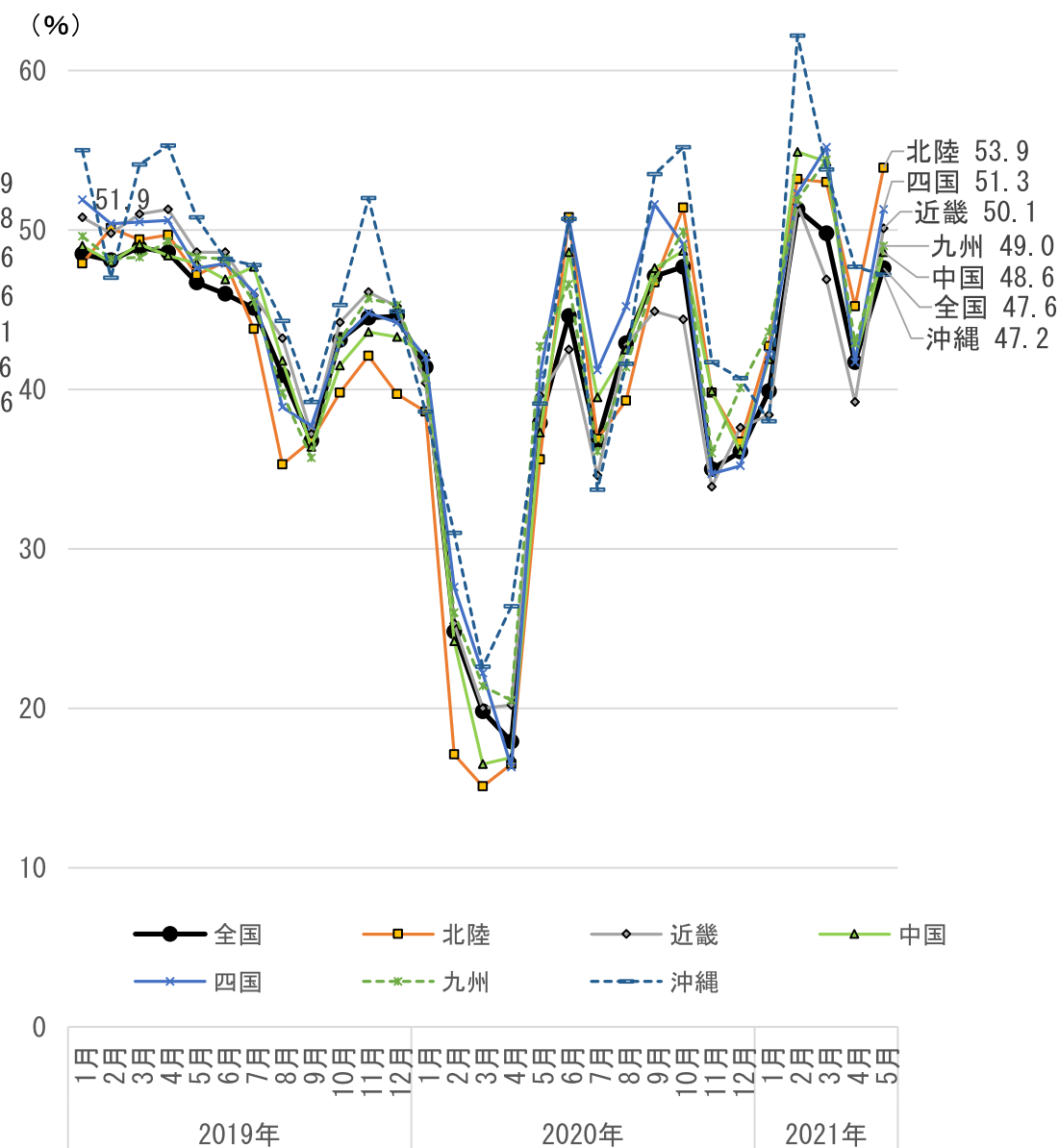
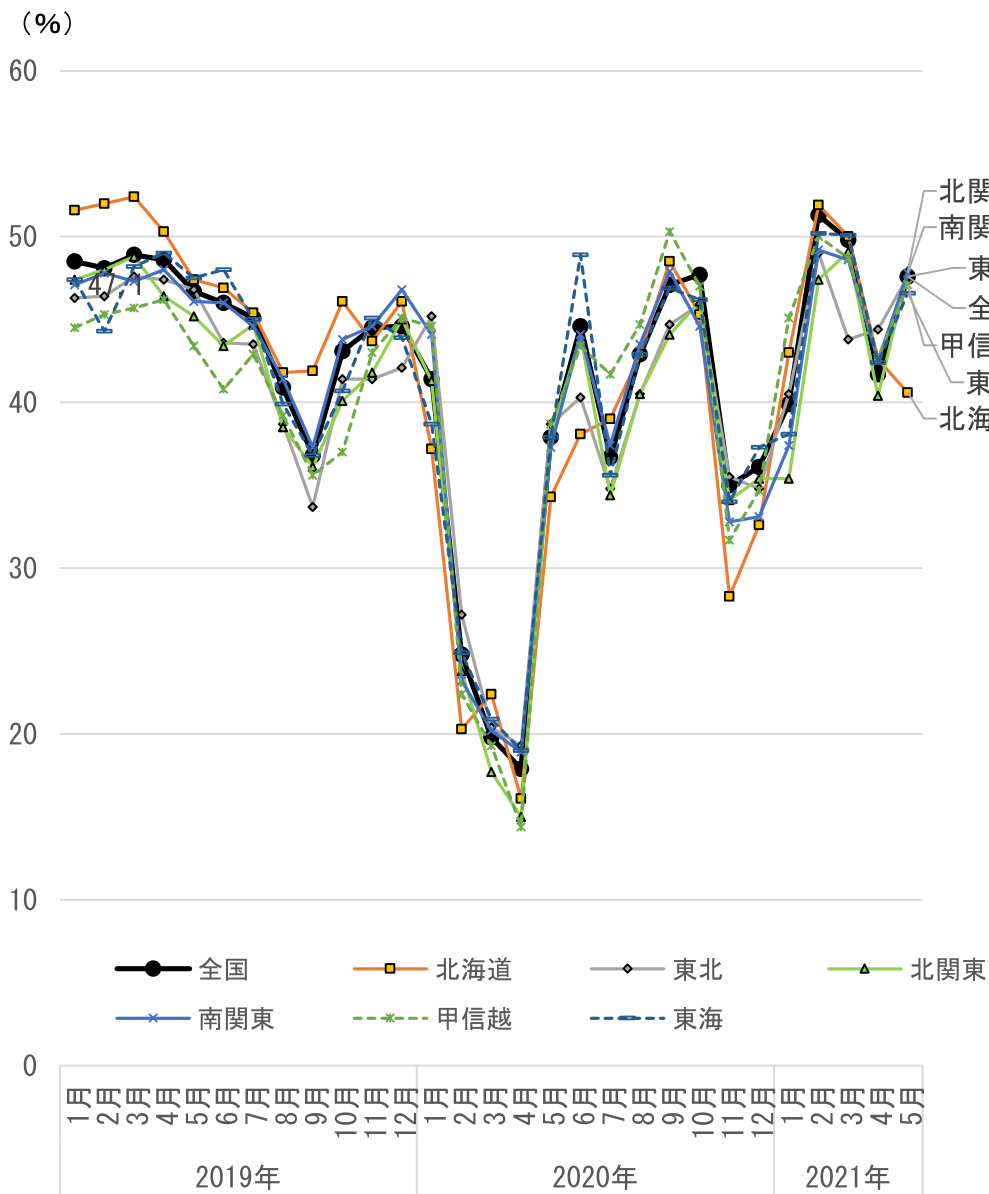
2. DIは、3か月前と比較した景気の現状について、「良くなっている」を+1点、「やや良くなっている」を+0.75点、「変わらない」を+0.5点、「やや悪くなっている」を+0.25点、「悪くなっている」を0点として、これらを各回答区分の構成比(%)に乗じて算出されている。

3. 「北海道」：北海道 「東北」：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 「北関東」：茨城、栃木、群馬 「南関東」：埼玉、千葉、東京、神奈川

「甲信越」：新潟、山梨、長野 「東海」：静岡、岐阜、愛知、三重 「北陸」：富山、石川、福井 「近畿」：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

「中国」：鳥取、島根、岡山、広島、山口 「四国」：徳島、香川、愛媛、高知 「九州」：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 「沖縄」：沖縄

地域別景気の先行き判断(方向性)DI



(資料出所) 内閣府「景気ウォッチャー調査」

(注) 1. 季節調整値。

2. DIは、2～3か月先の景気の先行きについて、「良くなる」を+1点、「やや良くなる」を+0.75点、「変わらない」を+0.5点、「やや悪くなる」を+0.25点、「悪くなる」を0点として、これらを各回答区分の構成比(%)に乗じて算出されている。

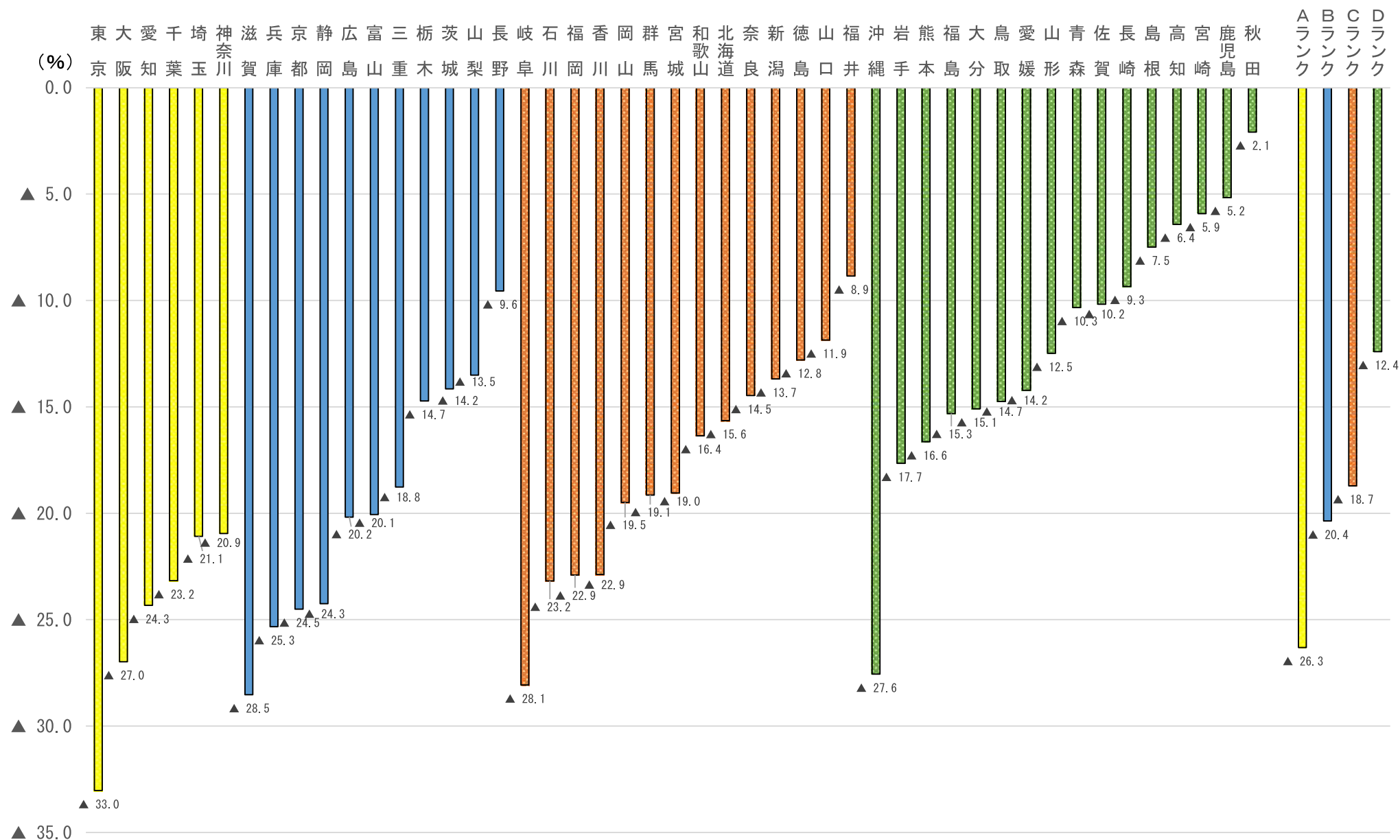
3. 「北海道」：北海道 「東北」：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 「北関東」：茨城、栃木、群馬 「南関東」：埼玉、千葉、東京、神奈川

「甲信越」：新潟、山梨、長野 「東海」：静岡、岐阜、愛知、三重 「北陸」：富山、石川、福井 「近畿」：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

「中国」：鳥取、島根、岡山、広島、山口 「四国」：徳島、香川、愛媛、高知 「九州」：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 「沖縄」：沖縄

都道府県別の新規求人数の減少率

【足下の3か月（令和3年2～4月）の新規求人数（季節調整値）のコロナ禍前の3か月（令和元年10～12月）との比較】



（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

（注）1. 令和3年2～4月の新規求人数（各月の新規求人数（季節調整値）の合計）の令和元年10～12月の新規求人数（各月の新規求人数（季節調整値）の合計）との比較。

2. 各ランクの数値は、各ランクに属する都道府県の新規求人数（季節調整値）を合算して算出。

3. 棒グラフはランク別に色分けしている（黄：Aランク 青：Bランク 赤：Cランク 緑：Dランク）。

4. 都道府県別新規求人数は、就業地別のもの。

ランク別完全失業率、非労働力人口及び有効求人倍率の推移

○完全失業率の推移

(%)

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年		2020年				2021年
																1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
Aランク	4.1	3.8	3.9	5.0	5.3	4.6	4.5	4.0	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9
Bランク	3.5	3.3	3.6	4.6	4.6	4.0	3.9	3.6	3.2	3.0	2.8	2.4	2.1	2.1	2.4	2.2	2.4	2.5	2.4	2.6
Cランク	4.2	4.0	4.1	4.9	4.8	4.6	4.3	3.9	3.5	3.2	2.9	2.7	2.3	2.2	2.5	2.3	2.6	2.5	2.6	2.6
Dランク	4.4	4.2	4.4	5.2	5.1	4.8	4.3	3.9	3.5	3.3	2.8	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.8

(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

○非労働力人口の前年（同期）比の推移

(%)

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年		2020年				2021年
																1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
A ランク	1.4	0.5	0.7	0.9	0.8	1.5	1.2	-0.7	-0.2	0.5	-0.5	-0.8	-2.5	-2.0	-0.3	-0.9	0.7	0.5	-1.2	0.0
B ランク	0.4	0.5	0.7	0.6	1.1	0.9	-0.1	-0.7	-0.3	-0.2	-1.1	-1.5	-2.2	-1.4	-0.2	-0.4	-0.2	0.2	-0.2	-0.3
C ランク	0.3	-0.1	0.5	-0.1	0.4	1.3	0.3	-0.6	-0.8	-0.8	-1.1	-1.6	-2.3	-1.6	-0.6	-1.0	-1.0	-0.2	0.1	-0.7
D ランク	-0.5	-0.2	0.6	-0.3	0.4	0.0	-0.6	-0.5	-0.6	-1.8	-1.8	-1.9	-2.8	-1.8	-1.6	-1.6	-1.6	-1.7	-1.4	-0.9

(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

2. 各ランクに属する都道府県の非労働力人口を合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

○有効求人倍率（就業地別）の推移

(倍)

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020年												2021年				
															1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
Aランク	1.25	1.19	1.02	0.50	0.51	0.63	0.78	0.92	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	1.44	1.39	1.33	1.26	1.14	1.07	1.01	0.96	0.95	0.93	0.93	0.92	0.95	0.96	0.94	0.94
Bランク	1.23	1.21	1.01	0.49	0.56	0.70	0.82	0.93	1.12	1.25	1.40	1.59	1.72	1.69	1.21	1.53	1.48	1.42	1.35	1.24	1.18	1.12	1.07	1.06	1.06	1.06	1.11	1.12	1.14	1.16	
Cランク	0.94	0.95	0.79	0.47	0.53	0.66	0.83	0.96	1.11	1.22	1.37	1.51	1.62	1.63	1.25	1.52	1.47	1.41	1.37	1.25	1.20	1.17	1.13	1.12	1.12	1.13	1.12	1.16	1.13	1.16	1.21
Dランク	0.74	0.74	0.63	0.40	0.48	0.59	0.76	0.89	1.03	1.15	1.31	1.47	1.57	1.56	1.23	1.43	1.40	1.36	1.31	1.22	1.19	1.17	1.15	1.14	1.14	1.14	1.17	1.18	1.22	1.26	

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

(ウ)産業別の状況

産業別の新規求人数の動向について

- 新規求人数の前年同月比を業種別にみると、産業計では、令和3年4月の産業計は15.2%増加となり、3月の0.7%減少と比較すれば、大きな増加幅に転じたものの、昨年4月に緊急事態宣言が発令された影響により、新規求人数が大幅に減少したことによる「反動増」となっている。このため、前々年同月比をみると、4月は21.5%減少と、3月の12.7%減少と比較し、その減少幅が拡大しており、また、大きな減少幅が続いている状況にある。
- 都道府県労働局等の情報によれば、「電気機械器具製造業」では、緊急事態宣言下において在宅の時間が長くなる中で、電気製品の買替等へのニーズも高まっており、求人が提出されている。また、「自動車・同付属品製造業」では、求人提出の動きがあるものの、世界的な半導体需要の高まりにより半導体の供給制約による自動車の生産調整等が懸念される中で、ルネサス工場の火災もあり、国内のサプライチェーンにおける雇用に与える影響について、引き続きしっかりと注視していく。
- 「宿泊業、飲食サービス業」については、前々年同月比も大きな減少幅が続いており、4月に緊急事態宣言等が発令された中で、非常に厳しい状況が続いている。

●主要産業別の新規求人数（前年同月比がプラス、又は、減少幅が縮小している業種を機械的に赤網掛け。掲載している中分類業種がいずれも左記の場合、大分類業種を赤網掛け。）（%）

	令和2年										令和3年				(参考)前々年同月比		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月	
全産業	-31.9	-32.1	-18.3	-28.6	-27.8	-17.3	-23.2	-21.4	-18.6	-11.6	-14.6	-0.7	15.2	-26.1	-12.7	-21.5	
建設業	-15.8	-11.3	2.6	-9.8	-6.4	5.9	-2.5	-4.4	6.5	11.9	10.0	16.3	17.9	-3.1	8.8	-0.7	
製造業	-40.3	-42.8	-34.2	-40.9	-38.3	-26.7	-29.4	-24.9	-18.0	-11.3	-9.8	8.5	32.8	-32.0	-16.3	-20.8	
情報通信業	-36.0	-33.6	-19.7	-34.1	-34.6	-21.8	-28.6	-33.4	-26.8	-16.3	-23.2	-11.0	14.7	-33.3	-19.1	-26.6	
運輸業、郵便業	-30.6	-37.0	-26.8	-30.7	-30.7	-25.1	-23.4	-27.1	-25.2	-10.7	-21.0	-6.7	8.3	-31.4	-20.4	-24.8	
卸売業、小売業	-34.8	-35.9	-26.9	-33.4	-34.0	-28.3	-32.6	-27.4	-28.3	-17.2	-23.2	-12.6	8.5	-36.8	-25.7	-29.3	
学術研究、専門・技術サービス業	-36.6	-35.4	-15.7	-26.9	-27.6	-14.8	-23.1	-23.1	-18.9	-12.2	-9.4	5.7	24.2	-25.5	-9.8	-21.3	
宿泊業、飲食サービス業	-47.9	-55.9	-29.4	-44.0	-49.1	-32.2	-38.2	-34.7	-31.4	-37.5	-41.0	-6.0	2.9	-48.0	-24.8	-46.4	
生活関連サービス業、娯楽業	-44.0	-44.2	-34.8	-34.5	-41.0	-32.9	-35.4	-32.9	-30.8	-26.2	-23.2	-14.8	25.2	-37.0	-28.9	-29.9	
教育、学習支援業	-38.1	-36.6	-14.7	-21.6	-23.9	-0.2	-22.1	-26.4	-9.2	-11.6	-18.8	0.1	43.6	-24.8	1.4	-11.1	
医療、福祉	-21.7	-17.9	-9.0	-21.0	-16.0	-7.8	-15.1	-12.0	-12.0	-5.1	-7.9	-1.3	12.9	-14.4	-4.7	-11.6	
サービス業(他に分類されないもの)	-36.5	-37.7	-22.6	-32.2	-32.2	-18.9	-24.3	-23.5	-16.5	-6.9	-12.5	7.0	19.0	-30.8	-12.4	-24.5	

●製造業（%） ●運輸業、郵便業（%）

	令和3年				（参考）前々年同月比				1月				（参考）前々年同月比		
	1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月		1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月
製造業	▲ 11.3	▲ 9.8	8.5	32.8	▲ 32.0	▲ 16.3	▲ 20.8	運輸業、郵便業	▲ 10.7	▲ 21.0	▲ 6.7	8.3	▲ 31.4	▲ 20.4	▲ 24.8
食料品製造業	▲ 16.5	▲ 23.2	4.3	20.1	▲ 39.3	▲ 16.9	▲ 20.9	道路貨物運送業	▲ 4.0	▲ 18.1	▲ 9.0	5.5	▲ 34.3	▲ 25.7	▲ 26.5
はん用機械器具製造業	▲ 9.3	1.8	13.5	26.6	▲ 23.6	▲ 13.8	▲ 22.0	鉄道・水運・航空運輸業	▲ 10.9	▲ 21.3	▲ 6.6	8.4	45.9	25.7	33.1
電子部品・デバイス・電子回路製造業	▲ 1.3	19.0	19.3	52.4	▲ 8.3	17.1	7.2	道路旅客運送業	▲ 18.3	▲ 24.6	▲ 1.4	16.5	▲ 23.0	▲ 4.4	▲ 17.1
電気機械器具製造業	▲ 10.4	▲ 4.0	7.5	55.5	▲ 32.0	▲ 20.8	▲ 18.2	運輸に付帯するサービス業	▲ 18.7	▲ 20.0	▲ 16.2	1.2	▲ 33.6	▲ 28.8	▲ 27.0
輸送用機械器具製造業	▲ 7.0	▲ 10.9	12.9	47.1	▲ 34.7	▲ 28.6	▲ 33.3								
自動車・同付属品製造業	0.8	▲ 6.5	26.3	74.5	▲ 34.4	▲ 23.5	▲ 32.5								

●サービス業（他に分類されないもの）（%） ●宿泊業、飲食サービス業（%）

	1月				（参考）前々年同月比				1月				（参考）前々年同月比		
	1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月		1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月
サービス業（他に分類されないもの）	▲ 6.9	▲ 12.5	7.0	19.0	▲ 30.8	▲ 12.4	▲ 24.5	宿泊業、飲食サービス業	▲ 37.5	▲ 41.0	▲ 6.0	2.9	▲ 48.0	▲ 24.8	▲ 46.4
職業紹介・労働者派遣業	▲ 2.1	▲ 8.7	18.0	39.4	▲ 42.9	▲ 22.5	▲ 27.5	宿泊業	▲ 40.1	▲ 52.9	30.9	55.4	▲ 59.2	▲ 17.8	▲ 47.5
その他の事業サービス業	▲ 10.0	▲ 16.4	4.6	11.7	▲ 29.1	▲ 9.4	▲ 25.1	飲食店	▲ 38.4	▲ 39.8	▲ 13.3	▲ 4.3	▲ 46.7	▲ 27.0	▲ 47.4

※「その他の事業サービス業」には「建物サービス業（ビルメンテナンス、清掃、消毒など）」「警備業」が含まれる。

●卸売業、小売業（%） ●医療、福祉（%）

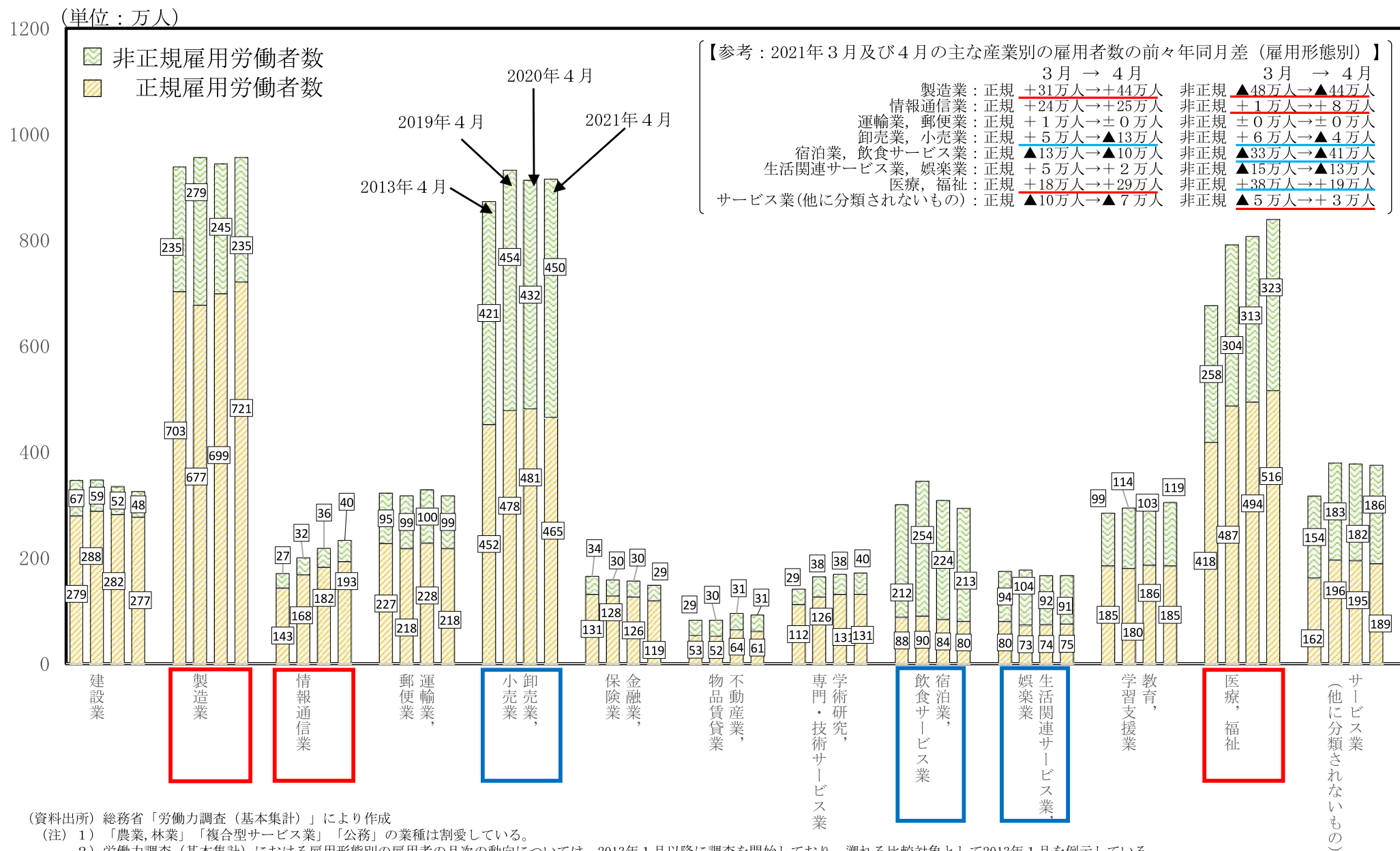
	1月				（参考）前々年同月比				1月				（参考）前々年同月比		
	1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月		1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月
卸売業、小売業	▲ 17.2	▲ 23.2	▲ 12.6	8.5	▲ 36.8	▲ 25.7	▲ 29.3	医療、福祉	▲ 5.1	▲ 7.9	▲ 1.3	12.9	▲ 14.4	▲ 4.7	▲ 11.6
卸売業	▲ 17.1	▲ 17.6	2.9	24.4	▲ 31.5	▲ 17.0	▲ 23.2	医療業	▲ 9.9	▲ 16.0	▲ 1.5	15.1	▲ 21.3	▲ 7.7	▲ 15.9
小売業	▲ 17.3	▲ 24.7	▲ 16.9	4.5	▲ 38.2	▲ 28.3	▲ 30.9	社会保険・社会福祉・介護事業	▲ 2.6	▲ 3.5	▲ 1.3	11.9	▲ 10.8	▲ 3.4	▲ 9.5

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」

注） いずれもパートを含む値。 令和2年1月～3月は、求人票の記載項目の拡充により、求人の更新が差し控えられる等、前年比をマイナス方向に押し下げる影響が生じていることに留意が必要。

産業別及び雇用形態別でみた雇用者数の動向

- 昨年4月に緊急事態宣言が発令された影響により、「宿泊業、飲食サービス業」などにおいて、雇用者数が大幅に減少したことによる「反動増」がみられるため、前々年同月差をみると、3月から4月にかけて、
- ・ 正規雇用労働者については、「製造業」「医療、福祉」などにおいて大きい増加がみられた一方で、「卸売業、小売業」などにおいて大きな減少がみられた。
 - ・ 非正規雇用労働者については、「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「医療、福祉」などにおいて減少がみられた一方で、「情報通信業」「サービス業（他に分類されないもの）」「製造業」などにおいて増加がみられる。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」により作成

(注) 1) 「農業、林業」「複合型サービス業」「公務」の業種は割愛している。

2) 労働力調査（基本集計）における雇用形態別の雇用者の月次動向については、2013年1月以降に調査を開始しており、遡れる比較対象として2013年1月を例示している。

産業別にみた休業者数の動向（雇用者に占める休業者割合）

（単位：％）

	令和元年												令和2年												令和3年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
全産業	2.6	2.5	3.2	2.5	2.1	2.1	2.7	2.9	2.2	2.1	2.1	2.4	2.6	2.7	3.5	8.7	6.0	3.2	3.0	2.9	2.8	2.4	2.4	2.7	3.2	3.0	3.1	2.8
建設業	2.6	2.3	2.4	2.4	2.2	1.9	1.7	1.7	1.2	1.7	1.7	2.0	2.1	2.2	2.7	4.7	4.0	3.1	2.9	2.5	1.7	1.7	1.9	2.9	3.0	2.5	2.5	2.5
製造業	1.4	1.2	1.5	2.1	1.5	1.4	1.8	1.5	1.4	1.4	1.6	1.9	2.0	1.6	1.8	5.3	3.4	2.3	2.3	2.1	1.9	1.7	1.7	2.3	2.1	1.6	2.0	2.0
情報通信業	3.2	3.6	2.8	2.8	2.3	1.9	1.3	1.8	2.4	2.4	2.3	1.8	3.0	4.1	2.3	4.8	3.5	2.8	2.5	1.7	2.6	2.3	1.7	2.5	2.5	2.6	2.9	1.6
運輸業，郵便業	1.7	2.1	2.8	2.2	1.8	2.0	2.1	2.4	1.8	1.5	1.8	1.8	2.4	2.4	3.0	7.1	5.4	3.3	2.7	2.5	2.1	2.7	2.4	2.4	2.8	2.7	3.0	2.7
卸売業，小売業	2.2	2.1	2.7	1.9	2.0	1.5	2.1	2.3	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	2.3	2.8	8.5	4.6	2.7	2.3	2.6	2.4	1.9	1.9	1.6	2.1	2.5	2.2	2.4
金融業，保険業	2.6	3.8	3.2	3.1	1.7	1.8	3.2	4.4	1.8	2.4	1.7	2.3	3.2	3.3	2.7	7.4	4.8	3.1	4.5	3.6	3.3	2.3	3.0	3.0	3.2	2.5	3.2	2.6
不動産業，物品賃貸業	2.8	2.7	2.6	0.9	2.6	1.6	1.7	3.6	1.8	0.8	1.7	2.6	3.4	2.5	3.4	6.7	4.2	3.3	2.3	2.3	2.3	2.5	2.3	2.5	3.3	2.3	2.4	1.7
学術研究，専門・技術サービス業	2.2	2.8	2.9	2.2	1.5	2.2	2.3	2.8	2.6	2.0	1.5	2.6	2.1	3.4	2.7	6.3	5.2	3.6	2.7	2.8	3.2	2.0	3.1	2.6	2.6	2.6	2.7	1.6
宿泊業，飲食サービス業	3.3	3.1	6.4	2.8	2.0	2.5	5.9	4.9	2.8	2.1	2.2	2.7	3.4	3.9	6.8	29.3	21.3	8.1	5.8	6.0	4.7	3.4	2.9	3.0	7.3	7.8	5.8	5.9
生活関連サービス業，娯楽業	3.8	2.7	2.7	2.2	2.0	3.1	2.6	3.2	2.7	3.1	2.2	2.2	3.3	2.8	5.4	27.0	16.8	6.9	5.6	4.0	3.7	3.7	3.6	2.9	5.3	4.5	5.1	4.0
教育，学習支援業	3.7	4.5	8.0	3.0	3.0	2.9	6.8	8.3	3.7	2.3	2.9	4.4	2.3	3.3	8.8	15.0	9.6	3.0	3.3	4.1	3.6	3.2	3.4	5.0	4.3	4.0	6.9	3.2
医療，福祉	3.2	2.9	3.7	3.0	2.9	2.9	2.9	3.0	3.1	3.2	2.7	3.1	3.2	3.0	4.1	5.9	4.2	2.8	2.9	3.0	3.2	3.0	3.1	3.1	3.5	3.1	3.5	3.1
サービス業（他に分類されないもの）	2.9	2.5	2.2	2.0	1.8	1.5	1.9	2.2	2.0	2.0	1.7	2.4	2.7	2.7	3.5	7.8	6.3	3.9	3.0	2.7	2.5	2.2	2.2	2.5	3.5	3.8	2.8	2.5

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成

産業別にみた現金給与総額の動向

	前年同月比（％）																												前々年同月比（％）			
	令和元年												令和２年												令和３年				令和３年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月
全産業	-0.7	-0.7	-1.3	-0.5	-0.5	0.3	-1.0	-0.1	0.5	0.0	0.1	-0.2	1.2	0.7	0.0	-0.6	-2.3	-2.0	-1.5	-1.3	-0.9	-0.7	-1.8	-3.0	-1.3	-0.4	0.6	1.6	-0.1	0.4	0.6	1.0
建設業	5.9	2.3	2.4	3.8	1.0	0.0	-3.0	5.9	6.2	3.4	4.6	3.6	2.8	2.9	4.7	1.2	-1.4	6.1	-1.9	-0.8	-3.5	-1.2	-0.7	-2.7	-2.2	-0.1	-1.8	0.1	0.5	2.8	2.8	1.3
製造業	-0.5	-0.1	0.5	-0.1	3.2	-1.6	-0.6	0.5	-0.6	-0.6	1.1	-1.8	-0.1	-0.4	-2.2	-2.3	-4.5	-5.9	-5.1	-3.6	-1.8	-1.3	-3.5	-5.0	0.1	-0.1	1.7	2.6	0.0	-0.5	-0.5	0.2
情報通信業	-7.8	-0.8	-1.8	2.0	-1.3	1.2	-8.0	0.5	-0.6	4.2	0.2	-2.0	3.0	2.0	0.6	0.4	0.1	-4.3	2.9	1.4	-0.8	-3.6	-0.1	-0.3	-0.2	-1.4	0.9	2.0	2.7	0.6	1.5	2.4
運輸業，郵便業	0.5	0.0	-1.7	-1.9	5.9	0.1	2.5	1.3	2.3	1.3	3.0	2.3	-0.2	1.0	0.1	-2.0	-6.9	-10.7	-4.3	-5.9	-3.0	-2.3	-8.0	-8.9	-1.7	-2.6	-1.7	4.3	-1.9	-1.6	-1.6	2.2
卸売業，小売業	-2.2	-1.0	-3.2	-0.9	-1.9	-3.7	2.2	-1.9	-1.2	-0.4	-1.9	-1.1	3.3	1.7	0.5	1.5	-1.7	-1.2	0.2	0.5	1.3	-0.6	-1.3	-1.2	-0.4	0.6	1.8	1.8	2.8	2.3	2.3	3.4
金融業，保険業	10.6	-10.7	-2.9	-2.3	-15.0	5.5	-1.7	2.8	1.9	2.6	5.5	1.2	0.3	1.9	-1.0	2.1	1.0	2.7	0.8	-0.2	0.4	0.3	-1.1	2.4	-7.8	-1.5	-7.6	-0.5	-7.5	0.4	-8.5	1.6
不動産業，物品賃貸業	-6.8	-1.9	-6.0	-4.7	-3.0	11.5	-5.0	-1.1	3.3	-0.9	-0.1	4.5	2.8	4.1	1.1	-0.3	0.8	-2.8	10.2	3.5	2.0	4.8	4.0	5.1	4.4	2.6	6.8	9.2	7.3	6.8	7.9	8.9
学術研究，専門・技術サービス業	5.2	4.5	1.8	-0.9	1.1	6.1	-1.1	0.8	3.9	-0.6	2.2	1.7	-1.7	1.4	4.6	0.9	-1.2	-1.6	-1.9	-2.9	-2.5	-2.5	-1.4	-3.0	-3.3	-3.5	-5.5	1.4	-5.0	-2.1	-1.1	2.3
宿泊業，飲食サービス業	-1.2	-1.3	-2.2	0.0	-2.1	-1.7	-3.6	-1.0	1.4	0.9	0.9	-0.4	2.2	-0.5	-3.8	-10.5	-9.1	-6.4	-6.5	-5.6	-4.5	-5.2	-6.4	-12.5	-8.9	-5.0	-2.3	3.3	-6.9	-5.4	-6.0	-7.5
生活関連サービス業，娯楽業	0.1	3.1	0.5	3.9	-0.6	-1.5	4.9	-0.3	1.1	1.5	-0.8	7.0	-0.7	2.1	-0.1	-7.6	-3.7	2.1	-7.8	-3.2	0.4	1.8	1.6	-9.7	3.4	-0.9	2.6	6.3	2.6	1.2	2.5	-1.8
教育，学習支援業	-2.3	-2.6	-3.9	-2.8	-2.4	1.0	-7.2	0.0	-3.0	-4.4	-2.5	-3.4	-1.9	1.4	0.6	2.0	1.2	3.3	4.0	0.1	0.7	2.4	1.7	-1.5	-0.9	-0.5	-1.7	-2.0	-2.8	0.9	-1.1	0.0
医療，福祉	-1.6	-0.5	-1.9	0.1	-0.8	2.7	0.2	-1.1	1.8	0.7	-1.0	1.8	3.1	0.9	1.7	1.3	-0.3	-0.1	0.3	0.2	-0.5	0.3	0.9	-2.3	-1.5	-0.2	2.0	-0.7	1.5	0.7	3.7	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	0.5	2.8	2.8	0.4	2.6	2.9	3.3	0.4	1.6	0.2	0.4	3.0	1.8	-0.8	-0.2	-1.6	-3.2	-6.3	-2.7	-0.3	-2.1	-0.1	-1.5	-3.5	1.0	2.8	4.3	5.3	2.9	2.0	4.1	3.7

（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

（注） １． 事業所規模５人以上の就業形態計の数値。

２． 令和３年４月は速報値。

産業別にみた総実労働時間の動向

	前年同月比（％）																												前々年同月比（％）			
	令和元年												令和2年												令和3年				令和3年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月
全産業	-2.6	-0.8	-2.7	-1.8	-4.4	-3.3	-0.8	-3.0	-0.6	-2.3	-3.7	-0.4	0.8	-1.6	-1.2	-3.9	-9.5	-4.0	-2.7	-5.1	-1.7	0.3	-2.7	-2.5	-2.1	-3.5	0.8	4.3	-1.3	-5.0	-0.4	0.2
建設業	-1.8	1.5	-1.6	-1.1	-5.9	-2.0	1.3	-2.2	1.7	-1.8	-2.3	0.9	2.4	-1.5	-0.3	-1.5	-3.6	-0.8	-2.9	-4.1	-2.0	0.9	-2.6	-3.7	-2.6	-2.3	0.2	1.5	-0.2	-3.8	-0.1	0.0
製造業	-2.5	-0.5	-2.3	-1.7	-3.8	-3.5	-0.9	-1.9	-1.1	-2.8	-4.9	-1.6	1.7	-1.6	-1.3	-3.0	-10.7	-9.0	-5.3	-9.1	-3.5	-0.8	-2.7	-3.5	-2.7	-4.3	-0.6	3.3	-1.0	-5.8	-1.9	0.2
情報通信業	-3.2	-0.2	-2.7	-1.2	-3.5	-3.0	1.5	-2.6	1.1	0.1	-3.3	2.2	4.6	-0.2	1.9	1.6	-4.5	2.5	1.6	-2.1	3.0	5.2	0.6	1.1	0.3	-0.7	5.1	3.6	4.9	-0.9	7.0	5.3
運輸業，郵便業	-1.3	0.0	-0.9	-1.1	-1.3	-1.7	-0.4	-1.6	-1.2	-1.1	-2.7	-0.6	0.9	0.6	0.3	-1.8	-9.6	-6.5	-4.0	-6.3	-3.0	-1.2	-3.5	-2.9	-3.2	-5.7	-2.2	2.4	-2.4	-5.1	-1.9	0.5
卸売業，小売業	-3.1	-0.4	-2.0	-1.9	-3.4	-2.8	-1.7	-1.9	-0.5	-1.3	-2.9	-0.6	1.4	-0.3	0.1	-1.4	-6.7	-3.4	-0.4	-3.4	-0.7	0.7	-1.1	-1.3	-0.4	-2.3	-0.6	3.1	1.0	-2.6	-0.5	1.6
金融業，保険業	-2.9	0.5	-1.6	-1.6	-6.3	-5.5	0.9	-3.6	0.6	-1.6	-4.5	3.3	2.7	-2.6	1.1	0.4	-5.3	3.5	1.3	-3.9	1.2	4.1	-2.0	0.2	0.8	-0.8	4.9	6.5	3.6	-3.3	6.1	6.9
不動産業，物品賃貸業	-4.5	-1.9	-2.8	-2.9	-5.9	-2.8	0.4	-2.3	-0.2	-1.6	-1.8	-0.4	1.6	-1.0	-1.5	-3.8	-6.6	-3.9	-0.2	-3.6	-0.4	3.3	-0.2	-0.6	0.3	-0.2	2.3	9.2	1.9	-1.2	0.7	5.0
学術研究，専門・技術サービス業	-1.4	1.7	-2.9	-1.2	-4.8	-3.3	-0.6	-5.0	0.0	-1.0	-5.0	0.4	1.4	-3.6	0.5	-1.1	-6.9	-0.8	-1.0	-4.4	0.6	1.1	-2.1	-2.3	-0.4	-1.6	3.3	5.2	1.0	-5.1	3.8	4.0
宿泊業，飲食サービス業	-4.3	-3.5	-4.4	-3.0	-4.3	-4.0	-3.0	-4.1	-1.3	-2.0	-1.6	-1.6	-0.9	-1.1	-6.9	-21.6	-25.7	-15.1	-9.3	-10.4	-9.3	-6.9	-8.4	-9.3	-13.8	-14.9	-6.0	10.5	-14.6	-15.9	-12.5	-13.3
生活関連サービス業，娯楽業	-2.5	-0.8	-2.5	-2.8	-3.1	-2.5	-0.5	-2.6	-2.7	-3.7	-3.3	-2.5	-2.8	-1.6	-6.4	-20.4	-30.8	-17.7	-12.6	-10.0	-7.9	-4.6	-5.0	-6.2	-5.4	-9.9	-2.1	17.9	-8.0	-11.3	-8.3	-6.1
教育，学習支援業	-1.0	-1.6	-4.3	-1.9	-8.2	-4.4	0.0	-6.8	1.5	-4.6	-4.2	3.8	0.5	-2.4	-4.2	-5.1	-12.2	4.7	2.9	4.1	3.6	4.7	-3.4	0.6	-2.0	-2.3	11.7	11.2	-1.4	-4.6	7.0	5.5
医療，福祉	-2.7	-1.9	-3.0	-1.5	-5.2	-4.2	-0.1	-2.9	-0.2	-2.2	-3.0	-0.5	0.1	-1.9	-0.6	-1.2	-3.7	0.5	-1.3	-3.2	0.3	1.1	-2.1	-0.5	0.1	-1.3	2.0	1.4	0.2	-3.2	1.4	0.2
サービス業（他に分類されないもの）	-1.6	-0.6	-2.3	-1.2	-3.5	-3.4	-0.7	-3.3	-1.0	-3.2	-4.9	-1.9	-0.8	-3.4	-2.5	-4.4	-9.8	-3.9	-3.4	-5.5	-1.9	0.6	-2.2	-1.5	0.0	-1.2	3.7	6.0	-0.8	-4.5	1.1	1.3

（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

（注）１．事業所規模５人以上の就業形態計の数値。

２．令和３年４月は速報値。

産業別にみた企業の売上高経常利益率の推移

売上高経常利益率

(単位: %)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年					令和3年				
											1-3月	4-6月	7-9月	10-12月		1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
全産業(除く金融保険業)	3.5	3.4	3.8	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.0
製造業	4.2	3.6	3.9	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	7.8
食料品製造業	2.9	3.7	3.7	3.9	3.4	4.7	4.9	5.6	5.0	4.6	2.9	5.5	5.2	4.5	3.8	3.2	2.6	4.9	4.6	2.6
繊維工業	1.4	3.1	3.5	4.1	3.5	2.4	4.2	4.2	4.0	4.4	2.7	7.0	3.9	4.3	4.6	1.6	5.1	1.9	9.9	▲2.0
木材・木製品製造業	3.3	3.6	0.6	2.8	3.5	1.9	4.2	4.2	5.3	4.2	4.0	3.7	4.3	4.8	4.3	4.4	4.1	2.6	6.0	3.9
パルプ・紙・紙加工品製造業	3.2	3.8	3.1	3.1	3.4	3.9	4.2	3.3	2.7	4.3	2.4	5.0	4.7	5.0	4.9	4.1	4.9	3.9	6.5	8.3
印刷・関連産業	2.5	2.3	2.7	4.0	3.1	2.7	3.3	3.5	3.4	3.5	3.8	4.8	2.3	3.4	2.8	3.8	1.4	1.4	4.3	6.9
化学工業	8.5	8.4	7.5	8.8	9.1	9.1	9.9	11.8	11.6	10.8	8.9	13.4	9.9	11.0	10.7	9.1	12.6	9.3	11.9	9.8
石油製品・石炭製品製造業	1.8	2.8	0.3	1.4	▲0.3	▲0.2	2.6	3.9	2.4	1.7	1.7	2.3	0.5	2.3	▲1.1	▲5.8	▲7.4	6.6	4.3	8.1
窯業・土石製品製造業	5.4	4.7	4.2	6.2	5.8	5.5	5.8	7.6	8.3	8.4	8.3	6.8	6.5	11.8	5.5	5.3	5.6	3.5	7.4	8.1
鉄鋼業	3.6	2.5	0.3	4.1	5.3	4.3	2.3	4.4	4.3	2.0	2.9	3.5	0.0	1.4	▲0.1	0.0	▲1.6	▲4.0	4.4	4.1
非鉄金属製造業	3.8	3.3	4.2	5.1	4.3	4.5	4.5	5.9	5.0	5.2	4.5	6.1	4.1	5.9	4.1	3.8	4.1	3.5	5.0	5.2
金属製品製造業	4.5	3.4	3.9	5.3	5.9	5.6	6.4	6.5	5.8	5.4	5.9	6.7	2.9	5.9	5.2	8.7	0.4	4.1	6.5	9.3
はん用機械器具製造業	3.5	3.9	4.8	6.2	8.4	7.1	6.2	9.4	9.0	7.9	11.7	5.9	8.8	3.9	6.1	8.9	4.1	4.0	6.6	13.1
生産用機械器具製造業	4.2	5.0	4.7	6.2	7.6	7.6	6.1	8.6	9.8	9.0	11.9	9.6	7.8	5.9	8.8	10.0	8.0	6.8	10.2	12.5
業務用機械器具製造業	6.3	6.8	6.5	8.3	9.2	8.9	7.6	9.4	9.6	7.0	7.8	8.5	7.0	4.8	6.4	6.8	6.5	4.3	7.7	13.6
電気機械器具製造業	4.6	4.4	2.9	4.4	6.6	5.6	4.6	8.7	8.5	6.8	5.0	9.0	5.8	8.0	6.4	4.6	7.7	4.3	9.6	7.9
情報通信機械器具製造業	2.4	1.2	1.7	4.3	5.5	4.7	4.6	7.1	10.0	5.0	5.9	4.5	5.1	4.3	4.6	5.2	3.7	3.4	5.7	8.1
輸送用機械器具製造業	4.4	1.9	4.8	8.4	8.8	8.5	6.5	8.6	7.6	6.1	5.2	9.1	5.6	4.6	4.4	2.3	3.5	4.0	7.3	6.3
自動車・同附属品製造業	4.2	1.5	4.8	8.6	9.0	8.8	6.8	9.0	8.1	6.5	5.3	9.7	5.9	4.9	4.6	2.2	3.6	4.2	7.7	6.5
その他の輸送用機械器具製造業	6.2	5.0	4.9	6.9	6.1	5.2	3.7	5.2	2.4	2.1	3.4	2.0	1.9	1.1	2.3	3.4	2.2	1.9	1.4	4.0
その他の製造業	4.4	2.3	4.3	5.7	5.1	6.3	6.8	7.5	6.9	7.0	7.1	7.7	6.6	6.7	7.5	6.0	7.1	7.3	9.3	11.9
非製造業	3.2	3.3	3.8	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.3
農林水産業	0.6	5.0	3.5	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	6.7
農業、林業	0.3	4.6	2.7	5.7	3.4	3.2	6.5	2.8	0.3	4.1	4.0	2.2	2.3	6.9	2.6	1.9	▲3.8	2.9	8.3	6.9
漁業	1.3	5.8	5.1	3.3	6.4	5.2	4.3	2.2	7.2	1.6	9.4	1.0	▲10.4	6.3	▲2.2	8.4	▲9.3	▲8.2	▲1.9	6.0
鉱業、採石業、砂利採取業	29.4	30.9	35.8	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	20.6
建設業	2.6	2.4	3.1	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	9.8
電気業	5.2	▲2.9	▲6.8	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	▲1.8
ガス・熱供給・水道業	5.4	2.8	7.0	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	4.8
情報通信業	6.8	7.7	8.6	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	8.5
運輸業、郵便業	4.6	4.0	4.9	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	▲0.4
陸運業	4.9	4.4	5.3	6.1	6.1	7.6	7.2	7.5	8.5	7.9	4.1	9.5	8.4	9.3	▲0.6	0.9	▲6.0	▲0.8	2.9	▲3.3
水運業	4.9	0.3	0.8	3.4	3.5	3.7	1.6	2.5	2.5	4.6	2.2	5.1	6.0	5.0	2.0	▲0.9	1.5	2.1	5.5	7.4
その他の運輸業	4.0	4.6	5.6	4.7	4.4	5.2	5.0	5.6	6.5	5.4	2.0	6.7	6.7	6.7	▲5.9	0.0	▲11.7	▲3.7	▲9.4	2.7
卸売業・小売業	1.6	2.1	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	2.6
卸売業	1.4	1.9	2.3	2.2	2.0	2.1	2.3	2.6	2.8	2.6	2.1	3.3	2.7	2.5	2.3	1.7	2.3	1.9	3.3	2.2
小売業	2.2	2.6	2.5	2.9	3.3	3.3	3.0	2.9	2.9	3.4	3.5	3.6	3.3	3.2	3.4	3.3	2.5	3.3	4.3	3.2
不動産業、物品賃貸業	7.7	8.1	9.4	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	10.8
不動産業	8.6	8.7	10.8	11.0	11.7	13.8	13.9	14.6	14.1	13.3	15.1	14.9	11.0	12.3	11.5	9.5	13.2	11.0	12.8	12.1
物品賃貸業	5.4	6.5	6.1	6.9	7.5	8.0	8.0	7.0	7.2	7.3	7.9	8.9	6.8	5.4	6.3	7.3	6.3	5.7	5.6	7.0
リース業	5.6	6.9	6.6	7.4	8.2	8.7	8.7	7.5	8.1	8.4	9.9	9.9	7.3	6.3	7.1	9.3	7.3	5.7	5.9	8.0
その他の物品賃貸業	4.6	4.7	3.8	4.5	4.0	4.6	4.7	5.2	4.2	4.3	2.5	6.4	5.4	3.1	3.2	1.3	2.7	5.9	4.0	3.3
サービス業	5.3	4.7	5.6	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	10.1
宿泊業、飲食サービス業	3.3	2.4	2.6	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲11.2
宿泊業	0.8	▲0.8	1.2	4.5	4.1	5.9	7.7	8.2	4.5	3.1	1.0	3.7	3.9	3.4	▲18.5	▲12.0	▲96.3	▲14.0	▲1.1	▲36.2
飲食サービス業	4.3	3.5	3.3	2.8	3.1	3.7	2.9	3.1	3.0	2.7	1.9	3.4	2.2	3.1	▲4.7	▲1.6	▲16.1	▲3.3	▲0.1	▲4.7
生活関連サービス業、娯楽業	3.1	3.2	3.6	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	▲0.5
生活関連サービス業	4.2	4.0	4.3	3.1	3.1	4.4	3.4	3.4	2.2	2.8	1.1	3.4	1.9	4.9	▲4.3	0.3	▲18.5	▲4.4	▲0.5	▲1.7
娯楽業	2.7	2.7	3.0	4.9	5.6	3.9	4.1	5.0	5.4	4.8	4.3	6.1	6.3	1.4	▲1.6	0.9	▲12.4	0.2	0.1	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	8.7	8.5	10.8	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	23.3
広告業	3.1	2.9	3.7	4.7	5.3	4.7	4.1	3.8	4.1	3.3	4.5	1.6	2.8	3.9	2.6	4.1	▲0.9	2.6	3.6	3.2
総持株式会社	52.9	50.4	60.8	64.9	65.8	67.1	104.6	55.7	64.6	68.8	78.0	75.0	18.2	70.9	54.6	50.7	74.9	26.0	43.1	63.3
その他の学術研究、専門・技術サービス業	4.5	4.4	5.0	5.1	6.5	7.0	3.1	4.0	3.7	7.0	13.1	4.1	3.3	5.2	6.2	9.7	6.1	2.5	5.1	9.0
教育、学習支援業	9.1	2.5	6.1	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	8.1
医療、福祉業	5.0	5.5	6.7	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	3.5
職業紹介・労働者派遣業	3.9	4.1	4.1	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	5.8
その他のサービス業	5.7	4.3	4.4	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.7

(資料出所) 財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
(注) 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考)産業別にみた企業の純資産の推移

純資産(＝資産－負債) (前年同期比)

(単位:%)

	平成22 年	平成23 年	平成24 年	平成25 年	平成26 年	平成27 年	平成28 年	平成29 年	平成30 年	令和元年	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	令和2年	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	令和3年 1-3月
全産業(除金融保険業)	3.9	0.8	▲0.4	4.7	7.7	7.6	3.4	6.7	6.4	3.6	4.2	4.1	2.5	3.7	▲0.6	0.1	▲1.3	▲0.8	▲0.5	2.3
製造業	1.9	2.4	▲1.2	3.4	6.4	7.0	1.1	5.6	5.0	3.1	4.0	2.0	1.9	4.6	▲1.2	▲0.0	▲1.8	▲1.4	▲1.6	1.7
食料品製造業	2.6	1.0	▲2.2	4.6	11.7	1.2	▲4.0	6.4	6.1	▲5.7	1.1	▲6.4	▲10.6	▲6.6	▲6.1	▲7.7	▲6.0	▲1.9	▲8.5	▲4.1
繊維工業	-	6.8	▲15.6	4.5	▲4.9	▲2.9	8.4	7.2	▲0.4	▲2.3	▲18.1	1.0	1.2	8.0	0.8	17.7	▲4.3	▲4.2	▲3.4	▲3.7
木材・木製品製造業	▲8.4	▲1.7	▲29.6	▲6.2	4.0	28.6	20.2	▲28.3	▲10.4	26.9	129.6	78.7	▲18.3	▲5.2	3.8	▲8.2	▲4.2	18.3	13.7	1.8
パルプ・紙・紙加工品製造業	▲3.0	▲2.7	▲5.9	▲0.4	16.1	10.1	▲2.1	10.8	8.2	1.3	13.9	1.5	▲3.1	▲5.7	▲2.8	▲11.4	▲4.8	1.7	3.8	10.3
印刷・同関連業	▲2.4	▲11.1	▲3.3	20.6	4.5	▲9.2	17.3	▲9.4	▲8.2	15.2	▲9.3	18.8	24.7	29.1	4.3	21.5	6.9	▲7.8	0.6	14.5
化学工業	▲0.5	▲0.9	2.6	2.7	3.6	0.9	3.2	7.0	9.7	12.4	15.9	7.7	8.2	18.1	▲0.1	▲3.1	3.0	3.4	▲3.5	▲1.1
石油製品・石炭製品製造業	▲0.0	5.5	▲6.1	1.9	▲6.1	▲4.3	▲5.5	1.9	2.4	6.1	▲5.7	17.2	2.2	11.1	▲12.0	0.7	▲23.3	▲13.1	▲9.9	8.2
窯業・土石製品製造業	▲6.1	0.5	0.2	6.3	4.0	4.0	▲2.5	22.1	▲4.9	3.2	▲4.1	3.1	6.1	7.9	▲4.1	8.5	▲5.3	▲8.1	▲10.9	▲10.1
鉄鋼業	3.1	▲2.1	▲0.3	▲0.2	4.8	10.0	▲6.6	2.4	7.9	▲0.6	5.6	▲0.5	▲3.4	▲3.6	▲10.1	▲10.5	▲11.4	▲12.5	▲6.1	0.7
非鉄金属製造業	10.3	6.4	▲3.4	6.7	11.6	1.8	▲1.6	5.2	0.9	7.9	▲0.0	8.3	10.2	13.4	2.7	10.1	▲2.4	1.6	2.2	1.8
金属製品製造業	0.6	10.5	3.4	▲5.3	▲10.0	13.5	11.0	6.5	▲2.7	6.2	▲7.9	11.1	12.3	10.5	5.2	16.8	4.1	1.2	▲0.1	▲2.3
はん用機械器具製造業	-	17.0	11.3	▲11.4	14.7	3.3	1.4	0.7	7.2	4.4	0.5	10.4	7.3	▲0.1	▲0.6	▲1.6	▲4.9	▲2.7	7.1	12.6
生産用機械器具製造業	▲8.1	▲2.5	1.4	9.3	1.5	1.1	▲1.6	16.0	16.1	0.7	13.7	1.5	▲6.4	▲4.6	▲4.3	▲7.6	▲5.9	▲3.1	▲0.2	3.1
業務用機械器具製造業	10.1	12.7	▲4.4	▲5.9	▲0.0	5.1	▲4.3	1.3	3.4	9.7	4.0	22.5	7.4	5.1	▲2.1	2.7	▲12.0	▲2.5	5.0	1.6
電気機械器具製造業	▲4.1	5.8	▲8.7	▲11.6	8.0	12.3	2.1	10.7	6.5	0.3	9.2	▲7.3	▲2.2	2.3	0.6	0.1	2.7	1.3	▲1.4	▲3.7
情報通信機械器具製造業	4.2	7.7	▲10.4	9.1	12.5	15.8	2.0	▲3.8	18.2	▲3.6	10.5	▲12.0	▲2.4	▲8.7	▲0.8	▲1.4	0.1	▲2.3	0.3	▲2.2
輸送用機械器具製造業	7.0	▲0.9	4.2	15.3	12.6	12.1	1.5	6.3	▲0.6	2.0	▲2.2	3.6	3.1	3.7	▲0.8	▲0.0	▲1.7	▲2.4	1.0	7.7
自動車・同附属品製造業	7.2	▲1.1	3.7	16.2	13.1	12.4	▲0.2	6.0	1.4	2.3	▲0.1	2.3	2.1	4.8	▲0.0	0.4	▲0.4	▲1.1	1.0	8.4
その他の輸送用機械器具製造業	5.5	0.9	10.6	5.5	6.4	8.5	24.2	8.9	▲20.5	▲1.5	▲24.8	22.6	17.2	▲10.7	▲11.0	▲5.6	▲17.6	▲18.6	0.5	▲2.7
その他の製造業	6.9	3.6	3.4	▲1.1	5.5	11.8	0.5	3.9	▲1.7	1.3	▲6.0	▲2.2	2.4	11.5	0.3	7.0	▲0.2	▲1.4	▲3.6	8.6
非製造業	5.1	▲0.1	0.0	5.5	8.4	7.9	4.6	7.2	7.1	3.9	4.3	5.1	2.8	3.3	▲0.4	0.2	▲1.1	▲0.5	0.0	2.5
農林水産業	▲10.3	16.6	▲18.2	1.0	▲36.9	16.4	99.0	▲5.9	15.1	22.8	13.4	36.3	36.9	8.8	▲13.5	7.0	▲20.0	▲21.5	▲16.7	▲9.5
農業、林業	-	25.1	▲29.1	▲11.2	▲54.6	▲15.2	241.7	27.9	15.5	8.0	1.3	22.0	20.5	▲5.8	2.2	1.7	1.0	5.6	0.5	0.1
漁業	14.1	▲13.2	36.8	33.3	▲5.6	43.0	27.4	▲51.3	13.6	76.3	87.8	73.8	86.2	63.1	▲47.9	24.5	▲58.8	▲74.2	▲53.7	▲35.2
鉱業、採石業、砂利採取業	21.7	15.6	11.4	17.0	4.6	▲6.5	0.7	7.6	4.9	▲0.5	10.9	▲4.0	▲5.1	▲3.7	▲10.7	▲16.0	▲4.0	▲8.7	▲13.1	▲8.4
建設業	▲9.8	▲0.9	5.9	10.6	12.9	13.8	0.4	2.8	6.4	3.0	2.9	1.0	2.6	5.6	2.1	3.3	3.4	▲0.1	1.8	5.0
電気業	0.7	▲18.2	▲12.6	▲3.7	▲0.9	13.4	20.8	▲5.8	15.8	8.2	25.3	5.7	2.5	2.9	15.0	3.8	11.9	24.4	19.4	22.8
ガス・熱供給・水道業	0.5	2.0	2.0	7.3	5.7	6.2	6.1	4.0	1.9	0.8	1.9	0.1	0.1	1.3	2.4	▲1.1	3.6	2.9	4.4	5.0
情報通信業	0.9	11.5	▲2.4	▲0.7	4.6	3.4	9.7	6.5	2.3	4.2	7.8	5.8	4.3	▲0.9	▲1.4	▲2.0	▲0.4	▲6.2	3.5	0.1
運輸業、郵便業	1.5	5.7	▲0.6	10.2	7.3	0.4	▲4.8	4.0	14.0	1.8	13.8	▲1.6	▲3.3	▲0.6	▲1.1	▲4.9	3.1	▲0.8	▲1.6	1.6
陸運業	2.8	5.8	▲2.9	13.5	13.4	▲0.1	▲1.7	4.3	14.6	3.0	16.0	0.8	▲3.5	0.2	▲1.4	▲5.1	3.5	▲1.2	▲2.5	▲0.3
水運業	4.4	▲2.1	0.5	▲7.2	7.4	1.8	▲12.9	▲6.9	2.1	1.5	4.0	▲1.3	▲0.1	3.5	4.4	0.4	▲6.5	▲10.6	33.9	35.1
その他の運輸業	▲2.3	8.3	4.2	9.0	▲5.4	1.2	▲9.7	6.4	15.8	▲1.4	10.5	▲7.4	▲3.6	▲3.6	▲1.8	▲5.8	4.2	2.7	▲7.9	▲1.4
卸売業・小売業	7.7	▲0.1	▲8.0	4.0	14.6	8.6	4.1	▲0.3	▲1.4	1.0	▲6.1	6.0	1.1	3.6	4.8	1.6	2.7	7.3	7.5	6.5
卸売業	8.4	3.5	▲11.6	▲0.5	18.0	8.4	2.3	1.8	3.0	▲1.2	▲6.4	3.9	▲2.2	0.7	1.3	▲0.4	▲1.2	2.5	4.1	3.4
小売業	6.4	▲7.0	▲0.5	12.4	9.1	8.9	7.4	▲3.8	▲9.4	5.4	▲5.6	10.3	8.4	9.8	11.5	5.4	9.8	17.0	14.0	12.1
不動産業、物品賃貸業	-	4.1	▲0.5	4.3	11.3	10.9	6.0	4.2	22.8	8.7	25.2	13.0	▲0.1	▲0.2	▲2.4	▲7.4	▲4.4	▲0.0	2.7	9.7
不動産業	13.7	5.2	▲1.6	2.4	11.5	12.6	5.4	4.2	27.5	9.0	29.2	13.3	▲1.3	▲1.1	▲3.4	▲9.3	▲5.7	▲0.5	2.3	11.0
物品賃貸業	15.9	▲2.6	6.7	15.8	10.3	1.7	9.4	4.4	▲4.6	6.6	▲0.2	11.4	9.2	6.5	6.0	8.6	5.6	3.7	6.1	1.0
リース業	15.2	▲4.2	5.2	16.5	13.4	1.2	7.5	3.5	▲5.4	3.9	▲4.1	7.4	7.1	5.8	9.4	8.7	10.0	7.9	11.0	3.9
その他の物品賃貸業	24.3	13.4	19.2	10.4	▲15.2	7.3	29.0	12.3	2.2	26.5	34.1	41.0	24.2	11.0	▲14.6	8.5	▲19.7	▲22.4	▲22.4	▲17.3
サービス業	7.4	▲6.3	8.3	7.0	3.6	8.6	5.4	18.9	7.4	4.2	▲0.4	3.8	6.6	6.9	▲3.5	4.5	▲4.9	▲5.3	▲8.0	▲3.9
宿泊業、飲食サービス業	-	▲8.0	17.6	15.0	3.5	▲20.6	13.9	7.3	▲13.7	▲3.1	▲4.8	1.1	▲5.1	▲3.2	▲9.7	16.4	▲3.2	▲9.4	▲37.7	▲33.3
宿泊業	▲8.3	▲34.6	16.8	50.4	▲12.8	▲36.9	166.0	46.7	▲28.7	▲22.2	▲35.2	▲22.9	▲10.9	▲15.7	▲14.9	▲0.7	13.9	▲12.5	▲52.2	▲54.5
飲食サービス業	16.3	4.6	17.9	4.6	10.4	▲15.2	▲23.8	▲26.7	12.5	17.9	57.8	23.9	0.1	7.8	▲6.0	30.8	▲13.4	▲7.0	▲27.7	▲19.8
生活関連サービス業、娯楽業	-	▲21.8	▲24.9	9.6	▲22.2	70.9	▲8.1	17.9	43.7	0.0	12.9	4.0	▲5.6	▲9.5	▲25.3	▲11.7	▲33.1	▲29.0	▲26.4	▲11.6
生活関連サービス業	2.4	40.7	▲12.2	▲6.7	▲9.8	10.6	▲12.6	8.8	23.3	39.4	5.0	58.3	43.6	51.6	▲9.3	55.0	▲21.7	▲25.1	▲26.0	▲17.0
娯楽業	8.9	▲40.1	▲33.6	24.5	▲30.7	124.5	▲6.1	21.6	51.2	▲11.7	15.8	▲9.3	▲20.0	▲28.3	▲32.8	▲33.6	▲37.9	▲31.0	▲26.7	▲7.5
学術研究、専門・技術サービス業	-	7.1	3.7	7.1	10.2	7.6	0.8	15.4	3.8	6.6	▲3.4	4.4	11.8	14.6	▲0.2	8.4	▲1.2	▲2.4	▲5.0	▲3.8
広告業	▲36.5	▲0.6	28.5	▲15.6	17.5	▲19.4	▲9.2	9.9	▲2.6	13.1	▲2.4	23.9	14.1	18.1	▲14.5	▲5.5	▲17.1	▲14.6	▲19.6	6.0
純粋持株会社	-	6.9	2.3	7.9	10.8	10.9	1.1	8.9	3.5	3.6	0.2	3.2	4.3	6.9	3.5	7.5	4.2	2.9	▲0.3	1.1
その他の学術研究、専門・技術サービス業	-	14.7	0.1	18.7	0.7	▲6.2	3.5	93.2	8.3	23.1	▲20.0	6.2	74.2	80.2	▲15.9	17.6	▲24.6	▲25.9	▲25.5	▲31.5
教育、学習支援業	▲35.1	▲75.8	264.6	26.5	▲9.1	▲15.1	18.3	127.5	0.1	24.0	16.0	165.5	▲28.3	▲38.8	▲48.5	▲34.4	▲75.3	▲3.5	▲19.9	▲10.4
医療、福祉業	47.9	▲19.2	63.4	8.5	▲27.6	26.4	13.1	0.2	▲10.2	41.8	▲22.5	40.5	78.3	75.5	29.3	96.2	57.6	9.1	▲2.9	5.2
職業紹介・労働者派遣業	-	3.1	▲2.9	3.5	8.2	52.0	25.7	▲15.8	8.5	37.9	35.9	15.8	31.0	64.5	▲6.8	54.3	▲16.5	▲7.7	▲38.4	▲29.2
その他のサービス業	▲45.4	▲40.4	55.7	0.9	▲11.6	0.5	38.1	38.1	13.8											

(資料出所) 財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

(注) 暦年の数値は、四半期データの平均をとって作成。

雇用調整の実績(予定)のある事業所割合の推移

(単位: %)

	令和元年				令和2年				令和3年	
	1～3月 実績	4～6月 実績	7～9月 実績	10～12月 実績	1～3月 実績	4～6月 実績	7～9月 実績	10～12月 実績	1～3月 予定	4～6月 予定
調査産業計	34	36	35	34	37	49	44	34	29	24
建設業	28	31	30	26	23	35	28	26	20	23
製造業	34	34	36	37	39	64	55	45	39	30
情報通信業	40	36	41	33	32	37	30	27	26	22
運輸業，郵便業	36	35	36	32	39	48	44	37	35	27
卸売業，小売業	37	39	40	40	37	40	40	32	27	23
金融業，保険業	31	35	25	30	35	33	29	28	26	25
不動産業，物品賃貸業	38	40	41	27	28	46	35	33	32	26
学術研究，専門・技術サービス業	34	42	39	31	40	45	44	37	34	33
宿泊業，飲食サービス業	34	37	34	32	55	64	55	36	32	26
生活関連サービス業，娯楽業	33	29	34	31	42	64	39	36	34	23
医療，福祉	30	40	29	27	33	38	34	22	19	17
サービス業(他に分類されないもの)	35	34	33	37	43	49	47	32	24	22

(資料出所) 厚生労働省「労働経済動向調査」

(注) 1. 雇用調整の措置：

「残業規制」「休日の振替、夏期休暇等の休日・休暇の増加」「臨時、パートタイム労働者の再契約停止・解雇」

「新規学卒者の採用の抑制・停止」「中途採用の削減・停止」「配置転換」「出向」「一時休業（一時帰休）」「希望退職者の募集、解雇」

2. 令和3年1～3月期及び4～6月期は、令和3年2月調査時における令和3年1～3月期及び4～6月期の予定である。

3. 無回答を「実施していない又は予定がない」と回答したとみなして集計している。

第3次産業活動指数の推移

(2015年=100)

	2019年												2020年												2021年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
第3次産業総合	103.8	103.5	103.3	103.8	103.5	103.4	103.4	103.4	106.4	100.5	101.5	101.6	101.6	101.4	97.4	89.0	86.7	94.3	94.6	95.4	97.3	98.1	98.1	97.7	96.7	96.4	98.7	98.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.2	98.7	98.5	101.4	99.9	99.6	95.7	100.6	104.2	99.7	98.8	98.3	96.5	97.4	98.3	98.3	91.7	96.9	90.4	100.3	100.3	97.9	98.1	100.9	103.1	97.7	97.8	98.2
情報通信業	106.1	105.6	104.8	105.5	106.4	106.3	106.3	106.5	107.7	103.6	103.6	104.9	104.1	104.2	103.9	103.3	99.5	102.3	103.9	101.6	101.5	103.0	103.3	102.6	105.1	101.9	103.3	110.4
通信業	113.2	113.4	111.9	112.4	113.1	112.4	111.4	112.1	115.7	109.6	111.9	112.3	110.6	110.2	112.4	108.7	106.7	110.5	111.8	110.8	110.8	110.4	111.0	112.2	111.5	111.2	116.5	111.7
放送業	102.8	101.5	102.2	101.8	100.7	100.9	100.1	98.7	99.0	94.7	97.1	97.3	95.5	95.9	93.2	89.1	84.0	84.1	86.9	89.1	89.8	91.5	92.5	94.9	93.9	93.8	94.6	92.3
情報サービス業	105.1	103.8	104.1	104.4	106.9	106.2	107.1	109.1	107.1	105.4	103.7	105.5	104.8	105.7	106.3	110.4	101.7	104.8	107.0	102.8	101.5	104.3	103.5	101.0	108.0	101.7	102.5	124.0
インターネット附随サービス業	109.4	108.7	111.6	108.1	109.4	110.4	111.2	110.4	112.8	103.4	109.2	114.1	112.7	114.2	115.6	112.1	111.9	118.0	122.6	118.8	119.3	121.3	135.4	136.4	131.1	118.7	135.6	126.2
映像・音声・文字情報制作業	91.4	90.6	86.3	90.8	88.1	90.6	90.1	88.9	88.3	87.4	85.0	83.5	86.8	85.1	79.9	73.4	71.7	71.2	73.2	73.4	79.1	80.5	79.4	79.3	77.0	76.3	78.7	73.5
運輸業、郵便業	104.0	104.4	104.5	104.8	103.7	103.8	103.9	103.3	108.1	102.4	102.6	102.0	102.7	102.1	94.9	81.8	77.2	86.8	88.1	88.2	91.4	91.2	91.4	90.8	89.6	90.4	93.8	90.7
鉄道業	104.0	104.6	104.6	104.4	104.5	104.6	105.4	104.9	111.7	103.4	105.1	104.6	105.3	104.3	83.2	59.1	56.5	73.1	75.5	75.9	79.3	80.4	80.3	77.3	70.8	73.6	75.9	66.8
道路旅客運送業	100.4	100.4	94.7	100.5	100.4	100.9	100.5	101.8	105.1	98.9	101.4	99.9	101.3	94.4	74.1	59.4	41.4	64.2	70.0	69.1	72.9	78.6	73.2	71.9	61.8	63.3	67.1	69.9
道路貨物運送業	104.5	104.8	106.6	104.4	103.7	103.4	103.4	102.1	108.8	101.2	101.4	101.3	102.3	101.4	104.9	102.3	99.8	100.7	98.4	101.4	102.2	102.1	100.7	102.5	109.1	103.3	108.4	110.2
水運業	98.6	100.4	100.0	100.5	98.3	99.2	100.7	97.5	98.1	97.7	97.5	98.6	94.6	96.8	92.4	88.1	79.1	81.9	84.1	85.2	86.4	88.2	88.3	88.7	90.0	89.9	89.4	88.3
航空運輸業	116.9	116.1	116.4	117.2	118.7	117.1	117.2	116.0	115.5	114.7	117.1	118.0	118.7	99.5	50.6	18.6	14.2	23.0	31.4	29.0	34.2	42.9	48.6	43.9	30.0	28.5	39.2	40.4
倉庫業	105.0	103.6	103.5	103.1	103.5	110.6	105.5	104.0	106.8	108.2	108.1	107.9	107.5	105.7	106.2	105.6	103.2	105.1	105.0	105.4	107.7	106.1	104.1	104.2	105.0	104.3	105.9	105.3
運輸に附帯するサービス業	105.0	105.1	104.8	106.0	105.0	104.0	105.3	104.1	105.3	102.1	104.3	104.5	104.9	104.5	93.1	76.9	69.9	84.2	86.1	85.5	89.9	92.0	91.7	91.8	86.6	89.2	92.8	91.2
郵便業(信書便事業を含む)	98.5	99.3	100.7	103.3	99.1	98.7	100.8	100.7	99.9	95.6	97.3	86.7	97.5	99.2	90.4	88.8	89.7	93.5	90.2	89.2	89.9	90.0	89.3	82.4	91.4	89.3	91.3	94.0
卸売業	101.8	101.5	102.2	102.8	102.6	103.0	104.0	102.3	106.2	95.7	97.2	96.5	95.8	95.7	95.1	88.6	82.1	86.5	88.8	89.2	91.7	94.3	92.5	94.0	94.7	92.0	94.4	94.4
金融業、保険業	101.4	101.6	100.3	98.1	104.5	100.8	99.9	100.1	102.9	98.9	99.7	98.1	99.8	98.5	101.5	98.4	95.8	101.9	100.7	101.4	102.0	101.8	103.8	102.1	106.1	103.3	105.5	106.2
金融業	107.6	106.5	107.5	107.5	107.9	107.0	107.5	108.7	109.8	108.2	108.4	108.1	109.1	109.9	112.9	109.9	109.9	116.1	112.7	112.6	113.4	113.8	117.3	116.2	117.2	116.8	118.8	119.7
保険業	94.7	93.6	92.0	85.0	99.9	91.7	89.5	89.1	90.7	86.7	87.9	83.2	87.0	87.8	84.7	83.7	77.7	80.5	84.4	84.3	86.0	86.0	84.5	83.7	88.3	81.9	87.1	88.1
物品賃貸業(自動車賃貸業を含む)	106.5	106.6	106.1	106.9	107.4	107.5	107.5	107.9	108.6	107.4	108.4	108.9	107.6	107.3	106.6	105.4	103.1	105.4	104.7	104.4	104.5	104.8	105.1	104.7	104.0	103.7	105.3	105.4
事業者向け関連サービス	108.1	108.4	107.9	108.7	108.0	107.5	108.5	107.5	109.6	106.9	106.6	106.5	106.4	106.8	105.8	100.4	99.1	100.3	99.9	101.2	102.2	102.0	102.5	102.5	101.6	99.9	103.2	101.6
学術・開発研究機関	96.9	97.5	96.5	98.1	99.9	97.9	97.7	100.1	96.8	98.8	97.4	95.8	101.8	100.7	99.6	97.3	96.6	97.8	101.8	98.3	98.3	100.0	99.4	94.8	99.7	95.1	98.3	100.5
専門サービス業	104.8	105.7	105.7	105.1	103.2	104.6	104.3	105.0	104.7	105.6	103.7	104.4	105.1	104.6	102.9	99.5	100.9	102.5	105.3	104.7	105.4	105.6	106.2	104.1	109.8	103.2	103.6	106.3
広告業	102.5	99.2	98.5	99.8	98.8	100.0	99.1	100.0	100.6	97.4	98.3	99.7	99.7	99.1	98.8	94.0	83.8	87.6	88.1	91.3	88.9	91.5	88.7	92.8	84.3	90.8	93.1	95.3
技術サービス業	105.1	105.8	110.3	107.9	108.6	108.5	108.7	107.8	108.7	104.3	106.0	106.1	106.7	106.7	108.3	107.0	105.0	107.1	106.4	105.9	107.3	106.3	105.5	104.9	101.5	103.3	108.3	108.2
小売業	102.2	101.8	101.5	102.2	101.9	101.5	99.7	103.3	111.8	94.6	98.0	98.6	100.1	101.4	96.4	86.5	88.7	100.8	96.1	98.8	100.0	100.6	100.3	100.8	97.8	100.6	101.5	96.1
不動産業	102.8	102.3	103.5	102.5	100.7	102.2	102.1	102.5	102.7	100.4	101.5	101.8	101.6	102.5	102.5	96.0	96.6	101.3	101.3	105.3	102.5	103.1	102.9	101.1	102.8	101.8	102.8	101.7
医療、福祉	107.7	107.3	106.7	108.4	106.7	106.6	109.8	107.6	108.1	107.9	108.6	109.1	108.4	106.4	105.7	97.7	93.9	102.9	104.6	104.6	107.1	107.8	106.2	108.0	104.8	105.5	109.8	108.3
医療業	108.6	107.7	107.5	109.8	108.0	108.1	112.1	109.0	109.2	109.9	110.4	111.2	110.3	104.9	106.0	97.5	93.8	104.5	106.5	105.9	109.3	111.6	107.5	110.1	105.9	106.8	113.8	112.2
保健衛生	117.8	117.6	119.0	111.7	103.1	101.7	103.0	100.6	109.4	98.6	95.7	100.0	100.6	98.9	118.2	74.5	53.5	81.5	88.0	92.0	100.0	100.9	105.7	110.2	102.9	94.9	81.8	74.5
社会福祉・介護事業	104.5	105.5	105.2	105.9	104.2	104.4	102.3	105.3	105.6	103.1	104.7	103.4	102.6	105.2	102.5	100.2	100.5	101.3	101.2	102.4	102.1	102.4	102.1	1010				

3. 政府の対策と実施状況

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策一覧

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2021年6月17日時点

●クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

QクリックするとHPに飛びます
(一部環境中のみ有効)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

事業を守る

雇用を守る

主理 楊志平

● 第3-4
の巻は
この巻
75-8

◎ 注意は
こもろ
きりゅう

● 12月12日
● 12月13日
● 12月14日

2

(資料出所)内閣官房HPより抜粋

国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)

国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策

令和2年12月8日
閣議決定

我が国経済は、4・5月の最悪期を脱し、持ち直しの動きが続いているものの、GDPギャップは7～9月期においても相当程度存在するなど、経済の回復は未だ途上。内外の感染症拡大の影響による経済の下振れリスクにも注意が必要。主要先進国に比べ回復局面における成長率が低く、コロナ前の経済水準に回復する時期が遅れると見込まれており、民間投資を大胆に呼び込むなど民需主導の持続的な成長軌道の実現に向け、長年の課題である成長力の強化が不可欠。
＝国民の命と暮らしを守る、そのために雇用を維持し、経済を回復させ、新たな成長の突破口を切り開くべく、予算・規制・税制、さらには財政投融资を含むあらゆる政策手段を総動員した力強い経済対策を講じることで、来年度中にはコロナ前の経済水準に回復させ、民需主導の成長軌道に戻していく。

守りの視点

医療提供体制の確保をはじめとする感染拡大防止に全力を挙げるとともに、内外の感染状況による経済への影響に対し、雇用と事業を支え、生活を守る

攻めの視点

・行政デジタル化の遅れ、東京一極集中など感染症を契機に浮き彫りとなった課題に対処
・グリーンやデジタルをはじめ成長分野に民間投資を呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、所得の継続的な拡大と成長力強化につながる施策に資源を集中投下

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策

- 医療提供体制の確保と医療機関等への支援**
 - 緊急包括支援交付金の増額(病床、宿泊療養施設の確保等)、緊急的臨時的な対応として診療・検査医療機関をはじめ医療機関等への感染拡大防止等の取組支援、小児科等に対する支援や感染症からの回復患者の転院支援に係る診療報酬上の特例措置、高齢者施設への感染防止対策支援等
- 検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備**
 - PCR検査等保険適用自己負担分の公費負担の継続、抗原検査キットの増産支援など確実な検査体制を整備
 - 来年前半までに全国民に提供できる数量確保を図るワクチンについて、希望する国民が遅滞なく受けられる接種体制整備、革新的な医薬品等の開発
- 知見に基づく感染防止対策の徹底**
 - 「協力要請推進枠」の追加を含む地方創生臨時交付金の増額(1.5兆円)、AI等を活用した各種データ解析等の感染対策への活用、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の感染防止対策、水際対策の強化
- 感染症の収束に向けた国際協力**
 - 国際機関との連携等を通じて、途上国によるワクチンへのアクセスの公平性確保、治療薬の安価な普及のための特許権プールの設立及び治療薬の供給促進、途上国の医療体制や公衆衛生の向上支援等

III. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

- 防災・減災、国土強靱化の推進**
 - 来年度から令和7年度の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(仮称)」(事業規模15兆円程度を目指す)をとりまとめ、初年度の措置として、「流域治水」の推進など激甚化する風水害や巨大地震等への対策、予防保全に向けた老朽化対策の加速、デジタル化等の推進
- 自然災害からの復旧・復興の加速**
 - 令和2年7月豪雨等の自然災害による被災者の生活・生業の再建やインフラ・施設の復旧・復興等
- 国民の安全・安心の確保**
 - 自衛隊の安定的な運用態勢の確保、戦略的海上保安体制の構築
 - 交通安全対策に資するサボカー購入の継続支援、配偶者暴力、性犯罪・性暴力被害者への相談・支援体制の強化等

IV. 新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行

II. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

1. デジタル改革・グリーン社会の実現

*税制は令和3年度税制改正で検討・結論

(1) デジタル改革

- クラウド活用を原則とした自治体情報システムの標準化・共通化(基金)
- マイナポイントの更なる活用や健康保険証や運転免許証との一体化などマイナナンバーカードの更なる普及促進・利活用
- 高等学校段階を含む学校ICT化の推進やオンライン教育の充実化、オンライン診療・服薬指導の恒久化
- ポスト5G・先端半導体製造・開発強化、Beyond5G実現に向けた研究開発、AI戦略研究開発拠点、政投銀による支援【財投含む】
- 書面・押印・対面の見直し、専任・常駐義務等の見直し等のデジタル改革に向けた規制改革

(2) グリーン社会の実現

- 2050年カーボンニュートラル目標に向けた革新的な技術開発(次世代蓄電池、水素、カーボンリサイクル等)に対して継続的な支援を行うための2兆円の基金の創設
- 再エネ電力や充電設備の導入と組み合わせた電気自動車・燃料電池自動車等の普及促進、既存住宅断熱リフォーム・ZEH化支援、グリーン住宅ポイント、企業の脱炭素化投資を促進する税制*

2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上

(1) 中小・小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援

- 最大1億円の事業再構築補助金の創設、資金繰り支援(実質無利子融資は民間は3月末、公庫等は来年前半まで実施。新たな事業再構築に向けた制度)、地域公共交通活性化・継続支援、企業の事業再構築等に向けた投資促進税制*、合併・経営統合等を行う地域金融機関に対する資金交付制度

(2) イノベーションの促進

- 10兆円の大学ファンドの創設【財投含む】(世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成の推進)、宇宙、海洋、AI、量子技術、ゲノム、バイオ、マテリアル等のイノベーション促進

(3) サプライチェーンの強靱化と国際競争力の向上

- サプライチェーン多様化補助金、対日投資促進など海外活力の取込み、世界に開かれた国際金融センター実現

3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現

(1) 地方への人の流れの促進など活力ある地方創り

- GoToトラベルは来年6月末までを基本とし感染状況を踏まえ柔軟に対応、GoToイート事業の食事券追加発行、観光拠点の改修支援・新たな交付金の創設等テレワーク支援、地域企業経営人材マッチング促進、文化芸術・スポーツ活動への支援、都市インフラの整備

(2) 成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ

- 雇用調整助成金の特例措置の延長(来年2月末まで、その後の感染状況・雇用情勢を踏まえた段階的縮小)、出向元・出向先への新たな助成金の創設、働きながら学べる環境の整備、就労経験のない職業に就くことを希望する方への早期再就職支援等

(3) 更なる輸出拡大を軸とした農林水産業の活性化

- 2030年5兆円の実現に向けた輸出の更なる拡大に向けた生産基盤・輸出力の強化、感染症の影響を踏まえた経営継続支援

(4) 家計の暮らしと民需の下支え

- 緊急小口資金等の特例措置の来年3月までの延長、住居確保給付金支給期間の最長12か月までの延長(年度内の新規申請分)、ひとり親世帯臨時特別給付金の年内目途の再支給、雇用増や賃上げなど所得拡大促進税制措置*、住宅投資喚起策、不妊治療費用助成の大幅な拡充、就職氷河期世代への支援策

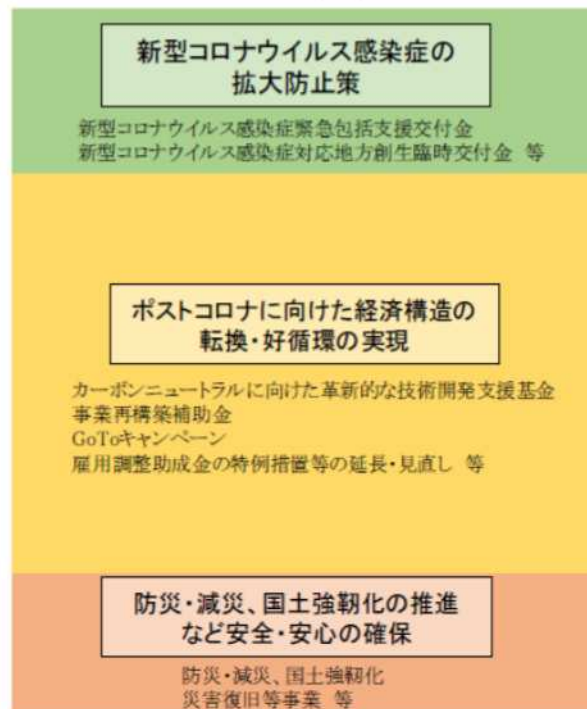
	I	II	III	IV	合計		GDPの下支え・押し上げ効果
本対策の規模	財政支出	5.9兆円程度	18.4兆円程度	5.6兆円程度	令和2年度5.0兆円程度 令和3年度5兆円	40.0兆円程度	3.6%程度
	事業規模	6.0兆円程度	51.7兆円程度	5.9兆円程度	令和2年度5.0兆円程度 令和3年度5兆円	73.6兆円程度	雇用の下支え・創出効果 2021年度末までに概ね60万人程度
本対策の効果							

国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策の経済効果

- 本経済対策の円滑かつ着実な実施により、公的支出による経済の下支えを図りつつ、設備投資をはじめとする民間需要をしっかりと喚起し、民需の自律的な回復も相まって経済の好循環につなげる。
- 現時点において、本経済対策による支出が直接的に実質GDPを下支え・押し上げる効果を試算すると、3.6%程度と見込まれる（2020年度 0.5%程度、21年度 2.5%程度、22年度以降 0.6%程度）。
- また、本経済対策による支出が生み出す需要により雇用を下支え・創出する効果を試算すると、2021年度までに概ね60万人程度と見込まれる。

実質GDPの下支え・押し上げ効果

3.6% 程度



※現時点で使用決定されていない新型コロナウイルス感染症対策予備費等は除く

実質GDP効果の発現見込み



雇用の下支え・創出効果

2021年度までに概ね60万人程度

（参考）これまでの新型コロナウイルス感染症関連の経済財政政策と実質GDP換算の経済効果

総合経済対策（令和2年度以降発現分）	1.1%程度
令和2年度第1次補正予算等	3.3%程度
令和2年度第2次補正予算	2.0%程度

経済対策の進捗状況について

フォローアップの対象

- 昨年11月及び本年2月に報告した令和2年度第1次、第2次補正予算等とともに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）【令和2年度第3次補正予算（令和3年1月28日成立）等】の主だった事業について、直近時点での進捗状況を確認。
- これまで同様に原則、一般会計国費で100億円以上の事業を対象（予備費使用が決定された事業を含む）。ただし、公共投資は、個別事業の予算額によらず全体的な姿として、その進捗状況を把握。
※第3次補正予算等（12月11日以降決定の予備費を含む）のうち、今回フォローアップの対象は予算額ベースで24.6兆円中、23.7兆円（約96%）
- なお、予算事業に加え、総合経済対策に盛り込まれた規制改革や財政投融资（令和2年度3次補正追加分）の主だった事業についても調査（資料2-2を参照）。

主な結果（別紙参照）

- 第1次補正、第2次補正予算分等については、多くの事業で大宗を執行済。なお、
 - ・ 実質無利子・無担保融資等の進捗状況は、1・2・3次補正の事業規模約110兆円中、約48.4兆円（令和3年3月末時点）。4月以降も3次補正分を含め、資金繰り支援を継続。
 - ・ 休業支援金、マイナポイント活用消費活性化策等は、3次補正分等も含め、今年度に繰り越し継続実施。
- 第3次補正予算分等については、
 - ① 雇用調整助成金、緊急小口資金等は1・2次補正から継続して迅速に執行。
 - ② 協力金等の支援策のほか、一部の補助金は交付・採択決定を開始（J-LODlive補助金、ものづくり補助金（中小企業生産性革命推進事業）、地域公共交通維持・活性化等）。
 - ③ その他多くの事業で公募プロセス中ないし近々公募開始予定であり、公共投資を含め、大宗について今後の効果発現が期待。

各種施策の進捗状況について

1. 家計支援（雇調金等を含む）、消費喚起

(※) 以下の頁を含め進捗状況欄は原則、事務費を含まない。
直近時点の計数を記載しており、資料2-2の計数とは異なる場合がある。

		財源	進捗状況	備考
特別定額給付金	1次補正	12.88兆円	12.68兆円	給付額（確定額）。給付額予算は12.73兆円
緊急小口資金等	1,2,3次補正等	1.5兆円	9,087億円	決定額（5/8時点）。3/23予備費で3410億円追加。6月末まで申請受付
子育て世帯生活支援特別給付金	予備費（3/23）	2,175億円	—	4月分の児童扶養手当受給者に可能な限り5月末までに支給。その他は令和3年度分の課税情報が判明後、可能な限り速やかに支給。
ひとり親世帯臨時特別給付金	2次補正、予備費（12/11）	2,102億円	1,585億円	決定額（3/31時点。2次補正、予備費分とも約102万世帯）
子育て世帯臨時特別給付金	1次補正	1,654億円	1,489億円	給付額（2/28時点）
学生支援緊急給付金	予備費	531億円	503億円	支給額（4/30時点）。予備費は昨年5/19決定。
住居確保給付金	1,2次補正等	319億円	306億円	決定額（3/31時点）。財源は国費を記載。実績は、2年度当初予算からの交付並びに地方負担分を含む
大学等の授業料等減免	1,2次補正	160億円	151億円	大学等への交付決定額（4/30時点）
雇用調整助成金	1,2,3次補正等	3.9兆円	3.4兆円	給付額（上:5/7、下:5/6時点）。なお、財源には3年度当初予算を含み、移流用を含まない。
休業支援金・給付金	2次補正等	5,737億円	1,041億円	給付額（5/7時点）。うち助成金（雇用者向け）は550億円、支援金（フリーランス向け）は55億円
小学校休業等対応助成金等	1,2次補正	1,719億円	605億円	支払額（5/10時点）。12/11予備費3,119億円追加。現在停止中
Go Toトラベル	1,3次補正等	2.4兆円	7,558億円	支払額（4/15時点）
Go Toイート	1,3次補正	2,518億円	1,390億円	決定額（4/28時点）。現在オンラインを除き停止中。
Go Toイベント	1次補正	1,198億円	23億円	決定額等（5/9時点）。マイナポイント申込数は1,764万件（ポイント付与は9月末まで）、4/30時点のマイナポイント申請4,931万枚。財源にはR3年度当初予算を含む
マイナポイント活用策	2年度当初、3次補正等	2,999億円	945億円	3/29既存住宅の購入や小規模なリフォーム等を除き申請受付開始、5/6全ての申請受付開始。
グリーン住宅ポイント	3次補正	1,094億円	—	

(注) 以下の頁を含め、1,2次補正予算等と3次補正等で進捗状況を分けて管理可能なものは、原則、分割して進捗状況を確認・記載。

2. 事業者支援（雇調金等を除く）、投資促進

		財源	進捗状況	備考
持続化給付金	1次補正等	5.7兆円	約5.5兆円	給付終了。財源は流用後。
協力金（協力要請推進枠等）	23次補正等、予備費 (12/25, 1/15, 2/9, 3/23)	3.6兆円	1.88兆円 約9,700億円	上段は都道府県への交付決定額(3/31時点)。 下段は都道府県から事業者への支払額(4/30時点)。
家賃支援給付金	2次補正	1.1兆円	約8,950億円	給付終了。財源は流用後。
一時支援金、月次支援金	予備費(2/9)等	6,979億円	約570億円	給付額(5/10時点)。財源は流用後
J-LODlive補助金	1次補正, 3次補正, 予備費	1,594億円	950億円	決定額(4/23時点)。3/23予備費315億円追加
文化芸術・スポーツ活動継続支援	2次補正	509億円	445億円	決定額(文化423億円(5/11時点)12/11追加募集受付終了) (スポーツ22億円(4/30時点)12/11募集受付終了)
コロナ禍を乗り越えるための文化 芸術活動の充実支援等事業	3次補正	370億円	—	ARTS for the future! : 5月中旬以降1次募集交付決定予定、 文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備 : 5月中旬頃 1次募集採否決定予定 等
グリーンイノベーション基金事業	3次補正	2.0兆円	—	5月中旬以降、順次公募開始予定
事業再構築補助金	3次補正	1.1兆円	—	1次公募審査中、6月中旬1次公募採択結果公表予定
中小企業生産性革命推進事業	1, 2次補正	1,700億円	1,645億円	決定額(5/11時点)。3補助金とも受付終了
	3次補正	2,300億円	80億円	決定額。3補助金とも通年公募
農林漁業者経営継続補助金	2, 3次補正等	1,212億円	1,069億円	決定額。財源は流用後
既存観光拠点再生等事業	3次補正	550億円	—	自治体・DMO型、6月上旬目途採択予定
地域交通感染拡大防止対策	2次補正	138億円	135億円	交付額(3/31時点)
地域公共交通維持・活性化	3次補正	150億円	59億円	交付額(4/15時点)。観光との連携を含む財源305億円
サプライチェーン強靱化 (国内投資、海外多元化)	1次補正, 予備費	3,295億円	3,283億円	決定額。国内・海外の合計。10/16予備費860億円追加
	3次補正	2,225億円	—	国内分は5/7申請締切、海外分は4/26申請締切
ポスト5G情報通信インフラ基盤強化対策	元年度, 3次補正	2,000億円	1,144億円	採択決定額。現在第4回公募分の審査中
高度無線環境整備推進事業	1, 2次補正	532億円	467億円	決定額(5/11時点)
実質無利子・無担保融資等	1, 2, 3次補正	事業規模110兆円	48.4兆円	決定額(3/31時点)。実績は融資＋信用保証

3. 医療提供体制強化等感染防止対策

		財源	進捗状況	備考
緊急包括支援交付金(医療)	1, 2, 3次補正等	4.0兆円	2.9兆円 1.7兆円	上段は都道府県への交付決定額(4/21時点) 下段は自治体から医療機関等への支払額(3/31時点) 財源は流用後
医療機関等への医療用マスク等 優先配布	1, 2次補正等	4,461億円	3,571億円	物資等配布額(5/7時点)。昨年5/26に予備費1680 億円追加。財源は流用後
ワクチン接種体制整備等	3次補正等	7,667億円	1,371億円	決定額(3/31時点)。財源は流用後
更なる病床確保のための緊急支援	予備費(12/25)	2,693億円	1,390億円	決定額(3/31時点)
ワクチン生産体制等緊急整備基金	2, 3次補正	2,577億円	902億円	決定額(3/31時点)
医療機関等危機対応融資	1, 2, 3次補正等	事業規模2.2兆円	1.6兆円	決定額(3/31時点)

4. 公共投資

		財源	進捗状況	備考
2019年度補正予算分	元年度補正	2.1兆円	1.9兆円	契約済額(原則3/31時点)
2020年度臨時特別の措置分	2年度当初	0.9兆円	0.6兆円	契約済額(原則3/31時点)
2020年度3次補正分	3次補正	2.9兆円	0.2兆円	契約済額(原則3/31時点)

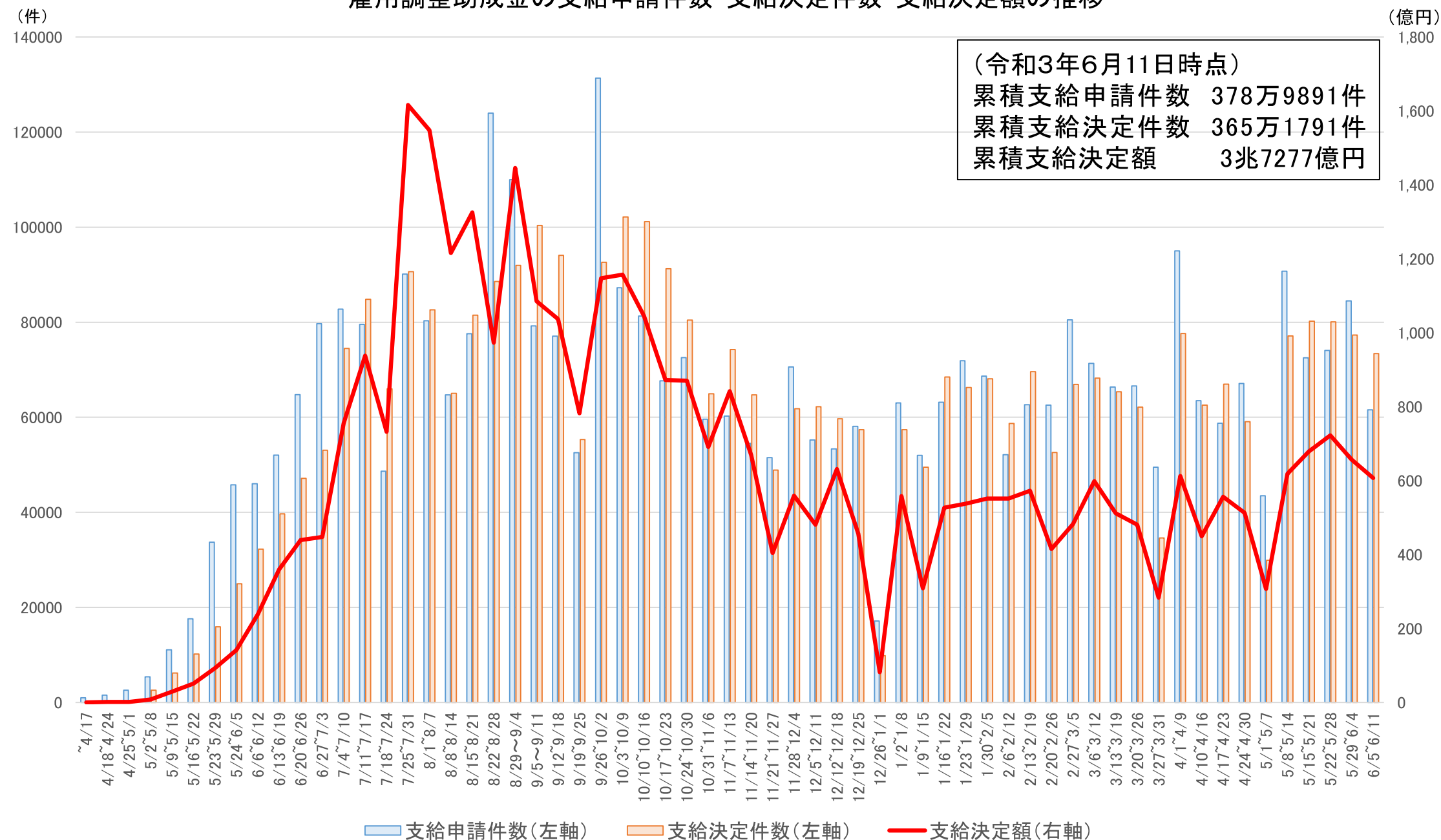
5. その他の地方公共団体等を通じた支援

(※) 進捗状況は自治体等への交付決定ないし交付額

		財源	進捗状況	備考
地方創生臨時交付金 (除く協力要請推進枠等、事業 者支援分)	1, 2, 3次補正	4.3兆円	3.1兆円	交付決定額。3次補正単独事業分の本年度の自治体 からの実施計画締切はそれぞれ4/30・7/30であり、 6月・9月頃交付決定予定等
(事業者支援分)	3年度予備費(4/30)	5,000億円	-	都道府県に先行分3,000億円の交付上限額を提示済
地域観光事業支援	3次補正の活用	3,300億円	246億円	交付決定額(5/11時点)。うち宿泊事業者による感 染防止対策等への支援1,000億円。
地方公共団体デジタル基盤改革支援	3次補正	1,788億円	-	次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行に 関する補助金の募集開始(4/30時点) 等
市町村国保等保険料減免支援	1次, 3次補正	762億円	528億円	交付決定額(3/31時点)
不妊に悩む方への特定治療支援事業	3次補正	370億円	307億円	交付決定額(4/15時点)
セーフティネット強化交付金	3次補正	140億円	0.3億円	交付額(3/31時点)。5月中に都道府県に基準額通知、 6月中交付決定予定 等

雇用調整助成金の支給申請件数・支給決定件数・支給決定額の推移

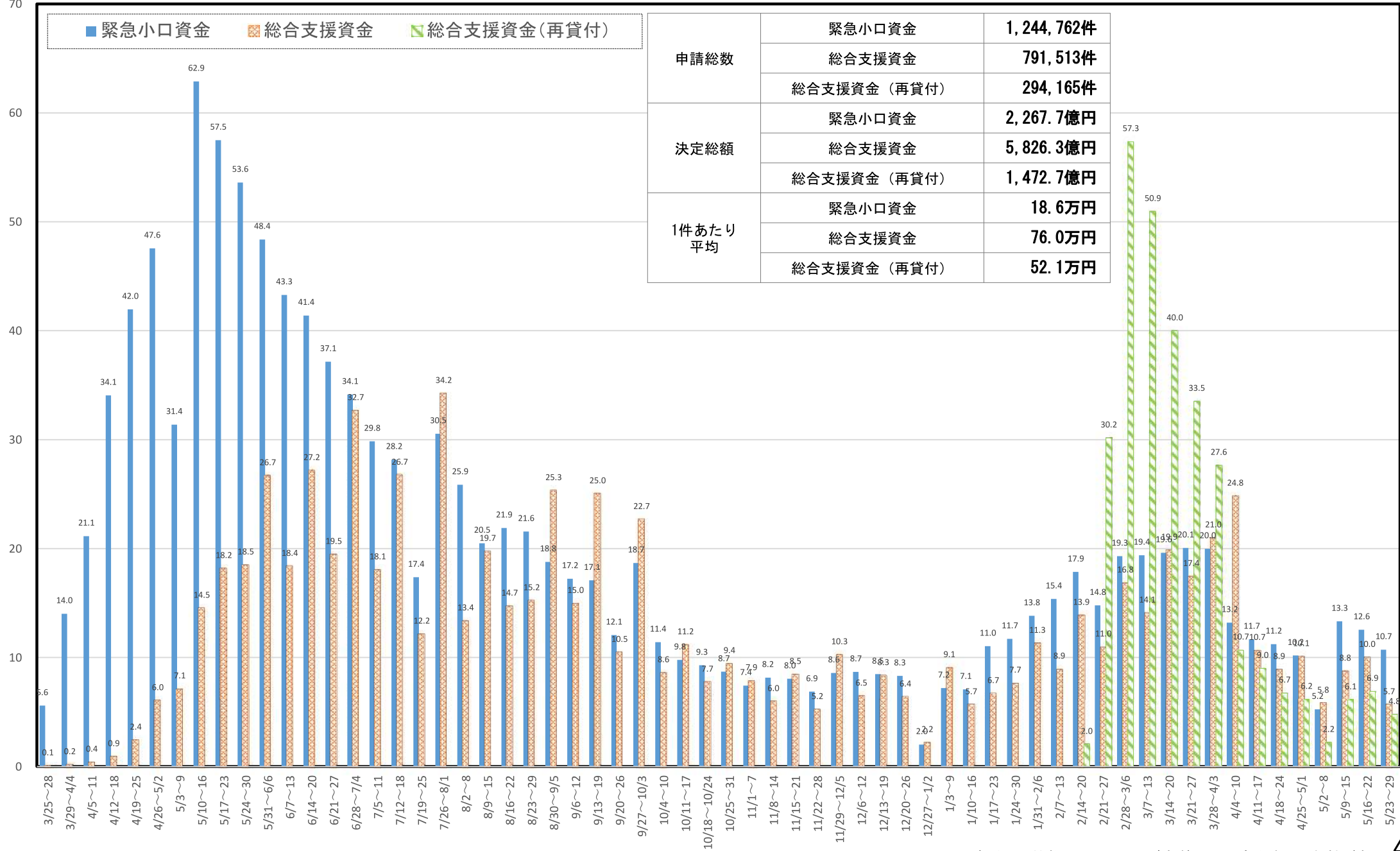
雇用調整助成金の支給申請件数・支給決定件数・支給決定額の推移



生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金、総合支援資金）の申請件数の推移

申請件数（千件）

令和3年6月2日現在（速報値）



※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日(令和3年6月17日変更)

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

その上で、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター(患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。)の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大(以下「オーバーシュート」という。)の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせる実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

併せて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長(以下「政府対策本部長」という。)は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という。)は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。

以後、4月16日に、各都道府県における感染状況等を踏まえ、全都道府県について緊急事態措置区域とし、5月4日には、全都道府県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長することとした。その後、各都道府県における感染状況等を踏まえ、段階的に緊急事態措置区域を縮小していった。

5月25日に、感染状況等を分析し、総合的に判断した結果、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、政府対策本部長は、法第32条第5項に基づき、緊急事態解除宣言を行った。

その後、新規報告数は、10月末以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっていった。12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和3年1月7日、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間であり、緊急事態措置区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とした。

令和3年1月13日には、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。

令和3年2月2日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、2月8日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとした。

政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和3年2月3日に成立した。これにより改正された法は令和3年2月13日に施行された。

令和3年2月26日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することとした。

令和3年3月5日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとした。

令和3年3月18日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対

する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって緊急事態措置を終了した。

緊急事態宣言の解除後は、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（令和3年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ。以下「緊急事態宣言解除後の対応」という。）を踏まえ、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととした。

令和3年4月1日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月5日から令和3年5月5日までの31日間とし、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を行った。

令和3年4月9日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月12日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月5日までの24日間とする旨の公示を行った。

令和3年4月16日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月20日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加える変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月20日から令和3年5月11日までの22日間とする旨の公示を行った。

新規報告数は令和3年3月上旬以降、大都市部を中心に増加が続き、重

症者数も増加が見られた。また、B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）の感染者の増加がみられ、急速に従来株からの置き換わりが進みつつある。

こうした状況を踏まえ、令和3年4月23日には、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間であり、緊急事態措置区域は東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とした。

また、同じく令和3年4月23日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第31条の4第3項に基づき、4月25日以降については、重点措置区域に愛媛県を加え、緊急事態措置区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を重点措置区域から除外する変更を行うとともに、宮城県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月5日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月5日から令和3年5月11日まで」、沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月12日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月12日から令和3年5月11日まで」と変更し、愛媛県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間とする旨の公示を行った。

令和3年5月7日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、大都市部を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月12日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に加え、愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長することとした。

また、同じく令和3年5月7日には、5月9日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を

令和3年5月9日から令和3年5月31日までの23日間とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年5月14日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染が急速に拡大している地域があり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月16日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県に加え、令和3年5月31日までの期間において、北海道、岡山県及び広島県を追加する変更を行った。

また、同じく令和3年5月14日には、5月16日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から北海道を除外し、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県及び沖縄県に加え、群馬県、石川県及び熊本県を追加する変更を行うとともに、群馬県、石川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月16日から令和3年6月13日までの29日間とする旨の公示を行った。

令和3年5月21日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染が急速に拡大している地域があり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月23日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県に加え、沖縄県を追加する変更を行うとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月23日から令和3年6月20日までの29日間とする変更を行った。

また、同じく令和3年5月21日には、5月23日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から愛媛県及び沖縄県を除外する旨の公示を行った。

令和3年5月28日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対

する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、法第32条第3項に基づき、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年6月20日まで延長することとした。

また、同じく令和3年5月28日には、第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年6月20日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年6月10日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、群馬県、石川県及び熊本県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている6月13日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行った。

令和3年6月17日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、新規陽性者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減が見られる、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている6月20日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を沖縄県のみに変更するとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年7月11日まで延長することとした。

また、重点措置区域については、同じく令和3年6月17日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、岐阜県及び三重県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている6月20日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、6月21日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、また、これらの都道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年6月21日から令和3年7月11日までの21日間とし、埼玉県、千葉県及び

神奈川県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年7月11日まで延長する旨の公示を行った。

今後は、「令和3年6月21日以降における取組」(令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ。以下「令和3年6月21日以降の取組」という。)を踏まえ、感染の再拡大を防止するため、ワクチン接種の円滑化・加速化をはじめ効果的な対策を総合的に進めていくこととする。また、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が気持ちを一つにして、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和3年6月15日までに、合計774,604人の感染者、14,182人の死亡者が確認されている。

令和2年4月から5月にかけての緊急事態宣言下において、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があったことから、本対処方針において特定都道府県(緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県)の中でも「特定警戒都道府県」と位置付けて対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多いことや、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要